

職員の給与等に関する報告及び勧告

令和4年10月

長崎県人事委員会



4 人 委 第 6 5 号

令和 4 年 1 0 月 1 1 日

長 崎 県 議 会 議 長 中 島 廣 義 様

長 崎 県 知 事 大 石 賢 吾 様

長 崎 県 人 事 委 員 会

委 員 長 水 上 正 博

職 員 の 給 与 等 に 関 す る 報 告 及 び 勧 告 に つ い て

地 方 公 務 員 法 第 8 条、第 1 4 条 及 び 第 2 6 条 の 規 定 に
基 づ き、職 員 の 給 与 に つ い て 別 紙 第 1 の と お り 報 告 し、
併 せ て そ の 改 定 に つ い て 別 紙 第 2 の と お り 勧 告 す る と と
も に、職 員 の 人 事 管 理 に つ い て 別 紙 第 3 の と お り 報 告 し
ま す。

こ の 勧 告 に 対 し、県 議 会 及 び 知 事 が、そ の 実 現 の た め、
所 要 の 措 置 を と ら れ る よ う 要 請 し ま す。

目 次

別紙第1 職員の給与に関する報告	1
1 職員の給与	1
2 民間給与の調査	1
3 職員の給与と民間企業従業員の給与との比較	6
4 生計費及び物価	9
5 国家公務員との給与水準の比較	9
6 人事院の報告及び勧告	9
7 本年の給与改定等	10
8 給与制度の整備に向けた取組	11
別紙第2 勧告	12
別紙第3 職員の人事管理に関する報告	54
1 人材の確保	54
2 人材の育成と能力・実績に基づく人事管理の推進	57
3 働き方改革と勤務環境の整備	58

参 考 資 料 目 次

1 人事院の報告及び勧告

別紙第1 職員の給与に関する報告（別表第1～第4、参考資料1、2、3、4：省略） …	65
別紙第2 勧告（別記第1～第3：省略） ……………	72
別紙第3 公務員人事管理に関する報告 ……………	74

2 民間給与関係資料

令和4年職種別民間給与実態調査の概要 ……………	85
第1表 産業別、企業規模別調査事業所数 ……………	86
第2表 民間における職種別、学歴別、企業規模別初任給 ……………	86
第3表 民間における企業規模別、職種別、学歴別給与額等 ……………	87
第4表 民間における初任給の改定状況 ……………	104
第5表 民間における家族手当の支給状況 ……………	104
第6表 民間における在宅勤務手当の支給状況 ……………	105
第7表 民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況 ……………	105
第8表 民間における定年制の状況 ……………	105

3 職員給与関係資料

令和4年職員給与実態調査の概要 ……………	107
第9表 職員の給料表別職員数、平均年齢及び平均経過年数 ……………	108
第10表 職員の給料表別平均給与月額 ……………	108
第11表 職員の給料表別、学歴別職員数及び構成比並びに性別職員数及び構成比 ……………	109
第12表 職員の扶養親族数別人員 ……………	109
第13表 職員の給料表別、級別、号給別人員分布 ……………	110
第14表 職員の給料表別、学歴別、年齢別平均給料月額等 ……………	126
第15表 職員の給料表別、性別、年齢別職員数 ……………	142
第16表 職員の住居手当受給者の給料表別、住居種類別職員数及び平均家賃額等 ……………	144
第17表 職員の給料表別、家賃額別職員数等 ……………	145
第18表 職員の通勤手当受給者の給料表別、通勤方法別職員数及び平均通勤手当額等（月額） ……………	146
第19表 職員の交通機関利用者の給料表別、通勤手当額別（月額）職員数等 ……………	147
第20表 職員の交通用具使用者の給料表別、通勤距離別職員数等 ……………	148
第21表 職員の単身赴任手当の支給状況 ……………	148
第22表 職員の管理職手当の支給状況 ……………	149
第23表 職員の地域手当の支給状況 ……………	149

4 生計費・労働経済関係

第24表 長崎市における費目別、世帯人員別標準生計費 ……………	151
第25表 労働経済指標 ……………	152

職員の給与等に関する報告及び勧告

職員の給与に関する報告

本委員会は、地方公務員法の規定に基づき、「職員の給与に関する条例」及び「市町村立学校県費負担教職員の給与等に関する条例」の適用を受ける職員（以下「職員」という。）の給与の実態並びに民間企業従業員の給与、国及び他の地方公共団体の職員の給与、生計費並びに人事院の勧告等、職員の給与等の決定に関係がある諸種の要件について調査検討を行ってきたので、その概要を次のとおり報告する。

1 職員の給与

本委員会が実施した「令和4年職員給与実態調査」に基づく本年4月1日現在における職員総数は18,363人である。このうち、民間給与との比較を行っている行政職給料表の適用者は4,204人であり、その平均給与月額を算出すると、給料323,400円、扶養手当10,119円、地域手当6,208円、その他の手当18,930円、計358,657円となっている。また、その平均年齢は42.1歳、平均経験年数は20.5年、性別構成は男71.9%、女28.1%、学歴別構成は大学卒69.8%、短大卒3.2%、高校卒26.0%、中学卒1.0%となっている。

なお、他の給料表の適用者を含めた職員全体の平均給与月額は、給料354,881円、扶養手当10,235円、地域手当3,850円、その他の手当19,957円、計388,923円となり、平均年齢は43.0歳となっている。

（参考資料「3 職員給与関係資料 第9表、第10表、第11表」参照）

2 民間給与の調査

職員給与と民間給与との比較を行うため、企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の県内民間事業所388事業所のうちから、人事院が層化無作為抽出法によって抽出した144事業所を対象に、人事院と共同で「令和4年職種別民間給与実態調査」を実施した。なお、新型コロナウイルス感染症に対処する医療現場の厳しい状況を鑑み、一昨年、昨年に引き続き、病院は調査対象から除外した。

この調査では、公務の行政職と類似すると認められる事務・技術関係22職種3,620人及び研究員、教員等32職種147人について、本年4月分として個々の従業員に実際に支払われた給与月額及び当該従業員の役職段階、学歴、年齢等を詳細に調査した。

調査の完了率は、調査の重要性に対する民間事業所からの格段の理解と協力を得て、84.0%と非常に高いものとなっており、調査結果は広く民間事業所の給与の状況を反映したものといえる。

なお、調査を完了した産業別、企業規模別調査事業所数については第1表に示すとおりとなっている。

第1表 産業別、企業規模別調査事業所数

(令和4年4月)

産 業	企業規模			
	規模計	500人以上	100人以上 500人未満	100人未満
産 業 計	事業所 121	事業所 34	事業所 56	事業所 31
農 業 , 林 業 , 漁 業	4	0	1	3
鉱 業 , 採 石 業 , 砂 利 採 取 業 , 建 設 業	8	1	4	3
製 造 業	50	11	29	10
電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 ・ 水 道 業 , 情 報 通 信 業 , 運 輸 業 , 郵 便 業	19	6	7	6
卸 売 業 , 小 売 業	8	2	4	2
金 融 業 , 保 険 業 , 不 動 産 業 , 物 品 賃 貸 業	4	4	0	0
教 育 , 学 習 支 援 業 , 医 療 , 福 祉 , サ ー ビ ス 業	28	10	11	7

- (注) 1 上記のほか、実地調査に際し、規模が調査対象外であることが判明した事業所及び調査不能の事業所が23あった。
- 2 調査対象事業所144に占める調査完了事業所121の割合(調査完了率)は84.0%である。
なお、調査対象事業所144から企業規模、事業所規模が調査対象外であることが判明した事業所2を除いた142に占める調査完了事業所121の割合(調査完了率)は85.2%である。
- 3 「500人以上」とは、企業規模500人以上で、かつ、事業所規模50人以上の事業所を、「100人以上500人未満」とは、企業規模100人以上500人未満で、かつ、事業所規模50人以上の事業所を、「100人未満」とは、企業規模50人以上100人未満で、かつ、事業所規模50人以上の事業所をいう。

初任給の改定状況について、新規学卒者の採用を行った事業所の割合は、大学卒で23.2%（昨年25.5%）、高校卒で21.4%（同40.5%）となっている。そのうち初任給を増額した事業所の割合は、大学卒で40.0%（同26.7%）、高校卒で43.0%（同21.7%）となっており、初任給を据え置いた事業所の割合は、大学卒で58.8%（同73.3%）、高校卒で57.0%（同78.3%）となっている。

（参考資料「2 民間給与関係資料 第4表」参照）

給与改定の状況については、第2表のとおり、一般の従業員（係員）について、ベースアップを実施した事業所の割合は38.6%（昨年18.8%）であり、昨年に比べ、19.8ポイント増加している。一方、ベースアップを中止した事業所の割合は11.7%（同16.1%）であり、昨年に比べ、4.4ポイント減少している。

また、第3表に示すとおり、一般の従業員（係員）について、定期に行われる昇給を実施した事業所の割合は74.5%（昨年79.8%）となっている。昇給額については、昨年に比べて増額となっている事業所の割合は27.9%（同11.9%）、減額となっている事業所の割合は5.3%（同10.9%）となっている。

第2表 民間における給与改定の状況

(単位：%)

項目 役職段階	ベースアップ実施	ベースアップ中止	ベースダウン	ベース改定 の慣行なし
	係 員	38.6	11.7	0.0
課 長 級	32.8	14.8	0.0	52.4

(注) ベース改定の慣行の有無が不明及びベース改定の実施が未定の事業所を除いて集計した。

第3表 民間における定期昇給の実施状況

(単位：%)

項目 役職段階	定期昇給 制度あり	定期昇給実施			定期昇給 中 止	定期昇給 制度なし	
		増 額	減 額	変化なし			
係 員	76.8	74.5	27.9	5.3	41.3	2.3	23.2
課 長 級	68.2	65.9	18.5	7.1	40.3	2.4	31.8

(注) 定期昇給の有無が不明、定期昇給の実施が未定及びベース改定と定期昇給を分離することができない事業所を除いて集計した。

3 職員の給与と民間企業従業員の給与との比較

(1) 月例給

本委員会は、職員の給与水準を民間企業従業員の給与水準と均衡させること（民間準拠）を基本に勧告を行っている。

民間給与との比較方法については、単純な給与の平均値によるのではなく、職員にあっては行政職、民間にあってはこれに類似すると認められる事務・技術関係職種の者について、主な給与決定要素である役職段階、年齢、学歴を同じくする者同士を対比させ、精密に比較（ラスパイレス方式）を行っている。

本年の職員給与実態調査及び職種別民間給与実態調査の結果に基づき、4月分の給与を対比させ、比較を行ったところ、第4表のとおり、職員給与が民間給与を1人当たり874円（0.24%）下回っている。

第4表 職員給与と民間給与の較差

民間給与	職員給与	較差
364,010円	363,136円	874円（0.24%）

(注) 本年度の新規学卒の採用者は、いずれにも含まれていない。

(参考) 公民給与の比較における対応関係

行政職給料表	企業規模500人以上 の事業所	企業規模100人以上 500人未満の事業所	企業規模50人以上 100人未満の事業所
9級	支店長、工場長、 部長、部次長		
8級	課長	支店長、工場長、 部長、部次長	
7級			支店長、工場長、 部長、部次長
6級	課長代理	課長	
5級			課長
4級	係長	課長代理	課長代理
3級		係長	係長
2級	主任	主任	主任
1級	係員	係員	係員

(注) 係制を採っていない事業所において、課長代理以上に直属し、かつ、直属の部下を有する主任については、係長に含めている。

(2) 特別給

本委員会は、民間における特別給の支給割合（月数）を算出し、これを職員の期末手当及び勤勉手当の年間の平均支給月数と比較した上で、0.05月単位で改定を行っている。

本年の特別給に関する調査の結果、昨年8月から本年7月までの1年間において、民間事業所で支払われた賞与等の特別給は、第5表のとおり、所定内給与月額との4.40月分に相当しており、職員の期末手当及び勤勉手当の年間の平均支給月数（4.30月）が民間事業所の特別給の支給割合を0.10月分下回っていた。

第5表 民間における特別給の支給状況

項 目		金 額 等
平均所定内給与月額	下半期（A1）	344,175 円
	上半期（A2）	348,988 円
特別給の支給額	下半期（B1）	728,938 円
	上半期（B2）	796,705 円
特別給の支給割合	下半期（B1/A1）	2.12 月分
	上半期（B2/A2）	2.28 月分
	年 間 計	4.40 月分

（注） 下半期とは令和3年8月から令和4年1月まで、上半期とは同年2月から7月までの期間をいう。
備考 職員の場合、現行の年間支給月数は、4.30月である。

4 生計費及び物価

(1) 標準生計費

本委員会が、総務省統計局の家計調査報告を基礎として人事院方式により算定した長崎市における2人世帯、3人世帯及び4人世帯の標準生計費は、本年においては、それぞれ188,040円、203,360円及び218,650円となっている。

(参考資料「4 生計費・労働経済関係 第24表」参照)

(2) 物価指数

総務省統計局による本年4月の消費者物価指数は、昨年4月と比較して、全国で2.5%、長崎市で2.3%の増加となっている。

(参考資料「4 生計費・労働経済関係 第25表」参照)

5 国家公務員との給与水準の比較

行政職給料表の適用を受ける職員の給与水準（令和3年4月）を国家公務員の給与水準と比較（経験年数別、学歴別）したところ、国家公務員を100とした場合、ラスパイレス指数は98.2となっている。

6 人事院の報告及び勧告

人事院は、本年8月8日、国会及び内閣に対し、国家公務員の給与に関する報告及び勧告を行った。

月例給について、民間における賃金の引上げを図る動きを反映して、民間給与が国家公務員給与を上回る結果となり、初任給及び若年層について、俸給月額を引き上げることとしている。

また、特別給について、国家公務員の期末手当及び勤勉手当の年間の平均支給月数が民間事業所の特別給の支給割合を0.11月分下回っていたことから、民間の特別給の支給割合との均衡を図るため、支給月数を0.10月分引き上げる必要があり、支給月数の引上げ分は、民間の特別給の支給状況等を踏まえ、勤務実績に応じた給与を推進するため、勤勉手当に配分することとしている。

(参考資料「1 人事院の報告及び勧告」参照)

7 本年の給与改定等

(1) 改定の基本方針

職員の給与決定に関係がある基礎的諸条件は、以上報告したとおりである。

月例給については、前記3(1)のとおり、本年4月時点で、職員給与が民間給与を874円(0.24%)下回っていた。

人事院は、国家公務員の給与について、初任給及び若年層の俸給月額を引き上げるよう勧告した。

特別給については、前記3(2)のとおり、職員の年間支給月数が民間の支給割合を0.10月分下回っていた。

人事院は、民間の支給割合との均衡を図るため、国家公務員の特別給の支給月数を引き上げ、その引上げ分は、勤勉手当に配分することを勧告した。

人事委員会の給与勧告制度は、公務員の労働基本権制約の代償措置として、職員に対し社会一般の情勢に適応した適正な給与を確保する機能を有するものであり、長期的視点からみると、県民の理解が得られる給与水準を職員に対し保障するとともに、県行政運営の安定にも資するものとする。

以上の諸事情を総合的に勘案すれば、職員の給与については、次のとおり改定を行う必要がある。

(2) 改定すべき事項

ア 給料表

給料表(教育職給料表(二)、教育職給料表(三)、小学校中学校教育職給料表及び高等学校教育職給料表(以下「教育職給料表等」という。))を除く。)については、人事院勧告の内容に準じた改定を行う必要がある。

なお、教育職給料表等については、行政職給料表との均衡を考慮して改定する必要がある。

イ 期末・勤勉手当

期末・勤勉手当については、支給月数を0.10月分引き上げ、4.40月分とするなど、人事院勧告の内容に準じた改定を行う必要がある。

(3) その他検討を要すべき事項

獣医師に係る初任給調整手当

獣医師については、採用者が採用予定者数を下回る状況が続いており、獣医師の安定的な確保が困難となっている。

他の都道府県の動向に留意し、獣医師に係る初任給調整手当の引上げについて検討する必要がある。

8 給与制度の整備に向けた取組

人事院は、能率的で活力があり、一人一人が躍動できる公務組織の実現に向けて、人材の確保や勤務環境の整備などの取組を進めることとしている。

また、公務においては、来年度から定年が段階的に引き上げられることに伴い、60歳を超えた職員について当分の間は7割に設定されている給与水準を60歳前後で連続的なものとなるよう、定年の段階的引上げが完成するまでに、所要の措置を順次講ずることとされている。

このように、社会や公務の変化に適応した人事管理が求められる中で、人事院は、給与制度についても諸課題に対応できるよう、様々な側面から一体的に取組を進めていくことを報告した。

具体的には、令和5年に骨格案、令和6年にその時点において必要な給与制度上の措置の成案を示し、施策を講ずることを目指すこととしている。また、その後も、段階的な定年引上げが完成する令和13年3月を見据えた更なる措置等に向けて、公務・民間における状況の変化等も見つつ検討を進め、対応を図っていく旨言及している。

本県においても、給与制度上の諸課題に対する国の動向を注視しながら、適切に対応していく必要がある。

勸告

本委員会は、報告した諸資料に基づき、次の事項を実現するため、職員の給与に関する条例（昭和32年長崎県条例第45号）、市町村立学校県費負担教職員の給与等に関する条例（昭和32年長崎県条例第46号）及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成14年長崎県条例第43号）を改正することを勧告する。

1 職員の給与に関する条例の改正

(1) 給料表について

現行の給料表を別記第1のとおり改定すること。

(2) 勤勉手当について

勤勉手当の支給割合を次のとおり改定すること。

ア 令和4年12月期

(ア) 特定幹部職員以外の職員

勤勉手当の支給割合を1.05月分（再任用職員にあっては、0.5月分）とすること。

(イ) 特定幹部職員

勤勉手当の支給割合を1.25月分（再任用職員にあっては、0.6月分）とすること。

イ 令和5年6月期以降

(ア) 特定幹部職員以外の職員

6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ1.0月分（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、それぞれ0.475月分）とすること。

(イ) 特定幹部職員

6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ1.2月分（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、それぞれ0.575月分）とすること。

2 市町村立学校県費負担教職員の給与等に関する条例の改正

(1) 給料表について

現行の給料表を別記第2のとおり改定すること。

(2) 勤勉手当について

勤勉手当の支給割合を次のとおり改定すること。

ア 令和4年12月期

勤勉手当の支給割合を1.05月分（再任用職員にあっては、0.5月分）とすること。

イ 令和5年6月期以降

6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ1.0月分（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、それぞれ0.475月分）とすること。

3 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の改正

(1) 給料表について

現行の給料表を別記第3のとおり改定すること。

(2) 期末手当について

特定任期付職員の期末手当の支給割合を次のとおり改定すること。

ア 令和4年12月期

期末手当の支給割合を1.675月分とすること。

イ 令和5年6月期以降

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.65月分とすること。

4 改定の実施時期

この改定は、令和4年4月1日から実施すること。

ただし、1の(2)のア、2の(2)のア及び3の(2)のアについては令和4年12月1日から、1の(2)のイ、2の(2)のイ及び3の(2)のイについては令和5年4月1日から実施すること。

別 記 第 1

行政職給料表

職員 の 区分	職務 の 級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	150,100	198,500	234,400	266,000	290,700	319,200	362,900	408,100	458,400
	2	151,200	200,300	236,000	267,700	292,900	321,400	365,500	410,500	461,500
	3	152,400	202,100	237,500	269,200	295,000	323,700	367,900	413,000	464,500
	4	153,500	203,900	239,000	271,000	297,000	325,900	370,500	415,400	467,500
	5	154,600	205,400	240,300	272,700	298,800	328,100	372,400	417,300	470,500
	6	155,700	207,200	241,900	274,500	300,800	330,100	374,900	419,600	473,500
	7	156,800	209,000	243,400	276,300	302,600	332,300	377,200	421,700	476,500
	8	157,900	210,800	244,900	278,300	304,200	334,500	379,700	423,900	479,600
	9	158,900	212,400	246,000	280,200	306,100	336,400	382,100	425,900	482,300
	10	160,300	214,200	247,500	282,200	308,400	338,600	384,800	428,000	485,400
	11	161,600	216,000	249,000	284,100	310,600	340,600	387,400	430,100	488,400
	12	162,900	217,800	250,300	286,000	312,900	342,800	390,100	432,200	491,500
	13	164,100	219,200	251,800	287,900	315,000	344,600	392,500	433,900	494,200
	14	165,600	221,000	253,000	289,700	317,100	346,600	394,800	435,700	496,500
	15	167,100	222,700	254,300	291,200	319,300	348,600	397,000	437,700	498,800
	16	168,700	224,500	255,500	292,600	321,400	350,600	399,400	439,700	501,100
	17	169,800	226,100	256,800	294,400	323,300	352,300	401,200	441,600	503,200
	18	171,200	227,800	258,200	296,400	325,300	354,300	403,200	443,400	504,600
	19	172,600	229,400	259,600	298,500	327,300	356,100	405,100	445,200	506,100
	20	174,000	230,900	261,100	300,500	329,300	358,000	406,900	446,900	507,500
	21	175,300	232,200	262,700	302,400	331,000	359,900	408,800	448,700	508,700
	22	177,800	233,800	264,400	304,500	333,100	361,800	410,600	450,200	510,100
	23	180,300	235,400	266,000	306,500	335,100	363,800	412,400	451,600	511,600
	24	182,800	236,900	267,600	308,600	337,200	365,700	414,300	453,100	513,100
	25	185,200	237,900	269,400	310,300	338,600	367,700	416,100	454,500	514,200
	26	186,900	239,400	271,200	312,400	340,500	369,600	417,600	455,800	515,300
	27	188,500	240,700	272,900	314,400	342,400	371,600	419,100	457,100	516,500
	28	190,200	241,900	274,600	316,400	344,300	373,600	420,700	458,300	517,700
	29	191,700	243,100	276,200	318,100	345,900	375,100	422,300	459,300	518,700
	30	193,400	244,100	277,900	320,100	347,800	376,900	423,600	460,000	519,600
	31	195,200	245,100	279,700	322,200	349,700	378,700	424,900	460,800	520,500
	32	196,900	246,100	281,200	324,300	351,500	380,300	426,100	461,500	521,400
	33	198,500	247,200	282,400	325,500	353,400	382,100	427,300	462,200	522,200
	34	199,900	248,100	284,100	327,500	355,200	383,500	428,600	463,000	523,100
	35	201,400	249,000	285,700	329,400	357,000	385,000	429,900	463,700	523,800
	36	202,900	250,000	287,400	331,500	358,700	386,600	431,100	464,300	524,300
	37	204,200	250,900	289,000	333,400	360,100	388,000	432,300	464,800	525,000
	38	205,500	252,200	290,700	335,300	361,400	389,200	433,100	465,400	525,600
	39	206,700	253,400	292,500	337,300	362,800	390,400	433,900	466,000	526,400
	40	208,000	254,700	294,300	339,200	364,200	391,500	434,700	466,600	527,000
	41	209,300	256,000	295,800	341,100	365,500	392,600	435,300	467,100	527,500
	42	210,600	257,400	297,500	343,000	366,400	393,800	436,000	467,600	
	43	211,900	258,600	299,000	344,800	367,500	395,000	436,700	468,000	
	44	213,200	259,800	300,600	346,700	368,600	396,100	437,400	468,300	
	45	214,300	260,900	302,200	348,200	369,400	396,800	438,200	468,600	
	46	215,600	262,100	303,900	349,600	370,300	397,500	439,000		
	47	216,900	263,400	305,500	351,100	371,200	398,200	439,400		
	48	218,200	264,500	307,200	352,600	372,100	398,900	440,100		

	49	219,200	265,600	308,100	354,200	373,000	399,500	440,600	
	50	220,300	266,600	309,600	355,000	373,800	400,100	441,000	
	51	221,300	267,800	311,100	356,200	374,600	400,600	441,400	
	52	222,300	268,900	312,700	357,200	375,400	401,000	441,800	
	53	223,300	269,900	314,300	358,100	376,100	401,400	442,200	
	54	224,200	270,900	315,900	359,200	376,800	401,700	442,600	
	55	225,100	272,000	317,500	360,100	377,500	402,000	443,000	
	56	226,000	273,100	319,000	361,200	378,200	402,300	443,300	
	57	226,300	274,000	320,500	362,100	378,700	402,600	443,600	
	58	227,100	275,000	321,700	362,800	379,300	402,900	444,000	
	59	227,800	275,900	322,900	363,500	379,900	403,200	444,300	
	60	228,500	277,000	324,100	364,200	380,600	403,500	444,600	
	61	229,200	278,100	324,800	364,600	381,000	403,800	444,900	
	62	230,000	279,100	325,700	365,200	381,700	404,100		
	63	230,700	280,000	326,500	365,900	382,300	404,400		
	64	231,300	281,000	327,300	366,600	382,900	404,700		
	65	231,900	281,500	328,200	366,900	383,300	405,000		
	66	232,500	282,400	328,600	367,600	383,900	405,300		
	67	233,100	283,100	329,300	368,300	384,500	405,600		
	68	233,800	284,000	330,100	369,000	385,100	405,900		
再 任 用 職 員 以 外 の 職 員	69	234,500	285,000	330,900	369,300	385,500	406,100		
	70	235,100	285,800	331,600	369,900	386,000	406,400		
	71	235,600	286,600	332,300	370,600	386,500	406,700		
	72	236,300	287,400	333,000	371,200	387,100	407,000		
	73	237,000	288,200	333,500	371,500	387,400	407,200		
	74	237,600	288,700	334,100	372,100	387,800	407,500		
	75	238,200	289,100	334,600	372,800	388,200	407,800		
	76	238,700	289,600	335,200	373,400	388,600	408,000		
	77	239,300	289,800	335,500	373,800	388,900	408,200		
	78	240,000	290,100	336,000	374,300	389,200	408,500		
	79	240,700	290,300	336,400	374,900	389,500	408,800		
	80	241,200	290,700	336,900	375,400	389,800	409,000		
	81	241,700	290,900	337,300	375,900	390,000	409,200		
	82	242,300	291,100	337,800	376,500	390,300	409,500		
	83	242,900	291,500	338,300	377,000	390,600	409,800		
	84	243,400	291,800	338,800	377,300	390,800	410,000		
	85	243,900	292,100	339,100	377,700	391,000	410,200		
	86	244,500	292,400	339,500	378,200	391,300			
	87	245,100	292,700	340,000	378,600	391,600			
	88	245,600	293,100	340,400	379,000	391,800			
	89	246,100	293,400	340,700	379,400	392,000			
	90	246,600	293,800	341,100	379,900	392,300			
	91	246,900	294,100	341,600	380,300	392,600			
	92	247,300	294,500	342,000	380,700	392,800			
	93	247,600	294,700	342,200	381,000	393,000			
	94		294,900	342,600					
	95		295,200	343,100					
	96		295,600	343,500					
	97		295,800	343,700					
	98		296,100	344,100					
	99		296,500	344,500					
	100		296,900	344,800					
	101		297,100	345,100					
	102		297,400	345,500					
	103		297,800	345,900					
	104		298,100	346,300					

	105		298,300	346,800						
	106		298,600	347,200						
	107		299,000	347,600						
	108		299,300	348,000						
	109		299,500	348,500						
	110		299,900	348,900						
	111		300,300	349,200						
	112		300,600	349,500						
	113		300,800	350,000						
	114		301,000							
	115		301,300							
	116		301,700							
	117		301,900							
	118		302,100							
	119		302,400							
	120		302,700							
	121		303,100							
	122		303,300							
	123		303,600							
	124		303,900							
	125		304,200							
再任用職員		187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800	389,900	441,000

備考 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。

公安職給料表

職員 の 区分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	174,500	190,200	215,100	254,900	296,300	321,300	347,600	381,900	422,800
	2	176,200	191,900	217,100	256,700	298,100	323,500	349,800	384,100	424,600
	3	178,000	193,700	219,100	258,500	299,900	325,600	352,100	386,000	426,500
	4	179,700	195,500	221,100	260,300	301,900	327,600	354,300	388,100	428,400
	5	181,100	197,300	223,100	262,000	303,600	329,700	356,300	389,800	429,800
	6	183,000	199,400	224,900	263,800	305,500	331,500	358,400	391,800	431,500
	7	184,800	201,600	226,900	265,400	307,500	333,200	360,600	393,600	433,100
	8	186,700	203,800	228,800	267,100	309,600	334,800	362,800	395,400	434,600
	9	188,300	205,800	230,900	268,200	311,400	336,500	364,500	397,100	436,200
	10	190,000	208,100	232,700	269,700	313,600	338,800	366,700	399,100	437,900
	11	191,700	210,600	234,500	271,000	315,700	341,000	368,700	401,100	439,500
	12	193,400	212,900	236,300	272,200	317,700	343,300	370,900	403,200	441,100
	13	195,100	214,900	238,100	273,500	319,700	345,300	372,700	404,900	442,200
	14	197,100	216,700	240,000	274,800	321,600	347,400	374,800	407,000	443,800
	15	199,100	218,500	241,900	275,800	323,200	349,600	376,800	409,000	445,600
	16	201,100	220,300	243,800	277,000	324,800	351,700	378,900	411,100	447,400
	17	203,200	222,200	245,300	277,700	326,500	353,700	380,500	412,800	449,000
	18	205,300	223,900	247,100	279,100	328,800	355,700	382,500	414,500	450,800
	19	207,600	225,800	248,900	280,400	330,900	357,700	384,400	416,200	452,600
	20	209,900	227,600	250,700	281,700	333,200	359,800	386,400	417,800	454,300
	21	212,000	229,300	252,300	283,000	335,100	361,500	388,100	419,500	455,900
	22	213,800	231,100	253,600	284,000	337,100	363,500	390,200	421,100	457,600
	23	215,500	232,900	254,800	285,300	339,200	365,300	392,300	422,500	459,200
	24	217,300	234,700	256,100	286,500	341,200	367,400	394,300	424,000	461,000
	25	219,200	236,300	257,300	287,500	343,100	369,100	396,000	425,300	462,500
	26	220,900	238,000	258,500	289,100	345,200	371,100	398,000	426,700	463,900
	27	222,700	239,700	259,800	290,800	347,100	373,100	400,100	428,200	465,400
	28	224,400	241,300	260,900	292,400	349,100	375,100	402,200	429,800	466,700
	29	226,300	242,500	261,800	294,300	350,900	376,900	403,700	431,100	467,900
	30	228,100	244,300	262,800	296,200	353,000	379,000	405,500	432,800	468,600
	31	229,900	246,100	264,000	297,900	354,800	381,100	407,200	434,500	469,300
	32	231,700	247,900	265,000	299,700	356,900	383,100	408,900	436,100	470,000
	33	233,300	249,300	265,500	301,300	358,300	385,000	410,600	437,500	470,500
	34	235,000	250,800	266,700	303,000	360,300	387,100	412,100	439,200	471,300
	35	236,700	252,100	267,700	304,800	362,200	389,200	413,700	440,900	472,000
	36	238,400	253,500	268,700	306,500	364,300	391,100	415,200	442,500	472,600
	37	239,600	254,700	269,500	308,200	366,200	392,800	416,500	443,900	472,900
	38	241,400	256,000	270,400	309,800	368,300	394,300	418,000	444,600	473,500
	39	243,200	257,200	271,400	311,600	370,300	395,600	419,500	445,300	474,000
	40	245,000	258,200	272,200	313,100	372,300	397,000	421,000	446,000	474,500
	41	246,400	259,200	273,200	314,500	374,300	398,200	422,500	446,400	475,000
	42	247,800	260,300	274,300	316,000	376,400	399,300	423,800	447,000	475,400
	43	249,100	261,300	275,300	317,700	378,500	400,300	425,100	447,700	475,800
	44	250,300	262,300	276,100	319,400	380,500	401,300	426,300	448,300	476,200
	45	251,400	262,900	277,200	321,100	382,200	402,500	427,300	449,100	476,500
	46	252,500	264,000	278,600	323,000	383,900	403,700	428,000	449,800	
	47	253,500	264,900	279,900	324,900	385,500	404,800	428,800	450,300	
	48	254,300	266,000	281,300	326,700	387,200	406,000	429,600	450,800	

	49	255,000	266,800	283,000	328,100	388,600	407,300	430,100	451,300
	50	255,900	267,800	284,700	329,700	389,600	408,100	430,500	451,600
	51	257,000	268,800	286,200	331,100	390,600	408,900	430,900	451,900
	52	258,000	269,700	287,600	332,800	391,600	409,600	431,200	452,300
	53	258,500	270,700	289,000	334,300	392,900	410,100	431,500	452,700
	54	259,700	271,400	290,600	336,000	394,000	410,800	431,900	452,900
	55	260,500	272,400	292,200	337,600	395,100	411,500	432,200	453,200
	56	261,600	273,300	293,700	339,400	396,300	412,100	432,500	453,400
	57	262,500	274,300	295,100	340,300	397,600	412,800	432,800	453,800
	58	263,300	275,800	296,700	342,000	398,400	413,200	433,100	454,000
	59	264,100	277,000	298,400	343,600	399,200	413,800	433,400	454,200
	60	264,900	278,400	300,000	345,200	399,900	414,400	433,700	454,400
	61	265,700	279,900	301,400	346,800	400,400	414,800	434,000	454,800
	62	266,300	281,500	303,000	348,500	401,100	415,400	434,300	
	63	267,100	282,800	304,600	350,200	401,800	415,900	434,600	
	64	267,700	284,300	306,100	351,900	402,500	416,400	434,900	
	65	268,800	285,600	307,400	353,500	402,800	416,900	435,200	
	66	270,000	286,800	309,100	355,100	403,500	417,500	435,500	
	67	271,000	288,200	310,500	356,700	404,200	417,900	435,800	
	68	271,900	289,400	312,200	358,300	404,800	418,400	436,100	
	69	273,000	290,900	313,600	359,500	405,200	418,800	436,300	
	70	274,400	292,300	315,000	360,900	405,700	419,100	436,600	
	71	275,600	293,800	316,300	362,200	406,300	419,400	436,900	
	72	276,900	295,100	317,800	363,600	406,800	419,700	437,200	
	73	277,900	296,300	318,500	364,800	407,300	420,000	437,400	
	74	279,100	297,600	320,100	366,000	407,700	420,300	437,700	
	75	280,400	298,900	321,600	367,300	408,200	420,600	438,000	
	76	281,400	300,200	323,300	368,600	408,700	420,900	438,300	
	77	282,500	301,100	325,100	369,900	409,200	421,100	438,500	
	78	283,700	302,600	326,800	371,100	409,700	421,400	438,800	
	79	284,800	303,800	328,400	372,300	410,300	421,700	439,100	
	80	285,500	305,300	330,000	373,500	410,800	422,000	439,400	
	81	286,600	306,600	331,700	374,700	411,200	422,200	439,600	
	82	287,700	308,000	333,400	375,900	411,800	422,500	439,900	
	83	288,800	309,100	335,000	377,000	412,300	422,800	440,200	
	84	289,900	310,500	336,700	378,200	412,500	423,000	440,500	
	85	291,000	311,400	338,100	379,300	412,800	423,200	440,700	
	86	292,200	312,900	339,600	379,900	413,300	423,500		
	87	293,100	314,200	341,100	380,400	413,600	423,800		
	88	294,300	315,700	342,600	381,000	413,900	424,000		
	89	295,300	317,200	343,900	381,600	414,200	424,200		
	90	296,500	318,700	345,100	382,200	414,600	424,500		
	91	297,600	320,100	346,400	382,800	415,000	424,800		
	92	298,800	321,600	347,700	383,400	415,400	425,000		
	93	299,300	322,900	349,100	383,700	415,700	425,200		
	94	300,600	324,200	350,600	384,200				
	95	301,700	325,600	352,100	384,800				
	96	303,000	326,900	353,600	385,300				
	97	304,100	328,100	354,900	385,700				
	98	305,300	329,400	356,100	386,100				
	99	306,500	330,700	357,200	386,700				
	100	307,700	332,000	358,400	387,200				
	101	308,900	333,400	359,500	387,600				
	102	309,900	334,300	360,600	388,100				
	103	311,000	335,400	361,700	388,700				
	104	312,000	336,600	362,900	389,200				

再任用職員以外の職員

105	312,800	337,700	364,100	389,500					
106	313,400	338,800	364,600	389,900					
107	314,000	339,800	365,200	390,400					
108	314,700	340,900	365,800	390,700					
109	315,200	342,100	366,400	391,000					
110	315,700	343,100	366,900	391,500					
111	316,200	344,100	367,400	392,000					
112	316,800	345,000	367,900	392,500					
113	317,600	345,900	368,300	392,800					
114	318,300	346,800	368,700	393,300					
115	319,000	347,800	369,300	393,800					
116	319,700	348,800	369,800	394,300					
117	320,300	349,800	370,200	394,600					
118	321,100	350,300	370,700	395,100					
119	321,800	350,900	371,300	395,600					
120	322,600	351,500	371,800	396,100					
121	323,200	351,800	372,000	396,500					
122	323,500	352,200	372,500	397,000					
123	324,000	352,700	373,000	397,400					
124	324,500	353,100	373,400	397,900					
125	324,800	353,500	373,900	398,300					
126		353,900	374,400						
127		354,400	374,900						
128		354,800	375,400						
129		355,200	375,700						
130		355,600	376,200						
131		356,000	376,700						
132		356,400	377,200						
133		356,600	377,500						
134		357,100	378,000						
135		357,500	378,400						
136		357,800	378,800						
137		358,100	379,100						
138		358,500	379,600						
139		359,000	380,100						
140		359,500	380,600						
141		359,800	380,900						
142		360,300							
143		360,800							
144		361,300							
145		361,600							
再任用職員	241,500	253,200	257,300	288,600	305,100	319,200	342,800	377,900	409,500

備考 この表は、警察官で人事委員会規則で定めるものに適用する。

海事職給料表

職員 の 区分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	154,300	179,900	232,300	276,200	324,300
	2	155,300	182,200	234,500	278,000	326,300
	3	156,500	184,700	236,500	279,800	328,300
	4	157,500	187,000	238,600	281,600	330,300
	5	158,500	189,400	240,600	282,900	332,500
	6	159,800	191,900	242,600	284,800	334,000
	7	161,100	194,300	244,700	286,600	335,600
	8	162,400	196,900	246,800	288,400	337,000
	9	163,500	199,200	249,000	289,500	338,200
	10	165,000	201,600	250,900	291,900	340,100
	11	166,700	204,000	252,800	294,100	342,100
	12	168,300	206,500	254,600	296,200	344,300
	13	169,600	208,800	256,200	298,400	346,100
	14	171,100	211,300	258,100	300,900	348,300
	15	172,700	213,900	259,900	303,100	350,400
	16	174,300	216,400	261,800	305,400	352,700
	17	175,700	218,700	263,400	307,600	355,000
	18	177,400	221,100	265,300	309,800	357,400
	19	179,100	223,700	267,200	311,900	359,600
	20	180,800	226,300	269,100	313,800	361,900
	21	182,400	228,500	270,600	315,800	364,100
	22	184,400	230,100	272,200	316,700	366,100
	23	186,300	231,700	273,700	317,700	367,700
	24	188,200	233,300	275,100	318,700	369,200
	25	189,900	234,800	276,400	319,700	371,300
	26	191,500	236,200	278,000	320,900	373,700
	27	193,300	237,700	279,400	322,000	376,100
	28	195,100	238,900	280,800	323,400	378,400
	29	196,600	240,500	282,000	324,600	380,400
	30	198,500	241,200	283,200	326,000	382,500
	31	200,500	242,300	284,600	327,500	384,700
	32	202,500	243,400	285,700	329,100	386,800
再	33	204,300	244,600	286,400	330,600	388,500
任	34	205,900	245,500	287,800	331,900	390,100
用	35	207,800	246,300	288,800	333,000	391,700
職	36	209,500	247,200	289,900	334,500	393,500
員	37	210,900	247,900	290,800	335,900	395,000
以	38	212,500	248,600	291,700	337,200	396,400
外	39	214,000	249,400	292,500	338,600	397,900
の	40	215,600	250,300	293,300	339,800	399,400
職	41	217,000	251,200	294,100	340,700	399,900
員	42	218,500	252,100	294,700	341,800	401,200
	43	220,100	252,900	295,300	343,000	402,400
	44	221,700	253,800	295,800	344,300	403,800
	45	223,100	254,500	296,600	345,700	405,200
	46	224,300	255,400	297,700	347,100	406,600
	47	225,500	256,200	298,600	348,500	408,000
	48	226,800	256,900	299,700	349,900	409,300

49	228,200	257,300	301,100	350,700	410,600
50	229,400	257,800	302,000	352,100	411,500
51	230,300	258,300	302,900	353,400	412,400
52	231,400	258,600	303,700	354,800	413,300
53	232,700	258,800	304,500	356,100	413,500
54	233,900	259,100	305,300	357,500	413,900
55	235,100	259,400	306,300	358,800	414,400
56	236,300	260,000	307,000	360,200	414,900
57	237,400	260,300	308,100	360,800	415,300
58	238,600	260,600	309,000	362,000	415,500
59	239,800	260,900	310,000	363,100	416,100
60	241,000	261,200	310,900	364,400	416,500
61	242,100	261,500	311,500	365,500	416,800
62	243,200	261,800	312,100	366,100	417,400
63	244,100	262,100	312,700	366,600	418,000
64	245,100	262,400	313,300	367,200	418,600
65	245,700	262,700	313,600	367,600	419,200
66	246,500	263,000	314,300	368,100	419,800
67	247,300	263,200	314,800	368,600	420,300
68	248,100	263,500	315,400	369,100	420,900
69	248,800	263,800	316,100	369,300	421,500
70	249,400			369,600	422,000
71	250,000			370,000	422,600
72	250,800			370,300	423,200
73	251,600			370,800	423,700
74	251,900			371,000	424,300
75	252,200			371,500	424,800
76	252,500			371,900	425,400
77	252,800			372,200	425,900
78	253,100			372,700	426,500
79	253,400			373,200	427,200
80	253,700			373,700	427,800
81	254,000			374,200	428,100
82	254,300			374,600	428,700
83	254,500			375,100	429,400
84	254,800			375,600	430,000
85	255,100			376,000	430,400
86				376,500	430,900
87				376,900	431,600
88				377,400	432,300
89				377,900	432,500
90				378,400	
91				378,900	
92				379,400	
93				379,700	
94				380,100	
95				380,600	
96				381,000	
97				381,500	
98				381,800	
99				382,300	
100				382,700	
101				383,300	
再任用職員	215,100	220,300	250,300	279,700	320,400

備考 この表は、船舶に乗り組む職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

教育職給料表(二)

職員の 区分	職務 の級 号給	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	164,400	207,400	267,500	332,200	416,900
	2	165,900	209,100	269,900	334,400	418,700
	3	167,400	210,700	272,200	336,500	420,500
	4	168,900	212,400	274,400	338,500	422,200
	5	170,500	214,200	276,800	340,600	423,700
	6	172,400	215,800	279,100	342,400	425,200
	7	174,200	217,500	281,300	344,200	427,100
	8	176,000	219,100	283,400	345,800	429,000
	9	177,700	220,900	285,500	347,500	430,800
	10	179,800	222,800	287,800	349,600	432,600
	11	181,800	224,700	290,100	351,700	434,500
	12	183,700	226,600	292,200	353,800	436,300
	13	185,600	228,100	294,600	355,900	438,000
	14	187,700	230,100	296,400	357,900	439,900
	15	189,800	232,100	298,300	359,900	441,700
	16	191,900	234,100	300,000	361,900	443,600
	17	194,100	235,900	301,800	363,500	445,300
	18	196,400	238,600	304,100	365,400	447,100
	19	198,900	241,300	306,300	367,200	448,900
	20	201,200	244,000	308,700	369,200	450,700
	21	203,600	246,600	310,900	370,800	452,300
	22	205,200	249,400	313,300	372,700	454,000
	23	206,900	252,000	315,500	374,500	455,900
	24	208,600	254,700	318,100	376,400	457,600
	25	210,100	257,000	320,500	377,700	459,300
	26	211,600	259,400	322,800	379,500	460,900
	27	213,300	261,900	325,000	381,300	462,500
	28	214,900	264,100	327,100	383,200	464,000
	29	216,400	266,600	329,200	385,000	465,500
	30	218,100	268,900	330,800	386,900	466,800
	31	219,800	271,100	332,400	388,800	468,100
	32	221,500	273,200	334,000	390,800	469,400
	33	222,900	275,300	335,800	392,500	470,600
	34	224,700	277,500	337,900	394,200	471,300
	35	226,500	279,600	340,000	395,800	472,000
	36	228,200	281,500	342,000	397,600	472,700
	37	229,700	283,800	344,100	398,800	473,300
	38	231,500	285,500	346,200	400,300	
	39	233,300	287,400	348,400	401,700	
	40	235,100	289,200	350,500	403,100	
	41	236,800	290,600	352,400	404,800	
	42	238,500	292,700	354,500	406,200	
	43	240,100	294,700	356,400	407,500	
	44	241,700	296,900	358,500	409,000	
	45	242,900	298,900	360,300	410,600	
	46	244,200	301,300	362,300	411,900	
	47	245,500	303,500	364,200	413,400	
	48	246,600	306,100	366,200	415,000	

	49	247,900	308,300	367,800	416,700
	50	249,300	310,700	369,600	418,100
	51	250,500	313,000	371,500	419,700
	52	251,900	315,200	373,500	421,200
	53	253,000	317,300	375,300	422,900
	54	254,200	319,100	377,100	424,400
	55	255,500	320,700	378,900	426,000
	56	256,500	322,300	380,600	427,600
	57	257,800	324,200	382,100	429,100
	58	258,500	326,300	383,700	430,600
	59	259,600	328,400	385,400	431,800
	60	260,600	330,400	387,100	433,000
	61	261,700	332,500	388,300	434,200
	62	262,600	334,600	389,700	435,500
	63	263,700	336,800	391,100	436,800
	64	264,500	339,000	392,400	438,000
	65	265,800	340,700	393,800	439,200
	66	267,200	342,900	395,000	440,400
	67	268,600	344,900	396,400	441,600
	68	270,200	347,100	397,800	442,800
再 任 用 職 員 以 外 の 職 員	69	271,500	348,900	399,100	444,000
	70	272,800	350,800	400,400	445,200
	71	274,100	352,800	401,800	446,400
	72	275,400	354,800	403,100	447,600
	73	276,400	356,400	404,400	448,700
	74	277,600	358,300	405,800	449,300
	75	278,900	360,100	407,200	449,800
	76	279,900	362,000	408,500	450,300
	77	280,800	363,800	409,700	450,800
	78	281,800	365,500	410,900	
	79	282,800	367,200	412,200	
	80	283,800	368,800	413,600	
	81	284,900	370,300	414,900	
	82	286,100	371,800	416,100	
	83	287,300	373,300	417,100	
	84	288,500	374,700	418,300	
	85	289,500	375,800	419,500	
	86	290,600	377,200	420,700	
	87	291,600	378,600	421,900	
	88	292,800	379,900	422,900	
	89	293,900	381,200	424,000	
	90	295,000	382,500	425,000	
	91	296,200	383,700	426,000	
	92	297,400	385,000	427,000	
	93	297,900	386,300	427,900	
	94	298,900	387,400	428,700	
	95	300,000	388,700	429,500	
	96	301,200	389,900	430,300	
	97	302,200	391,300	431,100	
	98	303,300	392,300	431,500	
	99	304,300	393,400	431,900	
	100	305,400	394,400	432,300	
	101	306,300	395,300	432,700	
	102	307,400	396,300	433,000	
	103	308,500	397,400	433,300	
	104	309,500	398,500	433,600	

105	310,100	399,200	433,900		
106	311,000	400,100	434,200		
107	311,800	401,000	434,500		
108	312,600	401,900	434,700		
109	313,500	402,700	434,900		
110	313,900	403,600	435,200		
111	314,300	404,400	435,500		
112	314,800	405,200	435,700		
113	315,400	405,800	435,900		
114	315,800	406,500	436,200		
115	316,300	407,200	436,500		
116	316,800	407,900	436,700		
117	317,400	408,500	436,900		
118	317,900	409,000			
119	318,300	409,400			
120	318,800	409,800			
121	319,300	410,200			
122	319,700	410,500			
123	320,200	410,800			
124	320,700	411,000			
125	321,300	411,200			
126	321,600	411,500			
127	321,900	411,800			
128	322,200	412,000			
129	322,400	412,200			
130	322,700	412,500			
131	323,000	412,800			
132	323,300	413,000			
133	323,500	413,200			
134	323,700	413,500			
135	323,900	413,800			
136	324,200	414,000			
137	324,500	414,200			
138	324,700	414,500			
139	325,000	414,800			
140	325,300	415,000			
141	325,500	415,200			
142	325,700	415,500			
143	326,000	415,800			
144	326,200	416,000			
145	326,500	416,200			
146	326,700				
147	327,000				
148	327,300				
149	327,500				
150	327,700				
151	328,000				
152	328,300				
153	328,500				
再任用職員	234,000	274,300	303,000	331,100	415,200

備考(1) この表は、高等学校及びこれに準ずるもので人事委員会の指定するものに勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、実習助手その他の職員で人事委員会規則で定めるもの並びに高等学校における教育と一貫した教育を施す中学校に勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、助教諭その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

(2) この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額を、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

教育職給料表(三)

職員 の 区分	職務 の級	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	164,400	180,200	267,500	296,000	406,700
	2	165,900	182,300	269,900	298,600	408,200
	3	167,400	184,400	272,200	301,400	409,700
	4	168,900	186,600	274,400	303,800	411,200
	5	170,500	188,600	276,800	306,300	412,600
	6	172,400	190,600	279,100	308,400	414,000
	7	174,200	192,700	281,300	310,700	415,500
	8	176,000	194,800	283,400	312,800	417,100
	9	177,700	197,000	285,500	314,900	418,500
	10	179,800	199,600	287,800	317,200	419,900
	11	181,800	202,200	290,100	319,600	421,300
	12	183,700	204,800	292,200	322,100	422,600
	13	185,600	207,400	294,600	324,500	423,900
	14	187,700	209,100	296,400	326,400	425,300
	15	189,800	210,700	298,300	328,300	426,700
	16	191,900	212,400	300,000	330,400	428,100
	17	194,100	214,200	301,800	332,200	429,300
	18	196,400	215,800	304,100	334,400	430,600
	19	198,900	217,500	306,300	336,500	431,800
	20	201,200	219,100	308,700	338,500	433,100
	21	203,600	220,900	310,900	340,600	434,200
	22	205,200	222,800	313,300	342,400	435,400
	23	206,900	224,700	315,500	344,200	436,700
	24	208,600	226,600	318,100	345,800	438,000
	25	210,100	228,100	320,500	347,500	439,300
	26	211,500	230,100	322,800	349,300	440,500
	27	213,100	232,100	325,000	351,200	441,500
	28	214,600	234,100	327,100	353,100	442,600
	29	216,300	235,900	329,200	354,900	443,800
	30	218,000	238,600	330,800	356,700	444,600
	31	219,700	241,300	332,400	358,400	445,400
	32	221,400	244,000	334,000	360,300	446,300
	33	222,700	246,600	335,800	361,600	447,200
	34	224,400	249,400	337,900	363,300	447,700
	35	226,100	252,000	340,000	364,800	448,200
	36	227,700	254,700	342,000	366,600	448,700
	37	229,100	257,000	344,000	368,500	449,200
	38	230,800	259,400	345,900	370,000	
	39	232,500	261,900	347,900	371,300	
	40	234,200	264,100	349,800	372,900	
	41	235,800	266,600	351,300	374,000	
	42	237,500	268,900	353,100	375,400	
	43	239,100	271,100	354,700	376,800	
	44	240,700	273,200	356,400	378,300	
	45	242,300	275,300	358,200	379,700	
	46	243,800	277,500	359,900	381,300	
	47	245,100	279,600	361,200	382,900	
	48	246,400	281,500	362,800	384,400	

	49	247,500	283,800	364,000	385,800
	50	248,800	285,500	365,500	387,300
	51	250,200	287,400	367,100	388,800
	52	251,300	289,200	368,700	390,200
	53	252,400	290,600	370,100	391,400
	54	253,800	292,700	371,600	392,700
	55	254,800	294,700	373,100	393,800
	56	255,800	296,900	374,600	394,900
	57	257,000	298,900	376,100	396,300
	58	258,000	301,300	377,500	397,500
	59	259,100	303,500	378,900	398,700
	60	260,100	306,100	380,200	400,000
	61	261,300	308,300	381,100	401,200
	62	262,000	310,700	382,300	402,200
	63	262,900	313,000	383,500	403,600
	64	263,500	315,200	384,600	404,900
	65	264,500	317,300	385,500	406,100
	66	265,900	319,100	386,700	407,200
	67	267,000	320,700	387,700	408,400
	68	268,300	322,300	388,800	409,500
再 任 用 職 員 以 外 の 職 員	69	269,800	324,200	390,000	410,500
	70	271,300	326,300	391,000	411,700
	71	272,600	328,400	392,100	412,900
	72	274,000	330,400	393,300	414,100
	73	274,800	332,500	394,300	414,700
	74	275,800	334,600	395,400	415,500
	75	277,000	336,800	396,500	416,200
	76	278,000	339,000	397,600	416,700
	77	279,200	340,700	398,500	417,000
	78	280,200	342,600	399,400	417,400
	79	281,400	344,300	400,400	417,800
	80	282,300	346,100	401,400	418,200
	81	283,500	347,900	402,200	418,500
	82	284,300	349,700	403,000	418,900
	83	285,300	351,100	403,700	419,300
	84	286,300	352,900	404,500	419,600
	85	287,200	354,100	405,200	419,900
	86	288,100	355,700	406,000	420,300
	87	288,800	357,200	406,700	420,700
	88	289,800	358,700	407,400	421,000
	89	290,800	360,000	408,000	421,300
	90	291,700	361,300	408,700	421,600
	91	292,600	362,700	409,200	421,900
	92	293,400	364,100	409,900	422,100
	93	293,700	365,600	410,300	422,300
	94	294,400	366,900	410,700	
	95	295,100	368,200	411,000	
	96	295,900	369,400	411,300	
	97	296,700	370,400	411,600	
	98	297,500	371,400	411,900	
	99	298,300	372,400	412,200	
	100	299,000	373,400	412,400	
	101	299,900	374,300	412,600	
	102	300,400	375,300	412,900	
	103	300,900	376,300	413,200	
	104	301,400	377,300	413,400	

105	301,600	378,100	413,600		
106	302,000	379,000	413,900		
107	302,300	379,900	414,200		
108	302,500	380,900	414,400		
109	302,700	381,700	414,600		
110	302,900	382,700	414,900		
111	303,200	383,700	415,200		
112	303,500	384,700	415,400		
113	303,700	385,300	415,600		
114	303,900	386,200	415,900		
115	304,100	387,100	416,200		
116	304,400	388,000	416,400		
117	304,700	388,800	416,600		
118	305,000	389,500			
119	305,300	390,300			
120	305,600	391,100			
121	305,800	391,700			
122	306,000	392,500			
123	306,200	393,200			
124	306,500	393,900			
125	306,800	394,500			
126		395,200			
127		395,700			
128		396,300			
129		397,000			
130		397,600			
131		398,100			
132		398,600			
133		398,900			
134		399,200			
135		399,500			
136		399,800			
137		400,100			
138		400,400			
139		400,700			
140		401,000			
141		401,300			
142		401,600			
143		401,900			
144		402,200			
145		402,400			
146		402,700			
147		403,000			
148		403,200			
149		403,400			
150		403,700			
151		404,000			
152		404,200			
153		404,400			
154		404,700			
155		405,000			
156		405,200			
157		405,400			
再任用職員	225,200	271,100	298,100	324,400	405,200

備考(1) この表は、中学校、小学校及びこれらに準ずるもので人事委員会の指定するものに勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

(2) この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額を、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

研究職給料表

職員 の 区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	150,400	198,800	284,700	333,500	388,800
	2	151,500	201,400	287,100	335,700	391,700
	3	152,700	203,800	289,400	337,700	394,300
	4	153,800	206,300	291,700	339,600	397,100
	5	154,900	208,800	294,000	341,300	399,200
	6	156,200	211,100	295,900	343,000	401,900
	7	157,500	213,400	297,900	344,600	404,600
	8	158,800	215,600	299,600	345,900	407,300
	9	159,800	217,700	301,400	347,600	409,800
	10	161,500	220,000	303,800	349,600	412,400
	11	163,100	222,500	306,100	351,700	415,100
	12	164,700	224,800	308,600	353,600	417,900
	13	166,100	226,800	310,700	355,600	420,500
	14	168,000	229,200	313,100	357,500	423,200
	15	169,900	231,700	315,500	359,300	426,000
	16	171,900	234,100	318,200	361,200	428,700
	17	173,500	236,300	320,600	362,900	431,200
	18	175,600	239,100	322,800	364,800	433,800
	19	177,700	242,000	324,800	366,500	436,300
	20	179,700	244,900	326,800	368,500	438,900
	21	181,800	247,400	328,900	370,000	441,400
	22	184,000	250,100	330,500	372,000	444,000
	23	186,200	252,600	331,900	373,700	446,600
	24	188,400	255,300	333,300	375,600	449,100
	25	190,400	257,800	335,200	377,000	451,300
	26	192,600	260,200	337,100	378,700	453,600
	27	194,700	262,500	338,900	380,600	456,100
	28	196,800	264,600	340,700	382,500	458,600
	29	198,900	267,100	342,600	384,200	461,100
	30	200,400	269,200	344,300	386,100	463,600
	31	202,200	271,100	345,800	388,000	466,100
	32	203,900	273,100	347,500	389,900	468,600
	33	205,700	274,800	348,700	391,500	470,900
	34	207,600	276,800	350,100	393,300	473,300
	35	209,500	278,800	351,400	394,900	475,700
	36	211,400	280,600	352,900	396,700	478,200
	37	212,900	282,500	354,100	397,900	480,600
	38	214,800	283,600	355,500	399,400	483,100
	39	216,700	284,800	356,700	400,800	485,500
	40	218,600	286,000	358,100	402,200	488,000
	41	220,400	287,200	358,800	403,600	490,300
	42	222,300	287,900	359,900	404,900	492,500
	43	224,200	288,500	361,100	406,400	494,700
	44	226,100	289,200	362,200	408,000	496,900
	45	227,800	289,900	363,300	409,400	498,600
	46	229,700	291,000	364,500	410,600	500,100
	47	231,500	292,100	365,800	412,200	501,700
	48	233,300	293,200	366,900	413,800	503,200

	49	234,900	294,400	368,000	415,100	504,900
	50	236,700	295,600	369,300	416,500	506,300
	51	238,400	296,600	370,600	418,000	507,700
	52	240,000	297,500	371,900	419,400	509,200
	53	241,300	298,600	372,600	420,800	510,300
	54	243,000	299,600	373,600	422,200	511,500
	55	244,600	300,800	374,500	423,600	512,700
	56	246,100	301,700	375,500	425,000	513,900
	57	247,300	302,200	376,300	426,100	514,800
	58	248,500	303,000	377,100	427,400	515,800
	59	249,400	304,000	377,800	428,800	516,800
	60	250,300	304,900	378,500	430,100	517,800
	61	251,300	305,800	379,100	430,900	518,900
	62	252,200	306,900	379,800	431,800	519,800
	63	253,100	308,000	380,700	432,800	520,500
	64	254,000	309,100	381,600	433,700	521,200
	65	254,900	309,900	382,200	434,600	522,000
	66	255,800	311,000	383,000	435,400	522,800
	67	256,600	311,900	383,800	436,000	523,600
	68	257,200	312,900	384,600	436,800	524,400
再 任 用 職 員 以 外 の 職 員	69	258,000	313,900	385,200	437,200	525,100
	70	259,300	314,900	385,900	437,800	525,900
	71	260,600	316,000	386,600	438,300	526,700
	72	261,800	317,100	387,300	438,800	527,500
	73	263,100	317,600	388,000	439,300	528,200
	74	264,500	318,600	388,600		
	75	265,700	319,700	389,200		
	76	266,700	320,800	389,900		
	77	267,700	321,900	390,600		
	78	268,800	322,900	391,200		
	79	270,000	323,800	391,800		
	80	270,900	324,700	392,400		
	81	272,100	325,800	393,000		
	82	273,300	326,600	393,600		
	83	274,500	327,300	394,200		
	84	275,500	328,100	394,800		
	85	276,600	328,600	395,300		
	86	277,600	329,100	395,800		
	87	278,700	329,600	396,300		
	88	279,700	330,100	397,000		
	89	280,500	330,400	397,400		
	90	281,700	330,900			
	91	282,700	331,400			
	92	283,900	331,900			
	93	284,800	332,200			
	94	285,800	332,600			
	95	286,800	333,100			
	96	287,800	333,600			
	97	288,100	334,100			
	98	289,000	334,600			
	99	289,700	335,100			
	100	290,600	335,600			
	101	291,500	336,100			
	102	292,200	336,600			
	103	292,900	337,100			
	104	293,600	337,600			

	105	294,300	338,100			
	106	294,800	338,500			
	107	295,300	339,000			
	108	295,800	339,400			
	109	296,000	339,900			
	110	296,400	340,300			
	111	296,700	340,800			
	112	297,000	341,200			
	113	297,300	341,700			
	114	297,600	342,100			
	115	297,900	342,600			
	116	298,200	343,000			
	117	298,500	343,500			
	118	298,900	343,900			
	119	299,200	344,300			
	120	299,600	344,700			
	121	299,900	345,100			
再任用職員		217,500	258,700	283,500	325,900	384,400

備考 この表は、試験場等で人事委員会の指定するものに勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

医療職給料表（一）

職員の 区分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	253,600	338,400	400,400	471,700
	2	256,100	341,400	403,300	474,000
	3	258,600	344,200	405,900	476,200
	4	261,100	347,100	408,600	478,500
	5	263,300	349,800	411,000	480,700
	6	267,100	352,800	413,300	482,900
	7	270,900	355,900	415,400	485,100
	8	274,700	358,700	417,300	487,300
	9	278,300	361,100	419,500	489,300
	10	282,300	363,700	422,200	491,400
	11	286,300	366,400	424,800	493,500
	12	290,300	369,200	427,500	495,600
	13	294,000	372,100	429,900	497,700
	14	298,000	375,600	432,400	499,800
	15	301,900	378,600	434,800	501,900
	16	305,700	382,200	437,300	504,000
	17	309,300	385,600	439,300	506,100
	18	312,800	388,300	441,700	508,100
	19	316,300	390,800	444,000	510,100
	20	319,800	393,400	446,400	512,100
	21	323,400	396,100	447,900	513,900
	22	327,100	398,300	450,300	515,700
	23	330,500	400,200	452,600	517,600
	24	333,800	401,800	454,900	519,500
	25	337,300	403,800	456,900	521,200
	26	339,800	406,100	459,200	523,000
	27	342,400	408,300	461,400	524,800
	28	344,700	410,600	463,700	526,600
	29	347,100	412,900	465,800	528,200
	30	348,900	415,000	468,100	530,000
	31	350,700	417,000	470,400	531,800
	32	352,700	419,100	472,600	533,600
再	33	354,900	421,000	474,600	535,200
任	34	357,200	422,800	476,700	537,000
用	35	359,300	424,600	478,800	538,700
職	36	361,600	426,600	480,900	540,500
員	37	363,700	428,500	483,000	542,100
以	38	366,100	430,500	484,800	543,700
外	39	368,300	432,400	486,600	545,100
の	40	370,300	434,400	488,400	546,700
職	41	372,500	436,200	490,100	548,200
員	42	373,500	438,000	491,900	549,600
	43	374,300	439,700	493,700	551,000
	44	375,000	441,500	495,500	552,300
	45	376,200	443,300	497,100	553,500
	46	377,600	445,100	498,800	554,500
	47	379,100	446,900	500,600	555,500
	48	380,600	448,600	502,400	556,500

49	381,700	450,400	504,000	557,500
50	382,700	452,100	505,300	558,400
51	383,700	453,900	506,600	559,300
52	384,500	455,700	507,900	560,200
53	385,400	457,600	508,900	561,000
54	386,300	458,800	510,200	561,900
55	387,000	460,000	511,500	562,800
56	387,900	461,200	512,800	563,700
57	388,600	462,400	513,800	564,600
58	389,500	463,400	514,600	565,500
59	390,300	464,400	515,400	566,400
60	391,100	465,400	516,200	567,100
61	391,600	466,200	517,100	568,000
62	392,100	466,900	517,900	568,900
63	392,500	467,600	518,800	569,800
64	393,000	468,300	519,600	570,700
65	393,300	469,000	520,500	571,600
66		469,700	521,400	
67		470,400	522,100	
68		471,000	523,000	
69		471,300	523,900	
70		472,000	524,700	
71		472,700	525,600	
72		473,400	526,500	
73		473,800	527,300	
74		474,400	528,200	
75		475,100	529,100	
76		475,800	529,800	
77		476,200	530,600	
78		476,800	531,500	
79		477,400	532,400	
80		477,900	533,300	
81		478,500	534,100	
82		479,000	535,000	
83		479,500	535,900	
84		480,000	536,800	
85		480,400	537,600	
86		481,000	538,500	
87		481,400	539,400	
88		481,900	540,300	
89		482,400	541,100	
90		483,000		
91		483,600		
92		484,000		
93		484,500		
94		485,100		
95		485,700		
96		486,300		
97		486,800		
再任用職員	296,200	338,600	393,000	466,000

備考 この表は、本庁、保健所、こども医療福祉センター等に勤務する医師及び歯科医師で人事委員会規則で定めるものに適用する。

医療職給料表（二）

職員 の 区分	職務 の 級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
	1	155,100	191,500	226,800	252,400	282,100	327,000	371,100
	2	156,500	193,100	228,400	253,500	284,000	329,000	373,800
	3	157,900	194,700	230,000	254,700	286,100	331,200	376,400
	4	159,300	196,300	231,600	256,000	288,100	333,400	379,100
	5	160,500	197,800	233,000	257,200	290,200	335,200	381,500
	6	162,300	199,300	234,600	258,400	292,300	337,400	384,200
	7	164,000	200,900	236,100	259,500	294,200	339,400	386,800
	8	165,600	202,400	237,700	260,500	296,200	341,600	389,500
	9	167,200	204,000	238,600	261,800	298,000	343,400	391,600
	10	168,900	205,700	240,000	262,500	299,900	345,500	393,900
	11	170,500	207,300	241,400	263,400	301,500	347,600	396,100
	12	172,300	209,000	242,500	264,200	303,100	349,700	398,300
	13	173,700	210,400	244,000	265,300	305,100	351,200	400,400
	14	175,500	212,000	245,300	266,400	307,000	353,200	402,400
	15	177,400	213,600	246,500	267,600	309,100	355,100	404,400
	16	179,200	215,200	247,800	268,700	311,100	357,100	406,500
	17	181,100	216,600	248,600	270,200	313,100	358,900	408,300
	18	182,600	218,200	249,800	271,900	315,100	360,900	410,300
	19	184,400	219,900	250,900	273,600	317,200	362,900	412,200
	20	186,200	221,600	252,000	275,300	319,300	364,900	414,300
	21	187,700	222,900	253,400	277,000	321,100	366,700	416,100
	22	189,200	224,400	254,200	278,700	323,100	368,700	417,700
	23	190,700	225,800	255,100	280,400	324,900	370,800	419,300
	24	192,200	227,300	256,000	282,000	326,900	372,900	420,800
	25	193,800	228,500	257,000	283,700	328,600	374,300	422,300
	26	195,100	229,900	258,100	285,400	330,500	376,100	423,600
	27	196,600	231,200	259,200	287,200	332,500	377,900	424,900
	28	198,000	232,400	260,400	288,800	334,500	379,600	426,200
	29	199,500	233,600	261,800	290,200	335,800	381,400	427,500
	30	200,700	234,900	263,400	291,800	337,600	382,900	428,700
	31	202,000	236,400	265,000	293,400	339,300	384,500	429,900
	32	203,300	237,700	266,500	295,100	341,100	386,200	431,000
	33	204,700	238,700	267,800	296,800	342,800	387,500	432,200
	34	206,100	240,000	269,500	298,500	344,600	388,800	433,400
	35	207,400	240,900	271,100	300,300	346,500	390,100	434,600
	36	208,800	242,100	272,700	302,100	348,300	391,300	435,800
	37	209,900	243,400	274,100	303,400	350,100	392,400	437,100
	38	211,200	244,500	275,600	305,100	351,800	393,600	437,900
	39	212,500	245,600	277,200	306,600	353,400	394,700	438,300
	40	213,800	246,700	278,600	308,200	355,100	395,800	439,000
	41	214,900	247,800	279,800	309,900	356,300	396,600	439,500
	42	216,100	248,700	281,200	311,600	357,400	397,400	439,900
	43	217,300	249,600	282,700	313,200	358,600	398,200	440,300
	44	218,500	250,400	284,200	314,900	359,800	399,000	440,700
	45	219,600	251,500	285,700	315,800	361,000	399,400	441,100
	46	220,700	252,800	287,400	317,200	361,800	400,000	441,500
	47	221,700	254,100	289,100	318,700	363,000	400,500	441,900
	48	222,700	255,300	290,700	320,300	364,100	400,900	442,200

再 任 用 職 員 以 外 の 職 員	49	223,600	256,800	291,900	321,700	365,100	401,300	442,500
	50	224,500	258,200	293,500	323,000	366,100	401,600	442,900
	51	225,400	259,400	294,800	324,200	367,100	401,900	443,200
	52	226,300	260,600	296,400	325,500	368,100	402,200	443,500
	53	226,600	261,600	297,700	326,600	368,900	402,500	443,800
	54	227,400	262,900	299,200	327,600	369,700	402,800	
	55	228,000	264,200	300,600	328,700	370,600	403,100	
	56	228,800	265,300	302,100	329,700	371,500	403,400	
	57	229,500	266,100	303,100	330,200	372,000	403,700	
	58	230,200	267,300	304,300	331,100	372,800	404,000	
	59	230,800	268,500	305,500	331,900	373,600	404,300	
	60	231,400	269,600	306,900	332,800	374,400	404,700	
	61	232,100	270,500	308,200	333,600	374,800	404,900	
	62	232,700	271,600	309,400	333,900	375,500	405,200	
	63	233,300	272,700	310,700	334,500	376,200	405,500	
	64	234,000	273,800	311,900	335,200	376,900	405,800	
	65	234,600	274,600	313,300	335,800	377,300	406,000	
	66	235,300	275,700	314,100	336,500	377,900		
	67	236,000	276,600	314,900	337,200	378,600		
	68	236,700	277,700	315,700	337,900	379,200		
	69	237,300	278,700	316,300	338,600	379,600		
	70	237,900	279,700	317,000	339,100	380,100		
	71	238,500	280,800	317,700	339,700	380,600		
	72	239,000	281,900	318,300	340,300	381,100		
	73	239,600	282,500	319,000	340,600	381,700		
	74	240,300	283,200	319,200	341,200	382,200		
	75	241,000	283,700	319,800	341,700	382,800		
	76	241,500	284,500	320,400	342,300	383,400		
	77	241,900	285,300	321,000	342,800	383,900		
	78	242,400	285,900	321,500	343,300	384,400		
	79	242,900	286,500	322,000	343,800	384,900		
	80	243,200	287,100	322,500	344,200	385,400		
	81	243,500	287,800	323,100	344,500	385,700		
	82	243,800	288,300	323,600	344,800	386,200		
	83	244,100	288,700	324,000	345,200	386,600		
	84	244,400	289,100	324,500	345,500	387,000		
	85	244,700	289,300	325,000	346,000	387,400		
	86		289,500	325,400	346,300			
	87		289,700	325,600	346,600			
	88		289,900	326,000	346,900			
	89		290,300	326,400	347,300			
	90		290,500	326,800	347,600			
	91		290,700	327,200	348,000			
	92		290,900	327,600	348,300			
	93		291,300	327,900	348,700			
	94		291,500	328,100	349,000			
	95		291,700	328,500	349,300			
	96		292,000	328,800	349,600			
	97		292,400	329,000	349,900			
	98		292,700	329,300	350,300			
	99		292,900	329,600	350,700			
	100		293,200	329,900	351,100			
	101		293,500	330,100	351,600			
	102		293,700	330,400	352,000			
	103		293,900	330,800	352,400			
	104		294,200	331,000	352,800			

	105		294,500	331,200	353,300			
	106			331,400				
	107			331,800				
	108			332,000				
	109			332,200				
	110			332,600				
	111			333,000				
	112			333,400				
	113			333,600				
再任用職員		188,700	215,300	243,500	256,900	282,100	322,800	365,000

備考 この表は、本庁、保健所、こども医療福祉センター、環境保健研究センター、家畜保健衛生所等に勤務する薬剤師、獣医師、栄養士その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

医療職給料表（三）

職員 の 区分	職務 の 級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
	1	169,900	197,000	243,600	265,700	288,400	330,100
	2	171,300	198,900	245,400	266,600	290,000	332,200
	3	172,800	200,900	247,200	267,500	291,600	334,200
	4	174,200	202,800	249,000	268,400	293,400	336,400
	5	175,600	204,900	250,400	268,900	295,000	338,400
	6	177,100	206,900	251,700	269,900	296,800	340,500
	7	178,600	209,100	252,800	270,600	298,500	342,600
	8	180,100	211,200	254,100	271,500	300,200	344,700
	9	181,300	213,200	254,900	272,600	301,900	346,200
	10	183,000	214,600	255,800	273,200	303,500	348,200
	11	184,600	216,000	256,700	274,200	304,800	350,100
	12	186,100	217,200	257,500	275,200	306,100	352,100
	13	187,500	218,600	258,600	276,200	307,600	354,000
	14	189,500	220,000	259,600	277,200	309,200	356,100
	15	191,500	221,500	260,400	278,200	311,000	358,200
	16	193,500	222,700	261,300	279,300	312,800	360,200
	17	195,500	224,100	261,800	280,600	314,500	362,200
	18	197,500	225,600	262,700	281,800	316,100	364,200
	19	199,500	227,100	263,500	282,800	317,800	366,300
	20	201,500	228,600	264,300	284,000	319,500	368,400
	21	203,500	229,700	265,200	285,500	320,900	370,100
	22	205,400	231,400	265,900	287,100	322,400	372,200
	23	207,500	233,100	266,800	288,400	323,900	374,300
	24	209,600	234,700	267,600	289,700	325,400	376,300
	25	211,200	236,000	268,600	290,800	326,800	378,300
	26	212,500	237,700	269,400	292,400	328,200	379,900
	27	213,700	239,400	270,300	294,100	329,700	381,800
	28	215,000	241,100	271,300	295,600	331,300	383,700
	29	216,200	242,700	272,500	296,600	332,400	385,500
	30	217,300	244,100	273,700	298,000	333,900	387,200
	31	218,600	245,400	275,200	299,400	335,300	389,100
	32	219,700	246,500	276,500	300,900	336,800	390,900
	33	221,000	247,500	278,000	302,300	338,400	392,600
	34	222,300	248,600	279,400	303,800	339,900	394,300
	35	223,600	249,500	280,600	305,400	341,500	396,100
	36	224,900	250,500	281,800	307,000	343,000	397,800
	37	226,000	251,200	283,300	308,300	344,700	399,400
	38	227,400	252,200	284,500	309,700	346,300	401,100
	39	228,700	253,100	285,900	311,100	347,800	402,900
	40	230,100	254,100	287,100	312,700	349,400	404,700
	41	231,000	254,500	288,100	314,200	350,600	406,200
	42	232,400	255,400	289,400	315,600	352,100	407,700
	43	233,700	256,200	290,700	317,000	353,600	409,200
	44	235,100	256,900	292,100	318,500	355,000	410,500
	45	236,300	257,700	293,400	319,300	356,600	411,600
	46	237,700	258,400	294,800	320,700	357,600	412,700
	47	239,000	259,300	296,300	322,100	359,100	413,800
	48	240,300	260,100	297,800	323,600	360,400	415,000

	49	241,200	260,900	298,900	324,700	361,800	416,300
	50	242,300	261,800	300,200	326,100	363,200	417,400
	51	243,300	262,700	301,400	327,400	364,500	418,600
	52	244,300	263,700	302,800	328,700	365,900	419,700
	53	245,000	264,800	304,200	330,100	367,400	420,900
	54	246,000	266,000	305,500	331,500	368,600	421,900
	55	246,900	267,300	306,900	332,900	369,700	423,000
	56	247,800	268,600	308,300	334,200	370,900	424,100
	57	248,500	270,000	309,100	335,100	372,000	425,200
	58	249,500	271,500	310,300	336,400	372,900	425,700
	59	250,100	272,900	311,500	337,600	373,900	426,300
	60	250,900	274,300	312,900	338,900	374,900	426,700
	61	251,700	275,600	314,000	340,000	375,500	427,300
	62	252,500	276,900	315,300	340,900	376,300	427,800
	63	253,300	278,300	316,600	342,100	377,100	428,200
	64	254,100	279,400	317,800	343,400	377,900	428,700
	65	254,800	280,500	319,100	344,500	378,600	429,300
	66	255,500	281,800	320,400	345,700	379,300	429,700
	67	256,300	283,100	321,700	346,900	380,100	430,000
	68	257,000	284,400	323,000	348,000	380,800	430,300
	69	257,800	285,500	323,700	349,000	381,400	430,700
	70	258,600	287,000	324,800	350,000	382,000	
	71	259,500	288,500	325,900	351,100	382,700	
	72	260,500	289,900	326,800	352,200	383,300	
	73	261,800	290,900	328,100	353,000	384,000	
	74	263,100	292,300	328,800	354,100	384,500	
	75	264,200	293,500	329,900	355,200	385,100	
	76	265,300	294,800	331,100	356,300	385,600	
	77	266,200	296,200	332,200	357,000	386,000	
再	78	267,200	297,500	333,400	357,800	386,600	
任	79	268,400	298,700	334,500	358,600	387,100	
用	80	269,400	300,000	335,700	359,300	387,400	
職	81	270,300	300,500	336,800	359,900	387,700	
員	82	271,200	301,700	337,900	360,400	388,200	
以	83	272,200	302,800	338,900	361,000	388,600	
外	84	273,100	304,000	340,000	361,500	388,900	
の	85	273,900	305,100	340,900	362,100	389,200	
職	86	274,700	306,300	341,900	362,600	389,700	
員	87	275,600	307,500	342,800	363,200	390,200	
	88	276,500	308,600	343,800	363,700	390,600	
	89	277,300	309,900	344,800	364,100	390,900	
	90	278,200	311,100	345,600	364,500	391,300	
	91	279,000	312,300	346,400	365,100	391,800	
	92	280,000	313,500	347,200	365,600	392,200	
	93	280,900	314,300	347,800	365,900	392,600	
	94	281,900	315,000	348,400	366,400		
	95	282,800	315,700	349,100	366,800		
	96	283,800	316,300	349,700	367,100		
	97	284,400	317,000	350,100	367,700		
	98	285,200	317,300	350,500	368,200		
	99	285,800	317,900	351,000	368,700		
	100	286,700	318,600	351,400	369,200		
	101	287,500	319,000	351,900	369,800		
	102	288,300	319,600	352,300	370,300		
	103	289,100	320,200	352,800	370,800		
	104	289,900	320,800	353,200	371,200		

105	290,600	321,200	353,500	371,800
106	291,100	321,700	354,000	372,300
107	291,600	322,200	354,400	372,800
108	292,100	322,700	354,700	373,300
109	292,300	323,100	355,200	373,900
110	292,600	323,500	355,700	374,300
111	292,800	323,800	356,200	374,800
112	293,200	324,100	356,700	375,300
113	293,500	324,500	357,200	375,900
114	293,700	324,900	357,700	
115	294,100	325,300	358,200	
116	294,400	325,600	358,600	
117	294,700	325,800	359,000	
118	295,000	326,100	359,400	
119	295,300	326,500	359,900	
120	295,700	326,700	360,400	
121	296,000	326,900	360,800	
122	296,400	327,200	361,300	
123	296,700	327,500	361,800	
124	297,100	327,800	362,300	
125	297,300	328,000	362,600	
126	297,500	328,300		
127	297,800	328,700		
128	298,200	328,900		
129	298,400	329,100		
130	298,700	329,300		
131	299,100	329,700		
132	299,500	329,900		
133	299,700	330,200		
134	300,000	330,600		
135	300,400	331,000		
136	300,700	331,400		
137	300,900	331,700		
138	301,200	332,100		
139	301,600	332,500		
140	301,900	332,900		
141	302,100	333,200		
142	302,500	333,600		
143	302,900	333,900		
144	303,200	334,300		
145	303,400	334,600		
146	303,600	335,000		
147	303,900	335,400		
148	304,300	335,800		
149	304,500	336,100		
150	304,700	336,500		
151	305,000	336,900		
152	305,300	337,300		
153	305,700	337,600		
154	305,900			
155	306,100			
156	306,400			
157	306,700			
158	307,000			
159	307,300			
160	307,600			

	161	308,000					
	162	308,300					
	163	308,600					
	164	308,900					
	165	309,300					
	166	309,600					
	167	309,900					
	168	310,200					
	169	310,600					
再任用職員		235,100	255,400	262,600	272,800	289,100	326,200

備考 この表は、本庁、保健所、こども医療福祉センター等に勤務する保健師、助産師、看護師、准看護師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別 記 第 2

小学校中学校教育職給料表

職員 の 区分	職務 の 級 号 給	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	164,400	180,200	267,500	296,000	406,700
	2	165,900	182,300	269,900	298,600	408,200
	3	167,400	184,400	272,200	301,400	409,700
	4	168,900	186,600	274,400	303,800	411,200
	5	170,500	188,600	276,800	306,300	412,600
	6	172,400	190,600	279,100	308,400	414,000
	7	174,200	192,700	281,300	310,700	415,500
	8	176,000	194,800	283,400	312,800	417,100
	9	177,700	197,000	285,500	314,900	418,500
	10	179,800	199,600	287,800	317,200	419,900
	11	181,800	202,200	290,100	319,600	421,300
	12	183,700	204,800	292,200	322,100	422,600
	13	185,600	207,400	294,600	324,500	423,900
	14	187,700	209,100	296,400	326,400	425,300
	15	189,800	210,700	298,300	328,300	426,700
	16	191,900	212,400	300,000	330,400	428,100
	17	194,100	214,200	301,800	332,200	429,300
	18	196,400	215,800	304,100	334,400	430,600
	19	198,900	217,500	306,300	336,500	431,800
	20	201,200	219,100	308,700	338,500	433,100
	21	203,600	220,900	310,900	340,600	434,200
	22	205,200	222,800	313,300	342,400	435,400
	23	206,900	224,700	315,500	344,200	436,700
	24	208,600	226,600	318,100	345,800	438,000
	25	210,100	228,100	320,500	347,500	439,300
	26	211,500	230,100	322,800	349,300	440,500
	27	213,100	232,100	325,000	351,200	441,500
	28	214,600	234,100	327,100	353,100	442,600
	29	216,300	235,900	329,200	354,900	443,800
	30	218,000	238,600	330,800	356,700	444,600
	31	219,700	241,300	332,400	358,400	445,400
	32	221,400	244,000	334,000	360,300	446,300
	33	222,700	246,600	335,800	361,600	447,200
	34	224,400	249,400	337,900	363,300	447,700
	35	226,100	252,000	340,000	364,800	448,200
	36	227,700	254,700	342,000	366,600	448,700
	37	229,100	257,000	344,000	368,500	449,200
	38	230,800	259,400	345,900	370,000	
	39	232,500	261,900	347,900	371,300	
	40	234,200	264,100	349,800	372,900	
	41	235,800	266,600	351,300	374,000	
	42	237,500	268,900	353,100	375,400	
	43	239,100	271,100	354,700	376,800	
	44	240,700	273,200	356,400	378,300	
	45	242,300	275,300	358,200	379,700	
	46	243,800	277,500	359,900	381,300	
	47	245,100	279,600	361,200	382,900	
	48	246,400	281,500	362,800	384,400	

	49	247,500	283,800	364,000	385,800
	50	248,800	285,500	365,500	387,300
	51	250,200	287,400	367,100	388,800
	52	251,300	289,200	368,700	390,200
	53	252,400	290,600	370,100	391,400
	54	253,800	292,700	371,600	392,700
	55	254,800	294,700	373,100	393,800
	56	255,800	296,900	374,600	394,900
	57	257,000	298,900	376,100	396,300
	58	258,000	301,300	377,500	397,500
	59	259,100	303,500	378,900	398,700
	60	260,100	306,100	380,200	400,000
	61	261,300	308,300	381,100	401,200
	62	262,000	310,700	382,300	402,200
	63	262,900	313,000	383,500	403,600
	64	263,500	315,200	384,600	404,900
	65	264,500	317,300	385,500	406,100
	66	265,900	319,100	386,700	407,200
	67	267,000	320,700	387,700	408,400
	68	268,300	322,300	388,800	409,500
再 任 用 職 員 以 外 の 職 員	69	269,800	324,200	390,000	410,500
	70	271,300	326,300	391,000	411,700
	71	272,600	328,400	392,100	412,900
	72	274,000	330,400	393,300	414,100
	73	274,800	332,500	394,300	414,700
	74	275,800	334,600	395,400	415,500
	75	277,000	336,800	396,500	416,200
	76	278,000	339,000	397,600	416,700
	77	279,200	340,700	398,500	417,000
	78	280,200	342,600	399,400	417,400
	79	281,400	344,300	400,400	417,800
	80	282,300	346,100	401,400	418,200
	81	283,500	347,900	402,200	418,500
	82	284,300	349,700	403,000	418,900
	83	285,300	351,100	403,700	419,300
	84	286,300	352,900	404,500	419,600
	85	287,200	354,100	405,200	419,900
	86	288,100	355,700	406,000	420,300
	87	288,800	357,200	406,700	420,700
	88	289,800	358,700	407,400	421,000
	89	290,800	360,000	408,000	421,300
	90	291,700	361,300	408,700	421,600
	91	292,600	362,700	409,200	421,900
	92	293,400	364,100	409,900	422,100
	93	293,700	365,600	410,300	422,300
	94	294,400	366,900	410,700	
	95	295,100	368,200	411,000	
	96	295,900	369,400	411,300	
	97	296,700	370,400	411,600	
	98	297,500	371,400	411,900	
	99	298,300	372,400	412,200	
	100	299,000	373,400	412,400	
	101	299,900	374,300	412,600	
	102	300,400	375,300	412,900	
	103	300,900	376,300	413,200	
	104	301,400	377,300	413,400	

105	301,600	378,100	413,600		
106	302,000	379,000	413,900		
107	302,300	379,900	414,200		
108	302,500	380,900	414,400		
109	302,700	381,700	414,600		
110	302,900	382,700	414,900		
111	303,200	383,700	415,200		
112	303,500	384,700	415,400		
113	303,700	385,300	415,600		
114	303,900	386,200	415,900		
115	304,100	387,100	416,200		
116	304,400	388,000	416,400		
117	304,700	388,800	416,600		
118	305,000	389,500			
119	305,300	390,300			
120	305,600	391,100			
121	305,800	391,700			
122	306,000	392,500			
123	306,200	393,200			
124	306,500	393,900			
125	306,800	394,500			
126		395,200			
127		395,700			
128		396,300			
129		397,000			
130		397,600			
131		398,100			
132		398,600			
133		398,900			
134		399,200			
135		399,500			
136		399,800			
137		400,100			
138		400,400			
139		400,700			
140		401,000			
141		401,300			
142		401,600			
143		401,900			
144		402,200			
145		402,400			
146		402,700			
147		403,000			
148		403,200			
149		403,400			
150		403,700			
151		404,000			
152		404,200			
153		404,400			
154		404,700			
155		405,000			
156		405,200			
157		405,400			
再任用職員	225,200	271,100	298,100	324,400	405,200

備考(1) この表は、小学校、中学校及び義務教育学校に勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭及び講師に適用する。

(2) この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

高等学校教育職給料表

職員の 区分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	164,400	207,400	332,200	416,900
	2	165,900	209,100	334,400	418,700
	3	167,400	210,700	336,500	420,500
	4	168,900	212,400	338,500	422,200
	5	170,500	214,200	340,600	423,700
	6	172,400	215,800	342,400	425,200
	7	174,200	217,500	344,200	427,100
	8	176,000	219,100	345,800	429,000
	9	177,700	220,900	347,500	430,800
	10	179,800	222,800	349,600	432,600
	11	181,800	224,700	351,700	434,500
	12	183,700	226,600	353,800	436,300
	13	185,600	228,100	355,900	438,000
	14	187,700	230,100	357,900	439,900
	15	189,800	232,100	359,900	441,700
	16	191,900	234,100	361,900	443,600
	17	194,100	235,900	363,500	445,300
	18	196,400	238,600	365,400	447,100
	19	198,900	241,300	367,200	448,900
	20	201,200	244,000	369,200	450,700
	21	203,600	246,600	370,800	452,300
	22	205,200	249,400	372,700	454,000
	23	206,900	252,000	374,500	455,900
	24	208,600	254,700	376,400	457,600
	25	210,100	257,000	377,700	459,300
	26	211,600	259,400	379,500	460,900
	27	213,300	261,900	381,300	462,500
	28	214,900	264,100	383,200	464,000
	29	216,400	266,600	385,000	465,500
	30	218,100	268,900	386,900	466,800
	31	219,800	271,100	388,800	468,100
	32	221,500	273,200	390,800	469,400
	33	222,900	275,300	392,500	470,600
	34	224,700	277,500	394,200	471,300
	35	226,500	279,600	395,800	472,000
	36	228,200	281,500	397,600	472,700
	37	229,700	283,800	398,800	473,300
	38	231,500	285,500	400,300	
	39	233,300	287,400	401,700	
	40	235,100	289,200	403,100	
	41	236,800	290,600	404,800	
	42	238,500	292,700	406,200	
	43	240,100	294,700	407,500	
	44	241,700	296,900	409,000	
	45	242,900	298,900	410,600	
	46	244,200	301,300	411,900	
	47	245,500	303,500	413,400	
	48	246,600	306,100	415,000	

	49	247,900	308,300	416,700
	50	249,300	310,700	418,100
	51	250,500	313,000	419,700
	52	251,900	315,200	421,200
	53	253,000	317,300	422,900
	54	254,200	319,100	424,400
	55	255,500	320,700	426,000
	56	256,500	322,300	427,600
	57	257,800	324,200	429,100
	58	258,500	326,300	430,600
	59	259,600	328,400	431,800
	60	260,600	330,400	433,000
	61	261,700	332,500	434,200
	62	262,600	334,600	435,500
	63	263,700	336,800	436,800
	64	264,500	339,000	438,000
	65	265,800	340,700	439,200
	66	267,200	342,900	440,400
	67	268,600	344,900	441,600
	68	270,200	347,100	442,800
再 任 用 職 員 以 外 の 職 員	69	271,500	348,900	444,000
	70	272,800	350,800	445,200
	71	274,100	352,800	446,400
	72	275,400	354,800	447,600
	73	276,400	356,400	448,700
	74	277,600	358,300	449,300
	75	278,900	360,100	449,800
	76	279,900	362,000	450,300
	77	280,800	363,800	450,800
	78	281,800	365,500	
	79	282,800	367,200	
	80	283,800	368,800	
	81	284,900	370,300	
	82	286,100	371,800	
	83	287,300	373,300	
	84	288,500	374,700	
	85	289,500	375,800	
	86	290,600	377,200	
	87	291,600	378,600	
	88	292,800	379,900	
	89	293,900	381,200	
	90	295,000	382,500	
	91	296,200	383,700	
	92	297,400	385,000	
	93	297,900	386,300	
	94	298,900	387,400	
	95	300,000	388,700	
	96	301,200	389,900	
	97	302,200	391,300	
	98	303,300	392,300	
	99	304,300	393,400	
	100	305,400	394,400	
	101	306,300	395,300	
	102	307,400	396,300	
	103	308,500	397,400	
	104	309,500	398,500	

105	310,100	399,200		
106	311,000	400,100		
107	311,800	401,000		
108	312,600	401,900		
109	313,500	402,700		
110	313,900	403,600		
111	314,300	404,400		
112	314,800	405,200		
113	315,400	405,800		
114	315,800	406,500		
115	316,300	407,200		
116	316,800	407,900		
117	317,400	408,500		
118	317,900	409,000		
119	318,300	409,400		
120	318,800	409,800		
121	319,300	410,200		
122	319,700	410,500		
123	320,200	410,800		
124	320,700	411,000		
125	321,300	411,200		
126	321,600	411,500		
127	321,900	411,800		
128	322,200	412,000		
129	322,400	412,200		
130	322,700	412,500		
131	323,000	412,800		
132	323,300	413,000		
133	323,500	413,200		
134	323,700	413,500		
135	323,900	413,800		
136	324,200	414,000		
137	324,500	414,200		
138	324,700	414,500		
139	325,000	414,800		
140	325,300	415,000		
141	325,500	415,200		
142	325,700	415,500		
143	326,000	415,800		
144	326,200	416,000		
145	326,500	416,200		
146	326,700			
147	327,000			
148	327,300			
149	327,500			
150	327,700			
151	328,000			
152	328,300			
153	328,500			
再任用職員	234,000	274,300	331,100	415,200

備考(1) この表は、高等学校に勤務する校長、副校長、教頭、教諭、助教諭及び講師に適用する。

(2) この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

行政職給料表

職員 の 区分	職務 の 級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	150,100	198,500	234,400	266,000	290,700	319,200	362,900	408,100
	2	151,200	200,300	236,000	267,700	292,900	321,400	365,500	410,500
	3	152,400	202,100	237,500	269,200	295,000	323,700	367,900	413,000
	4	153,500	203,900	239,000	271,000	297,000	325,900	370,500	415,400
	5	154,600	205,400	240,300	272,700	298,800	328,100	372,400	417,300
	6	155,700	207,200	241,900	274,500	300,800	330,100	374,900	419,600
	7	156,800	209,000	243,400	276,300	302,600	332,300	377,200	421,700
	8	157,900	210,800	244,900	278,300	304,200	334,500	379,700	423,900
	9	158,900	212,400	246,000	280,200	306,100	336,400	382,100	425,900
	10	160,300	214,200	247,500	282,200	308,400	338,600	384,800	428,000
	11	161,600	216,000	249,000	284,100	310,600	340,600	387,400	430,100
	12	162,900	217,800	250,300	286,000	312,900	342,800	390,100	432,200
	13	164,100	219,200	251,800	287,900	315,000	344,600	392,500	433,900
	14	165,600	221,000	253,000	289,700	317,100	346,600	394,800	435,700
	15	167,100	222,700	254,300	291,200	319,300	348,600	397,000	437,700
	16	168,700	224,500	255,500	292,600	321,400	350,600	399,400	439,700
	17	169,800	226,100	256,800	294,400	323,300	352,300	401,200	441,600
	18	171,200	227,800	258,200	296,400	325,300	354,300	403,200	443,400
	19	172,600	229,400	259,600	298,500	327,300	356,100	405,100	445,200
	20	174,000	230,900	261,100	300,500	329,300	358,000	406,900	446,900
	21	175,300	232,200	262,700	302,400	331,000	359,900	408,800	448,700
	22	177,800	233,800	264,400	304,500	333,100	361,800	410,600	450,200
	23	180,300	235,400	266,000	306,500	335,100	363,800	412,400	451,600
	24	182,800	236,900	267,600	308,600	337,200	365,700	414,300	453,100
	25	185,200	237,900	269,400	310,300	338,600	367,700	416,100	454,500
	26	186,900	239,400	271,200	312,400	340,500	369,600	417,600	455,800
	27	188,500	240,700	272,900	314,400	342,400	371,600	419,100	457,100
	28	190,200	241,900	274,600	316,400	344,300	373,600	420,700	458,300
	29	191,700	243,100	276,200	318,100	345,900	375,100	422,300	459,300
	30	193,400	244,100	277,900	320,100	347,800	376,900	423,600	460,000
	31	195,200	245,100	279,700	322,200	349,700	378,700	424,900	460,800
	32	196,900	246,100	281,200	324,300	351,500	380,300	426,100	461,500
	33	198,500	247,200	282,400	325,500	353,400	382,100	427,300	462,200
	34	199,900	248,100	284,100	327,500	355,200	383,500	428,600	463,000
	35	201,400	249,000	285,700	329,400	357,000	385,000	429,900	463,700
	36	202,900	250,000	287,400	331,500	358,700	386,600	431,100	464,300
	37	204,200	250,900	289,000	333,400	360,100	388,000	432,300	464,800
	38	205,500	252,200	290,700	335,300	361,400	389,200	433,100	465,400
	39	206,700	253,400	292,500	337,300	362,800	390,400	433,900	466,000
	40	208,000	254,700	294,300	339,200	364,200	391,500	434,700	466,600
	41	209,300	256,000	295,800	341,100	365,500	392,600	435,300	467,100
	42	210,600	257,400	297,500	343,000	366,400	393,800	436,000	467,600
	43	211,900	258,600	299,000	344,800	367,500	395,000	436,700	468,000
	44	213,200	259,800	300,600	346,700	368,600	396,100	437,400	468,300
	45	214,300	260,900	302,200	348,200	369,400	396,800	438,200	468,600
	46	215,600	262,100	303,900	349,600	370,300	397,500	439,000	
	47	216,900	263,400	305,500	351,100	371,200	398,200	439,400	
	48	218,200	264,500	307,200	352,600	372,100	398,900	440,100	

	49	219,200	265,600	308,100	354,200	373,000	399,500	440,600
	50	220,300	266,600	309,600	355,000	373,800	400,100	441,000
	51	221,300	267,800	311,100	356,200	374,600	400,600	441,400
	52	222,300	268,900	312,700	357,200	375,400	401,000	441,800
	53	223,300	269,900	314,300	358,100	376,100	401,400	442,200
	54	224,200	270,900	315,900	359,200	376,800	401,700	442,600
	55	225,100	272,000	317,500	360,100	377,500	402,000	443,000
	56	226,000	273,100	319,000	361,200	378,200	402,300	443,300
	57	226,300	274,000	320,500	362,100	378,700	402,600	443,600
	58	227,100	275,000	321,700	362,800	379,300	402,900	444,000
	59	227,800	275,900	322,900	363,500	379,900	403,200	444,300
	60	228,500	277,000	324,100	364,200	380,600	403,500	444,600
	61	229,200	278,100	324,800	364,600	381,000	403,800	444,900
	62	230,000	279,100	325,700	365,200	381,700	404,100	
	63	230,700	280,000	326,500	365,900	382,300	404,400	
	64	231,300	281,000	327,300	366,600	382,900	404,700	
	65	231,900	281,500	328,200	366,900	383,300	405,000	
	66	232,500	282,400	328,600	367,600	383,900	405,300	
	67	233,100	283,100	329,300	368,300	384,500	405,600	
	68	233,800	284,000	330,100	369,000	385,100	405,900	
再 任 用 職 員 以 外 の 職 員	69	234,500	285,000	330,900	369,300	385,500	406,100	
	70	235,100	285,800	331,600	369,900	386,000	406,400	
	71	235,600	286,600	332,300	370,600	386,500	406,700	
	72	236,300	287,400	333,000	371,200	387,100	407,000	
	73	237,000	288,200	333,500	371,500	387,400	407,200	
	74	237,600	288,700	334,100	372,100	387,800	407,500	
	75	238,200	289,100	334,600	372,800	388,200	407,800	
	76	238,700	289,600	335,200	373,400	388,600	408,000	
	77	239,300	289,800	335,500	373,800	388,900	408,200	
	78	240,000	290,100	336,000	374,300	389,200	408,500	
	79	240,700	290,300	336,400	374,900	389,500	408,800	
	80	241,200	290,700	336,900	375,400	389,800	409,000	
	81	241,700	290,900	337,300	375,900	390,000	409,200	
	82	242,300	291,100	337,800	376,500	390,300	409,500	
	83	242,900	291,500	338,300	377,000	390,600	409,800	
	84	243,400	291,800	338,800	377,300	390,800	410,000	
	85	243,900	292,100	339,100	377,700	391,000	410,200	
	86	244,500	292,400	339,500	378,200	391,300		
	87	245,100	292,700	340,000	378,600	391,600		
	88	245,600	293,100	340,400	379,000	391,800		
	89	246,100	293,400	340,700	379,400	392,000		
	90	246,600	293,800	341,100	379,900	392,300		
	91	246,900	294,100	341,600	380,300	392,600		
	92	247,300	294,500	342,000	380,700	392,800		
	93	247,600	294,700	342,200	381,000	393,000		
	94		294,900	342,600				
	95		295,200	343,100				
	96		295,600	343,500				
	97		295,800	343,700				
	98		296,100	344,100				
	99		296,500	344,500				
	100		296,900	344,800				
	101		297,100	345,100				
	102		297,400	345,500				
	103		297,800	345,900				
	104		298,100	346,300				

	105		298,300	346,800					
	106		298,600	347,200					
	107		299,000	347,600					
	108		299,300	348,000					
	109		299,500	348,500					
	110		299,900	348,900					
	111		300,300	349,200					
	112		300,600	349,500					
	113		300,800	350,000					
	114		301,000						
	115		301,300						
	116		301,700						
	117		301,900						
	118		302,100						
	119		302,400						
	120		302,700						
	121		303,100						
	122		303,300						
	123		303,600						
	124		303,900						
	125		304,200						
再任用職員		187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800	389,900

備考 この表は、小学校、中学校及び義務教育学校に勤務する事務職員に適用する。

学校栄養職給料表

職員 の 区分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	155,100	191,500	226,800	252,400	282,100
	2	156,500	193,100	228,400	253,500	284,000
	3	157,900	194,700	230,000	254,700	286,100
	4	159,300	196,300	231,600	256,000	288,100
	5	160,500	197,800	233,000	257,200	290,200
	6	162,300	199,300	234,600	258,400	292,300
	7	164,000	200,900	236,100	259,500	294,200
	8	165,600	202,400	237,700	260,500	296,200
	9	167,200	204,000	238,600	261,800	298,000
	10	168,900	205,700	240,000	262,500	299,900
	11	170,500	207,300	241,400	263,400	301,500
	12	172,300	209,000	242,500	264,200	303,100
	13	173,700	210,400	244,000	265,300	305,100
	14	175,500	212,000	245,300	266,400	307,000
	15	177,400	213,600	246,500	267,600	309,100
	16	179,200	215,200	247,800	268,700	311,100
	17	181,100	216,600	248,600	270,200	313,100
	18	182,600	218,200	249,800	271,900	315,100
	19	184,400	219,900	250,900	273,600	317,200
	20	186,200	221,600	252,000	275,300	319,300
	21	187,700	222,900	253,400	277,000	321,100
	22	189,200	224,400	254,200	278,700	323,100
	23	190,700	225,800	255,100	280,400	324,900
	24	192,200	227,300	256,000	282,000	326,900
	25	193,800	228,500	257,000	283,700	328,600
	26	195,100	229,900	258,100	285,400	330,500
	27	196,600	231,200	259,200	287,200	332,500
	28	198,000	232,400	260,400	288,800	334,500
	29	199,500	233,600	261,800	290,200	335,800
	30	200,700	234,900	263,400	291,800	337,600
	31	202,000	236,400	265,000	293,400	339,300
	32	203,300	237,700	266,500	295,100	341,100
	33	204,700	238,700	267,800	296,800	342,800
	34	206,100	240,000	269,500	298,500	344,600
	35	207,400	240,900	271,100	300,300	346,500
	36	208,800	242,100	272,700	302,100	348,300
	37	209,900	243,400	274,100	303,400	350,100
	38	211,200	244,500	275,600	305,100	351,800
	39	212,500	245,600	277,200	306,600	353,400
	40	213,800	246,700	278,600	308,200	355,100
	41	214,900	247,800	279,800	309,900	356,300
	42	216,100	248,700	281,200	311,600	357,400
	43	217,300	249,600	282,700	313,200	358,600
	44	218,500	250,400	284,200	314,900	359,800
	45	219,600	251,500	285,700	315,800	361,000
	46	220,700	252,800	287,400	317,200	361,800
	47	221,700	254,100	289,100	318,700	363,000
	48	222,700	255,300	290,700	320,300	364,100

再 任 用 職 員 以 外 の 職 員	49	223,600	256,800	291,900	321,700	365,100
	50	224,500	258,200	293,500	323,000	366,100
	51	225,400	259,400	294,800	324,200	367,100
	52	226,300	260,600	296,400	325,500	368,100
	53	226,600	261,600	297,700	326,600	368,900
	54	227,400	262,900	299,200	327,600	369,700
	55	228,000	264,200	300,600	328,700	370,600
	56	228,800	265,300	302,100	329,700	371,500
	57	229,500	266,100	303,100	330,200	372,000
	58	230,200	267,300	304,300	331,100	372,800
	59	230,800	268,500	305,500	331,900	373,600
	60	231,400	269,600	306,900	332,800	374,400
	61	232,100	270,500	308,200	333,600	374,800
	62	232,700	271,600	309,400	333,900	375,500
	63	233,300	272,700	310,700	334,500	376,200
	64	234,000	273,800	311,900	335,200	376,900
	65	234,600	274,600	313,300	335,800	377,300
	66	235,300	275,700	314,100	336,500	377,900
	67	236,000	276,600	314,900	337,200	378,600
	68	236,700	277,700	315,700	337,900	379,200
	69	237,300	278,700	316,300	338,600	379,600
	70	237,900	279,700	317,000	339,100	380,100
	71	238,500	280,800	317,700	339,700	380,600
	72	239,000	281,900	318,300	340,300	381,100
	73	239,600	282,500	319,000	340,600	381,700
	74	240,300	283,200	319,200	341,200	382,200
	75	241,000	283,700	319,800	341,700	382,800
	76	241,500	284,500	320,400	342,300	383,400
	77	241,900	285,300	321,000	342,800	383,900
	78	242,400	285,900	321,500	343,300	384,400
	79	242,900	286,500	322,000	343,800	384,900
	80	243,200	287,100	322,500	344,200	385,400
	81	243,500	287,800	323,100	344,500	385,700
	82	243,800	288,300	323,600	344,800	386,200
	83	244,100	288,700	324,000	345,200	386,600
	84	244,400	289,100	324,500	345,500	387,000
	85	244,700	289,300	325,000	346,000	387,400
	86		289,500	325,400	346,300	
	87		289,700	325,600	346,600	
	88		289,900	326,000	346,900	
	89		290,300	326,400	347,300	
	90		290,500	326,800	347,600	
	91		290,700	327,200	348,000	
	92		290,900	327,600	348,300	
	93		291,300	327,900	348,700	
	94		291,500	328,100	349,000	
	95		291,700	328,500	349,300	
	96		292,000	328,800	349,600	
	97		292,400	329,000	349,900	
	98		292,700	329,300	350,300	
	99		292,900	329,600	350,700	
	100		293,200	329,900	351,100	
	101		293,500	330,100	351,600	
	102		293,700	330,400	352,000	
	103		293,900	330,800	352,400	
	104		294,200	331,000	352,800	

	105		294,500	331,200	353,300	
	106			331,400		
	107			331,800		
	108			332,000		
	109			332,200		
	110			332,600		
	111			333,000		
	112			333,400		
	113			333,600		
再任用職員		188,700	215,300	243,500	256,900	282,100

備考 この表は、小学校、中学校及び義務教育学校に勤務する学校栄養職員に適用する。

別 記 第 3

号給	給料月額
	円
1	376,000
2	422,000
3	472,000
4	533,000
5	608,000
6	710,000
7	830,000

職員の人事管理に関する報告

全国よりも早く人口減少や高齢化が進行している本県において、県政上の諸課題に的確に対応し、質の高い行政サービスを提供していくためには、行政を支える公務組織が、能率的で活力のある組織であり続ける必要がある。

そのためには、社会情勢や県政を取り巻く環境変化を敏感にとらえ、新しい発想や実践を試みることができる優秀かつ多様な人材を継続的に確保し、計画的な育成を行うとともに、職員一人一人がやりがいを持って職務を遂行し、その能力を十分に発揮できる勤務環境を整備していくことが求められる。

また、県政の推進には、県民の理解と信頼を得ることが不可欠である。

職員一人一人が、強い使命感と高い倫理観を保持し、規律を守り、常に全体の奉仕者であることを自覚して、公正かつ効率的に職務を遂行していくことが求められる。

1 人材の確保

(1) 採用試験の見直し

県政を推進する上で、優秀かつ多様な人材の確保は重要な課題である。

本委員会では、従来から、法律や経済を専攻していない学生も受験しやすい行政(特別枠)や、民間企業等の職務経験者及び海外での活動経験者を対象とした試験枠を設けるなど、多様な人材の確保に努めてきた。また、試験種目にプレゼンテーション試験、能力試験、グループワーク*等を導入し、より人物重視の試験とするための見直しに取り組んできた。

さらに、昨年度からは、民間企業の採用試験で広く使用されているSPI*試験を導入し、併せて、試験日程の前倒しを行うなど、民間企業志望者等にも受験しやすい試験への見直しを行ったところである。

その一方で、公務における人材の確保は、国、地方を問わず非常に厳しい状況となっており、本県の職員採用試験の申込者数も長期的に減少傾向が続いている。

減少の主な要因としては、採用試験の実施時期が民間企業と比べて遅いことや、幅

広い分野の受験勉強を必要とするなど、受験者の負担感が大きいこと等が考えられる。また、少子化による若年人口の減少も影響しているものと考えられる。

こうした中、人事院においては、本年6月、国家公務員採用試験の申込者数の増加に向けて、試験の方法や実施時期、受験資格等の見直しを行う方針を表明した。また、民間企業においては、今後、インターンシップで得た学生情報を採用活動に活用することが可能となることなどから、採用活動がより一層早期化することが予想されている。

国や他の地方自治体、民間企業等との人材獲得競争は、今後更にし烈になることが予想される。

本委員会は、優秀かつ多様な人材の確保に向けて、採用試験の総合的な見直しを更に進めていく。

今後、能力実証の観点に留意しつつ、受験者にとってより受験しやすい試験内容への変更や試験実施時期の早期化、多様な経験・専門性を有する民間企業等の職務経験者のより積極的な採用など、見直しに関する具体的な施策について、任命権者とも協議しながら検討を進めていく。

※グループワーク：集団の中でのコミュニケーション能力、社会性、協調性、リーダーシップ、傾聴力などの社会的側面を評価し、個別面接を補完するもの。

S P I : Synthetic Personality Inventory

言語的理解力や数的処理能力、論理的思考力等を問う択一式の筆記試験。

多くの企業の採用選考で活用されている。

(2) 公務の魅力発信等の取組

採用試験の申込者数を増加させるためには、公務の魅力を知ってもらうことも重要である。

本委員会では、職員募集専用ホームページを設け、県の仕事の魅力や、各職種の若手職員やU・Iターン職員の活躍などの情報を積極的に発信している。また、テレビ会議システムを活用したオンライン業務説明会を開催し、参加者と職員との座談会の中で、業務の具体的な内容や仕事のやりがい等を伝え、参加者の疑問や不安の解消にも努めている。

女性職員の採用に関しても、採用パンフレットや大学での公務説明会等において、女性が働きやすく活躍できる職場であることをアピールすることにより、女性の受験率の向上に向けた積極的な取組を行っている。

本委員会では、申込者数の増加を図るため、引き続き、県の仕事の魅力発信に努めるとともに、学生の就職活動の早期化も考慮に入れて、より効果的な情報発信について検討を進めていく。

一方、学生の就職活動においては、今後、インターンシップへの参加がこれまで以上に大きな意味を持つことになる。

任命権者においては、インターンシップが、学生の興味や関心に応え、県の仕事の魅力発信につながるものとなるよう研究を深めるとともに、学生に対する県政の情報発信の強化を図る必要がある。

また、採用試験の申込者数を増加させるためには、就職先としての公務の魅力を高めることも重要である。

そのためには、職員一人一人が高い意欲とやりがいを持って生き生きと働き、その能力を十分に発揮できる勤務環境を整える必要がある。そのことが公務の魅力をもっと高め、優秀な人材をもっとひきつけるという好循環を生み出していくことにもつながる。

任命権者においては、働き方改革による勤務環境の整備や、若手職員の成長実感や意欲の向上につながる計画的な育成などの取組をもっと進めていく必要がある。

(3) 障害者の雇用に関する取組

障害のある人が、障害の特性等に応じて、能力や適性を十分に発揮し活躍できる社会の実現が重要な課題となっており、公務部門においても、障害者雇用の推進が求められている。

障害者の雇用に関しては、計画的な採用を行っているものの、一部の任命権者において法定雇用率を達成していない状況となっている。任命権者においては、法定雇用率の達成はもとより、障害者活躍推進計画に掲げた取組を着実に進め、障害のある職員がやりがいを持って安心して働き続けられる支援体制の充実や勤務環境の整備などを進めていく必要がある。

2 人材の育成と能力・実績に基づく人事管理の推進

(1) 人材の育成

人口減少・少子高齢化、社会のデジタル化など変化する社会環境や、多様化・複雑化する県民ニーズに的確に対応するためには、意欲を持って自ら課題に挑戦し、効果的かつ効率的に職務を遂行することができる人材を育成していくことが重要である。

任命権者においては、人材育成の方針に基づき、求められる能力・役割を示し、役職段階に応じた計画的な人材育成に取り組んでいるところである。

今後も限られた資源や人材をもとに地域課題や政策課題を積極的に見出して解決し、持続可能な形で行政サービスを提供し続けていくためには、民間企業等の多様な主体との連携や、行政のデジタル改革などの積極的な推進が求められる。

そのため、任命権者においては、引き続き、管理職の人材育成意識や職員自らのキャリア形成意識を高め、業務遂行能力やマネジメント能力を有する人材の育成を図る必要がある。あわせて、若年層の職員については、やりがいや成長を実感しながら業務に取り組むことができるよう、自律的なキャリア形成意識を醸成し能力開発への意欲向上につながる研修をより充実させていく必要がある。

さらに、スマート自治体^{*}の実現に向け、施策と庁内業務の両面からデジタル改革を加速度的に進めるために必要な人材を計画的に育成していく必要がある。

また、女性職員の育成・登用を推進していくことは、女性の職業生活における活躍を推進し、豊かで活力ある社会を実現するためにも重要である。

任命権者においては、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づき策定した特定事業主行動計画において具体的な数値目標を掲げ、取組を進めているところであり、管理職における女性の割合は徐々に高まっているが、依然として低い水準にある。

そのため、任命権者においては、引き続き、女性職員の採用後からの計画的なキャリア形成の支援や、個々人の能力、意欲、適性などに応じた人事配置を推進するとともに、長時間労働の是正やテレワーク等の柔軟な働き方の推進などにより、仕事と家庭生活を両立しやすい環境づくりに努める必要がある。これらの取組により、意欲と能力のある女性職員の育成・登用を一層進めていく必要がある。

※スマート自治体：情報システムやA I（人工知能）等の技術を駆使して、効果的・効率的に行政サービスを提供する自治体。

(2) 能力・実績に基づく人事管理の推進

人事評価を任用、給与、分限その他の人事管理の基礎として活用することは、職員の意欲や士気を高め、職員の成長につながるとともに、業務の進捗管理や組織の活性化にも寄与する重要な取組である。地方公務員法においても、その活用について規定されている。

また、今後、定年の引上げに伴い在職期間が長期化する中で、組織の活力を維持・向上させるためには、能力・実績に基づく人事管理がより重要となる。

国においては、人事評価を人材育成やマネジメントの強化にも活用しており、職員の能力・実績をよりきめ細かく的確に把握するための見直しなども行ったところである。

本県においては、評価結果を任用、給与等に反映しながら、人材育成にも活用し、能力・実績に基づく人事管理を進めてきているところである。一方、他の多くの都道府県においては、既に全ての評価結果が給与へ反映されており、本県においても、全ての評価結果の給与への反映を進めていく必要がある。

また、制度をより適正に運用するため、その運用実態の検証を行い、評価者の評価能力向上に資する研修の充実や被評価者への評価結果のフィードバックの徹底を図るなど、透明性・納得性・客観性が一層確保された制度として運用していく必要がある。

3 働き方改革と勤務環境の整備

(1) 多様で柔軟な働き方の推進

社会のデジタル化が進み、行政サービスや公務のあり方が大きく変化していく中、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を契機として、在宅勤務をはじめとする多様な働き方が、公務、民間を問わず広がりを見せている。

テレワークやフレックスタイム制などの働き方は、個人の事情や業務の状況に応じて、働く時間や場所を最適化して業務を遂行する多様で柔軟な働き方であり、効率的な行政運営や優秀な人材の確保にもつながるものである。

任命権者においては、仕事と家庭の両立支援策や感染防止対策として、テレワークやフレックスタイム制、時差出勤等の多様で柔軟な働き方を推進してきたが、今後は、ワーク・ライフ・バランスの実現による職員の意欲の向上や、業務の効率化による生産性の向上等の観点から推進していくことが重要である。

人事院においては、学識経験者によって構成される研究会において、テレワーク等の柔軟な働き方に対応した勤務時間制度等のあり方について議論を深めており、その中間報告を受けて、令和5年4月からのフレックスタイム制及び休憩時間制度の柔軟化に向けた規則改正など、必要な措置を速やかに講ずることとしている。

任命権者においては、テレワークやフレックスタイム制、時差出勤等について効果的な活用等をより一層進めるとともに、多様で柔軟な働き方に対応した勤務時間制度等のあり方について、国及び他の都道府県の動向を注視しつつ検討を深めていく必要がある。

なお、テレワーク等の柔軟な働き方を推進していくためには、行政の更なるデジタル化も重要である。行政手続等のオンライン化・ペーパーレス化やテレビ会議システム等のコミュニケーションツールの活用などに一層取り組むとともに、セキュリティ対策を含むデジタル環境の整備も引き続き進めていく必要がある。

(2) 長時間労働の是正

長時間労働の是正は、職員の健康保持やワーク・ライフ・バランスの推進、公務能率の向上、さらには人材確保等の観点からも非常に重要な課題である。

本県職員の時間外勤務については、時間外勤務の上限規制に係る条例・規則等により、時間外勤務を命じることができる上限が定められている。

他律的・臨時的業務に従事する職員や大規模災害への対処等の特例業務に従事する職員については、それぞれの上限の時間を超えて時間外勤務を命じることができるが、当該職員の決定や上限を超える時間数については必要最小限のものとしなければならない。

長時間労働の是正のためには、業務の合理化・効率化をこれまで以上に推進するとともに、各職場における管理職員等によるマネジメントをより強化していく必要がある。

所属長においては、時間外勤務命令の必要性を十分検討するとともに、出退勤システム等により勤務時間の適正な把握や管理に努め、業務の平準化や長時間労働の要因に応じた時間外勤務縮減の取組などを更に進める必要がある。

知事部局においては、ICTの有効活用により業務の効率化を図るとともに、時間外勤務縮減に向けて、組織を超えた職員の臨時応援やワークシェア会計年度任用職員の活用、時間外勤務の多い所属に対するヒアリング等を実施しているところである。また各職場において、1 on 1 ミーティング*により日々のコミュニケーションを深めるとともに、課や班単位での定期的なミーティングにより、業務の進捗状況の把握、業務の共有化・平準化等の強化に取り組んでいる。引き続きこれらの取組を進めるとともに、業務内容の見直しや事業の選択と集中を積極的に行い、公務能率の向上に一層努めなければならない。

なお、新型コロナウイルス感染症や大規模災害等へ対処するため、やむを得ず月100時間以上の時間外勤務を命じられる職員が存在する。このような長時間の時間外勤務を行う職員については、医師の面接指導による健康管理の徹底や業務分担の見直しを行うなど、引き続き、適切な措置を講じていく必要がある。

教育委員会においては、出退勤管理システムにより教職員の勤務時間の把握、管理を行っている。また、「長崎県立学校の教育職員の勤務時間の上限に関する方針」を具体的に進める「長崎県立学校における業務改善アクションプラン（改訂版）」を策定し、教職員の長時間労働の是正に向けた業務改善等に取り組んでいる。今年度はモデル校の数を増やし、各種取組の効果及び課題の研究を行っている。

教職員が児童・生徒と向き合う時間を確保し、効果的で質の高い教育活動を行っていくためには、教職員の働きやすい職場環境の整備に向けた取組を推進していくことが求められる。またこれらの取組は、優秀な人材の確保、育成、定着のためにも極めて重要である。

引き続き、県及び各市町の教育委員会が連携し、勤務時間を適正に把握、管理するとともに、業務改善等により教職員の一層の負担軽減を図るなどの学校における働き

方改革を推進する必要がある。

本委員会においては、時間外勤務の上限規制に係る制度の運用状況等について実地調査を行っている。引き続き調査を実施するとともに、労働基準監督機関として必要に応じて各所属の指導を行っていく。

※1 on 1 ミーティング：部下と上司が1対1で定期的に行う面談のこと。

(3) 仕事と家庭生活の両立支援

全ての職員がそれぞれの能力を十分に発揮し、仕事と家庭生活を両立させながら活躍できる職場環境の整備は重要な課題である。

一方、性別による固定的な役割分担意識や無意識の思い込みは、個人にも組織にも依然として存在しており、そのため、女性に育児や介護の負担が偏りがちとなっている。

男性職員が育児等に積極的に参画することは、ライフイベントによる時間的制約を受けやすい女性職員の活躍推進や、本人やその家族はもとより職場全体のワーク・ライフ・バランスの推進のためにも大切なことである。

各任命権者においては、特定事業主行動計画に定める目標に向けた取組を進めており、男性職員の育児休業取得率は上昇傾向にある。引き続き、配偶者の出産を控えた男性職員や子育て中の男性職員に対し、育児への積極的な参加を促すことが大切である。

また、本県においては、国家公務員の休暇・休業に関する法改正等の状況を踏まえ、本年1月以降、不妊治療の通院等に係る休暇の新設や育児休業の取得回数制限緩和等の制度の充実を図ってきたところである。

任命権者においては、これらの制度が職員に広く活用されるよう周知に努めるとともに、引き続き、両立支援のための休暇・休業を取得しやすい環境づくりや意識啓発を推進していくことが重要である。

所属長においては、日々のコミュニケーションを通じて職員の状況把握に努めるとともに、育児等の事情を有する職員が、両立支援のための休暇・休業を気兼ねなく取得できるように職場での支援体制づくりを行う必要がある。

(4) 職員の健康管理

職員が年齢や性別に関係なく、高い意欲とやりがいを持って生き生きと働き続けるためには、心身ともに良好な状態を保つことが大切である。

任命権者においては、これまでも各種健康診断や健康相談、長時間の時間外勤務を行った職員への医師の面接指導などに取り組んできたところである。

職員の健康の保持増進を図ることは、職員がその能力を十分に発揮し組織を活力あるものとするためにも重要な課題であり、任命権者においては、心身の健康管理施策をより一層推進していくことが重要である。

一方、本県職員における精神疾患による病気休職者は、休職者全体の約7割と高い水準にある。職員の心の健康保持のためには、メンタルヘルス対策を一層進める必要があり、ストレスチェック制度の活用などの予防的な取組が極めて重要である。

職員においては、ストレスチェックの結果等から自らのストレス傾向を把握し、早めのセルフケアに取り組むことが大切である。

また、職場においては、心の不調への早期の気づきという観点から「ラインによるケア※」に適切に取り組むことが大切である。

所属長においては、日々のコミュニケーションを通じ、職員の心身の状態を把握するよう努めるとともに、職員が相談しやすい雰囲気づくりを行うことが必要である。また、ストレスチェックの結果、高ストレスとされた職員が面接指導を受けられるよう配慮するとともに、集団分析結果を活用し、あわせて他所属の改善対策事例を参考にして、職場環境の改善に努めていく必要がある。

任命権者においては、引き続き、メンタルヘルス不調の未然防止や早期発見・早期対応につながる取組を実施していくとともに、休職した職員の円滑な職場復帰のための支援や再発防止などの取組を総合的に実施していく必要がある。

※ラインによるケア：職員と日常的に接する管理監督者（直属の上司、総括課長補佐、課長等）が職場環境等の改善や職員に対する相談対応等を行うこと。

(5) ハラスメント防止対策

職場における各種ハラスメントは、個人の人格や尊厳を傷つける絶対に許されない

行為である。ハラスメントは、職員の心身の健康に影響を及ぼすだけでなく、周りの職員の勤労意欲も低下させ、職場全体の士気や生産性を低下させるものである。

各任命権者においては、要綱等に基づき、研修の実施や苦情相談体制の整備などハラスメントの防止及び排除に向けた対策を講じているところであるが、本委員会が設置している苦情相談窓口には、依然として切実な相談が寄せられている。

任命権者においては、引き続き、管理職員をはじめ全ての職員の意識啓発と知識の向上を図り、また、安心して相談できる良好な職場環境づくりを推進する必要がある。

所属長においては、所属内のコミュニケーションを活性化させるなど、良好な勤務環境の確保に心掛けるとともに、ハラスメントの相談等を理由に職員が不利益を受けることがないよう配慮する必要がある。

また、職員においても、一人一人がハラスメントに対する関心と理解を深め、ハラスメントはしてはならないという認識のもとに、自らの言動に注意することも大変重要である。

参 考 资 料

1 人事院の報告及び勧告

職員の給与に関する報告

第1 給与勧告制度の基本的考え方

国家公務員法第28条は、国家公務員の給与について、国会により社会一般の情勢に適応するように随時変更することができるとしており、本院には、その変更に関して勧告することを怠ってはならないとするとともに、国会及び内閣に対し、毎年、少なくとも1回、俸給表が適当であるかどうかについて報告を行う責務を課している。

国家公務員は、その地位の特殊性及び職務の公共性に鑑み、憲法で保障された労働基本権が制約されており、本院の給与勧告は、労働基本権制約の代償措置として、国家公務員に対し、社会一般の情勢に適応した適正な給与を確保する機能を有するものである。給与勧告においては、従前より、給与水準の改定のみならず、俸給制度及び諸手当制度の見直しも行ってきている。

本院が給与勧告を通じて国家公務員に適正な処遇を確保することは、職務に精励している国家公務員の士気の向上、公務における人材の確保や労使関係の安定にも資するものであり、能率的な行政運営を維持する上での基盤となっている。

給与勧告では、国家公務員の給与水準を民間企業従業員の給与水準と均衡させること（民間準拠）を基本としている。民間準拠を基本とするのは、国家公務員も勤労者であり、勤務の対価として適正な給与を支給することが必要とされる中で、公務の給与水準は、その時々を経済・雇用情勢等を反映して労使交渉等によって決定される民間の給与水準に準拠して定めることが最も合理的であると考えられることによる。

国家公務員給与と民間給与との比較においては、主な給与決定要素を同じくする者同士の4月分の給与を比較している。また、「職種別民間給与実態調査」は、企業規模50人以上、かつ、事業所規模50人以上の事業所を調査対象として実施している。

比較方法については、給与は、一般的に、職種を始め、役職段階、勤務地域、学歴、年齢等の要素を踏まえてその水準が定まっていることから、両者の給与の単純な平均値ではなく、給与決定要素を合わせて比較（同種・同等比較）することとしている。

また、調査対象については、企業規模50人以上の多くの民間企業は公務と同様、部長、課長、係長等の役職段階を有しており、公務と同種・同等の者同士による給与比較が可能であることに加え、現行の調査対象となる事業所数であれば、精緻な調査が可能であり、調査の精確性を維持することができること等から、現行の調査対象としている。

本年の勧告においても、従来と同様の方法を用いて民間給与との比較を行うことにより、国家公務員に対し、社会一般の情勢に適応した適正な給与を確保していくこととする。

第2 公務と民間の給与の状況と本年の給与改定

1 本年の給与改定を取り巻く諸情勢

(1) 本年の春季賃金改定

本年に入ってから企業の収益については、引き続き新型コロナウイルス感染症の影響を受ける企業がある一方で、製造業などでは、業績が新型コロナウイルス感染症拡大前の水準を回復した企業もあるなど、個々の産業や企業によって区々の状況にあり、本年の春季賃金改定期に当たる3月の「月例経済報告」（内閣府）では、「企業収益は、感染症の影響が残る中で、非製造業の一

部に弱さがみられるものの、総じてみれば改善している」とされていた。

また、エネルギー価格や原材料価格等の高騰により、物価は上昇しており、同報告では、「国内企業物価は、このところ上昇している。消費者物価は、このところ緩やかに上昇している」とされていた。

このような状況を背景に、本年の春季賃金改定では、昨年を上回るベースアップの実施や、一時金の増額を行うこととした企業がある一方で、ベースアップの見送りや新型コロナウイルス感染症拡大の業績への影響により大幅に削減された一時金の支給が回復していない企業も見られた。

(2) 民間における最近の賃金・雇用情勢及び物価の動向等

国家公務員給与と民間給与との比較時点である本年4月の民間における賃金・雇用情勢及び物価の動向等は次のとおりである。

「毎月勤労統計調査」（厚生労働省、事業所規模30人以上）によると、本年4月の一般労働者の所定内給与は、昨年4月から1.8%増加している。

「労働力調査」（総務省）によると、本年4月の完全失業率は、昨年4月から0.3ポイント低下して2.5%（季節調整値）となっている。

「一般職業紹介状況」（厚生労働省）によると、本年4月の有効求人倍率は昨年4月から0.14ポイント上昇して1.23倍（季節調整値）、本年4月の新規求人倍率は昨年4月から0.29ポイント上昇して2.19倍（季節調整値）となっている。

本年4月の消費者物価指数（総務省）は、昨年4月に比べ2.5%上昇している。また、本年4月の国内企業物価指数（日本銀行）は、昨年4月に比べ9.9%上昇している。

本院が「全国家計構造調査」（総務省）及び「全国単身世帯収支実態調査」（総務省）を基礎に算定した本年4月における全国の1人世帯の標準生計費は114,480円、「家計調査」（総務省）を基礎に算定した同月における全国の2人世帯、3人世帯及び4人世帯の標準生計費はそれぞれ178,930円、196,090円及び213,240円となっている。

このように、最近の民間における賃金・雇用情勢及び物価の動向等を見ると、新型コロナウイルス感染症の影響からの持ち直しの動きが見られるとともに、物価が上昇しており、こうした状況の下で本年の民間給与の改定が行われているものと考えられる。他方、最近の物価の上昇は2%を超える大きなものとなっており、今後、物価の動向や、これを受けた民間給与の状況や生活面への影響がどうなっていくのか、注視していく必要がある。

（参考資料 3 生計費関係 参照）

（参考資料 4 労働経済関係 参照）

(3) 行政執行法人（旧現業）の給与改定

行政執行法人のうち、かつて国の現業であった独立行政法人造幣局及び独立行政法人国立印刷局の職員の給与改定については、中央労働委員会に対して調停の申請がなされ、本年4月から基準内賃金を1人当たり0.41%相当額の前資をもって引き上げることを内容とする調停案を労使双方が受諾して決着した。

(4) 各界の意見

本院は、例年、全国各地で経済界、学界、労働界等の各界からの参加による公務員問題懇話会や中小企業経営者等との意見交換を実施しており、これらの場において、給与勧告の仕組み等について説明し、意見を聴取している。

本年の懇話会等においては、地方において本院の「職種別民間給与実態調査」の対象となるような規模の企業は少ない、地場の中小零細企業の賃金と比べると高く安定しているとの指摘もある一方、優秀な人材を確保するためには相応の給与水準が必要であり、現行より大きい規模の企

業と比べるべきとの意見もあった。このほか、国家公務員は諸外国に比べて人数も少なく、少数精鋭で業務を行っているとの意見や、若者にとって国家公務員が憧れの職業となるよう、ふさわしい給与が支給されるようにしてほしいとの意見もあった。

2 本年の国家公務員給与と民間給与の実態

(1) 国家公務員給与の状況

本院は、「令和4年国家公務員給与等実態調査」を実施し、一般職の職員の給与に関する法律（給与法）が適用される常勤職員の給与の支給状況等について全数調査を行った。

民間給与との比較を行っている行政職俸給表(一)適用職員（139,947人、平均年齢42.7歳）の平均給与月額が405,049円となっており、昨年4月と比較して若年層の人数が増加したこと等により2,104円減少している。

なお、税務署職員、刑務官等を含めた職員全体（253,401人、平均年齢42.5歳）の平均給与月額は413,064円となっている。

(注) 平均給与月額とは、俸給、地域手当、俸給の特別調整額（管理職手当）、扶養手当、住居手当等（所定外給与である超過勤務手当等及び実費弁償的な性格の通勤手当等の手当を除く。）の全ての給与の平均月額をいう。

(参考資料 1 国家公務員給与関係 参照)

(2) 民間給与の状況

ア 職種別民間給与実態調査

本院は、企業規模50人以上、かつ、事業所規模50人以上の全国の民間事業所約54,900（母集団事業所）のうちから、層化無作為抽出法によって抽出した約11,800の事業所を対象に、「令和4年職種別民間給与実態調査」を実施した。なお、新型コロナウイルス感染症をめぐる医療現場の厳しい環境に鑑み、一昨年、昨年に引き続き、病院は調査対象から除外した。

この調査では、公務の行政職俸給表(一)と類似すると認められる事務・技術関係22職種の約43万人及び研究員、教員等32職種の約2万人について、本年4月分として個々の従業員に実際に支払われた給与月額及び当該従業員の役職段階、学歴、年齢等を詳細に調査するとともに、各民間企業における給与改定の状況等を調査している。また、民間事業所における昨年冬と本年夏の特別給与の状況等を把握するため、昨年8月から本年7月までの直近1年間の支給実績についても調査している。

本年の調査完了率は、民間事業所の理解を得て、83.2%と非常に高いものとなっており、調査結果は広く民間事業所の給与の状況を反映したものといえる。

イ 調査の実施結果

本年の「職種別民間給与実態調査」により把握した民間給与の状況は、次のとおりである。

(ア) 初任給与の状況

企業全体として見た場合に新規学卒者の採用を行った事業所の割合は、大学卒で50.8%（昨年48.1%）、高校卒で28.7%（同29.2%）となっている。そのうち、初任給与について、増額した事業所の割合は、大学卒で32.9%（同25.3%）、高校卒で38.6%（同29.3%）、据え置いた事業所の割合は、大学卒で66.3%（同74.2%）、高校卒で61.1%（同70.0%）となっている。

(イ) 給与改定の状況

別表第1に示すとおり、一般の従業員（係員）について、ベースアップを実施した事業所の割合は31.5%（昨年23.5%）、ベースダウンを実施した事業所の割合は0.3%（同0.6%）となっている。

また、別表第2に示すとおり、一般の従業員（係員）について、定期に行われる昇給を実施した事業所の割合は84.0%（昨年82.1%）となっている。昇給額については、昨年と比べて増額となっている事業所の割合は30.4%（同22.5%）、減額となっている事業所の割合は2.8%（同8.4%）となっている。

このように、初任給の引上げやベースアップを実施した事業所の割合は昨年と比べて増加しており、業績や人材確保上の必要性等を踏まえて相応の賃金水準を確保しようとする動きが見られる。

（参考資料 2 民間給与関係 参照）

3 本年の国家公務員給与と民間給与との比較

(1) 月例給

本院は、「国家公務員給与等実態調査」及び「職種別民間給与実態調査」の結果に基づき、公務においては一般の行政事務を行っている常勤の行政職俸給表(一)適用職員、民間においては公務の行政職俸給表(一)と類似すると認められる職種（事務・技術関係職種）の常勤の従業員について、主な給与決定要素である役職段階、勤務地域、学歴及び年齢を同じくする者同士の4月分の給与額（公務にあつては平均給与月額、民間にあつては所定内給与の月額から通勤手当の月額を減じた額）を対比させ、国家公務員の人員数のウェイトを用いて精密に比較（ラスパイレス方式）を行ってきている。

本年4月分の給与について、民間給与との較差を算出したところ、別表第3に示すとおり、国家公務員給与が民間給与を1人当たり平均921円（0.23%）下回っていた。

(2) 特別給

本院は、民間における特別給の支給割合（月数）を算出し、これを国家公務員の期末手当及び勤勉手当の年間の平均支給月数と比較した上で、0.05月単位で改定を行ってきている。

本年の「職種別民間給与実態調査」の結果、昨年8月から本年7月までの1年間において、民間事業所で支払われた特別給は、別表第4に示すとおり、年間で所定内給与月額の4.41月分に相当しており、国家公務員の期末手当及び勤勉手当の年間の平均支給月数（4.30月）が民間事業所の特別給の支給割合を0.11月分下回っていた。

4 本年の給与の改定等

(1) 改定の基本方針

ア 月例給

前記3(1)のとおり、本年4月時点で、国家公務員の月例給が民間給与を921円（0.23%）下回っていることから、民間給与との均衡を図るため、月例給の引上げ改定を行う必要がある。この改定は、本年4月時点の比較に基づいて公務員給与と民間給与を均衡させるためのものであることから、同月に遡及して実施する必要がある。

月例給の改定に当たっては、人材確保の観点等を踏まえ、若年層について、基本的な給与である俸給を引き上げることとする。

イ 特別給

前記3(2)のとおり、国家公務員の期末手当及び勤勉手当の年間の平均支給月数が民間事業所の特別給の支給割合を0.11月分下回っていた。

このため、特別給については、昨年8月から本年7月までの1年間における民間の特別給の支給割合との均衡を図るため、支給月数を0.10月分引き上げる必要がある。

支給月数の引上げ分の期末手当及び勤勉手当への配分に当たっては、民間の特別給の支給状

況等を踏まえつつ、勤務実績に応じた給与を推進するため、引上げ分を勤勉手当に配分することとする。

(2) 改定すべき事項

ア 俸給表

(行政職俸給表(一))

民間との給与比較を行っている行政職俸給表(一)について、平均0.3%引き上げることとする。

具体的には、民間企業における初任給の動向等を踏まえ、総合職試験及び一般職試験(大卒程度)に係る初任給について3,000円、一般職試験(高卒者)に係る初任給について4,000円、それぞれ引き上げることとする。

また、これを踏まえ、20歳台半ばまでの職員が在職する号俸に重点を置き、初任の係長級(3級)の若手職員にも一定の改善が及ぶよう、30歳台半ばまでの職員が在職する号俸について、所要の改定を行うこととする。この結果、1級、2級及び3級の平均改定率はそれぞれ1.7%、1.1%及び0.2%となる。

(行政職俸給表(一)以外の俸給表)

行政職俸給表(一)以外の俸給表についても、行政職俸給表(一)との均衡を基本に所要の改定を行う。なお、専門スタッフ職俸給表及び指定職俸給表については、本年の俸給表改定が若年層を対象としたものであることから改定を行わない。

イ 期末手当及び勤勉手当

期末手当及び勤勉手当については、昨年8月から本年7月までの1年間における民間の特別給の支給割合との均衡を図るため、支給月数を0.10月分引き上げ、4.40月分とする。支給月数の引上げ分は、本年度については、12月期の勤勉手当に配分し、令和5年度以降においては、6月期及び12月期の勤勉手当が均等になるよう配分する。

なお、勤務実績をより適切に支給額に反映し得るよう、本年の勤勉手当の支給月数の引上げ分の一部を用いて、上位の成績区分に係る原資の確保を図ることとする。

また、指定職俸給表適用職員及び再任用職員の勤勉手当並びに任期付研究員及び特定任期付職員の期末手当についても、同様に支給月数を引き上げることとする。

(3) その他

ア 博士課程修了者等の初任給基準の見直し

「科学技術・イノベーション基本計画」(令和3年3月26日閣議決定)等に基づき、政府として、産学官の全ての分野において博士人材が活躍する環境を社会全体で整備する取組が進められていることや、官民を問わず人材獲得競争が厳しい技術系の人材を公務において確保する必要があることなどを踏まえ、博士課程修了者等の処遇を改善するため、本年中に初任給基準の改正を行い、令和5年4月から実施する。なお、これに伴い、在職者についても所要の調整を講ずる。

イ テレワークに関する給与面での対応

本院は、昨年の勧告時の報告において、公務におけるテレワークの実態や経費負担の状況について把握しつつ、既に在宅勤務手当を導入した企業に対するヒアリングを行うことなどを通じ、テレワークに関する給与面での対応について、引き続き研究を進めていく旨言及した。これを踏まえ、研究を進めるため、民間企業や各府省に対するヒアリングを行うとともに、本年の「職種別民間給与実態調査」において、民間企業における在宅勤務関連手当の支給状況について調査を行った。

ヒアリングを実施した企業においては、光熱・水道費や通信費の補助等を主な目的とした手当が支給されており、支給方法については、在宅勤務の実施回数に応じて日額で支給する方法や、月に一定回数以上の在宅勤務を実施した者に月額で支給する方法等があった。また、これらの企業の多くで、通勤手当の見直しが行われていた。

各府省においては、業務内容が多様であり、テレワークの実施に必要な機器の整備や通信費の負担等に課題がある中で、本府省を中心にテレワークの実施が拡大してきている状況が認められた。このような状況の下、各府省及び職員団体から、職員の経済的な負担を軽減するための給与上の措置を求める声もある。

本年の「職種別民間給与実態調査」の結果では、在宅勤務を行う者に対して手当を支給する事業所の割合は28.2%であり、昨年調査結果（23.1%）から5.1ポイント増加している。また、在宅勤務関連手当を支給しない事業所のうち、手当の支給を検討している事業所の割合は13.9%となっている。

以上のような状況を踏まえ、公務においても、テレワークの実施に係る光熱・水道費等の職員の負担軽減等の観点から、テレワークを行う場合に支給する新たな手当について、具体的な枠組みの検討を進めていく。検討に当たっては、テレワークに関する民間企業及び公務の動向を引き続き注視しつつ、手当の支給に関する事務負担等にも留意し、関係者との調整を行いながら、通勤手当の取扱いを含め、措置内容をまとめていくこととしたい。

5 社会と公務の変化に応じた給与制度の整備

(1) 公務を取り巻く情勢と給与をめぐる課題

別紙第3で述べるとおり、本院は、能率的で活力があり、一人一人が躍動できる公務組織の実現に向けて人材の確保や勤務環境の整備などの取組を進めることとしている。また、公務においては、来年度から定年が段階的に引き上げられる。60歳を超えた職員については当分の間の措置として給与水準が7割に設定されているが、60歳前後で連続的な給与水準となるよう、定年の段階的引上げが完成するまでに、所要の措置を順次講ずることとされている。このように、社会や公務の変化に適応した人事管理が求められる中で、給与制度についても、以下のような課題に対応できるようアップデートを図っていく必要がある。

ア 優秀な若手人材の獲得競争が激化する中、公務においては採用試験の申込者数の減少傾向や若年層職員の退職者数の増加傾向が見られる。若い世代を誘致・確保する観点では、採用試験や勤務環境の整備などに関する取組に加え、給与面における取組も課題となる。

イ デジタル化等の急速な社会環境の変化に適応できる能力や専門的な知識経験を持つ人材が必要とされる中、外部からの積極的な中途採用や、部内人材も含めた機動的で柔軟な配置・登用の必要性が高まっている。こうした人事上のニーズに対応した給与制度としていく必要がある。

ウ 中途採用を始めとする採用ルートの多角化により、採用者の年齢・経歴などは多様化してきている。また、在職者における大学院修了者の増加や、今後の定年引上げに伴う人事管理の変化等により、採用後のキャリアパスについても、特定の専門分野に特化したスペシャリストを含め、ますます多様化することが見込まれる。こうした状況を前提に、職員の能力・実績や職責を的確に反映する給与制度としていく必要がある。

エ 社会全体として、働き方に関する価値観やライフスタイルの多様化が進むとともに、デジタル技術の活用等により働き方の選択肢が増えてきている。公務においても、女性職員の増加も背景に、こうした状況に応じて職員が様々な形で活躍できるよう支援していくことが求められる。一方、国民の生命、財産等に直接関わる行政サービスを提供するため全国各地に展開する体制を確保するなどの公務組織の要請にも応えていく必要がある。こうした状況を踏まえ、給与についても、職員の事情や公務の実情により応じたものとしていく必要がある。

(2) 具体的な取組事項

前記の課題に対応する上で、具体的には、例えば以下のような点について取組が必要と考える。

- ・ 初任給や若年層職員の給与水準を始めとして、人材確保や公務組織の活力向上の観点で踏まえた公務全体のあるべき給与水準
- ・ 中途採用者を始めとする多様な人材の専門性等に応じた給与の設定
- ・ 65歳までの定年引上げを見据えた、60歳前の各職員層及び60歳を超える職員の給与水準（給与カーブ）
- ・ 初任層、中堅層、ベテラン・管理職層などキャリアの各段階における職員の能力・実績や職責の給与への的確な反映
- ・ 定年前再任用短時間勤務職員等をめぐる状況を踏まえた給与
- ・ 令和6年に見直すこととされている地域手当を始め、基本給を補完する諸手当に関する社会や公務の変化に応じた見直し

(3) 今後の取組の進め方

前記の取組に当たっては、公務における人員構成の変化や各府省の人事管理、民間における給与の状況等を踏まえつつ、俸給表の構造、初任給・昇格・昇給の基準、各種手当など、給与制度について様々な側面から一体的に取組を進めていくこととする。

具体的には、関係者等の意見を聴取しつつ、令和5年夏に具体的な措置についての骨格案を示すことができるよう検討を進め、その後更に関係者と意見交換を行った上で、令和6年に、地域手当を見直すこととされていることも踏まえ、同手当以外の事項も含め、その時点において必要な給与制度上の措置の成案を示し、施策を講ずることを目指す。また、その後も、段階的な定年引上げが完成する令和13年3月を見据えた更なる措置等の必要な取組に向けて、公務・民間における状況の変化等も見つつ検討を進め、対応を図っていく。

第3 給与勧告実施の要請

人事院の給与勧告制度は、労働基本権制約の代償措置として、国家公務員の適正な処遇を確保しようとするものである。

行政需要が増大し、複雑化する中で、効率的な業務遂行と行政サービスの一層の向上を図るため、個々の職員が高い士気を持って困難な諸課題に立ち向かうことが強く求められている。

そうした状況の下で、全国各地の公務員は、行政サービスを安定的に提供し、国民の安全・安心を確保するため、日々職務に精励している。

国家公務員に適正な給与を支給することは、職員の努力や実績に報いるとともに、組織活力の向上等を通じて、行政の効率的、安定的な運営に寄与するものである。

国会及び内閣におかれては、このような人事院勧告制度の意義や役割に深い理解を示され、別紙第2の勧告どおり実施されるよう要請する。

勸 告

次の事項を実現するため、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）、一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律（平成9年法律第65号）及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律（平成12年法律第125号）を改正することを勧告する。

1 一般職の職員の給与に関する法律の改正

(1) 俸給表

現行の俸給表（専門スタッフ職俸給表及び指定職俸給表を除く。）を別記第1のとおり改定すること。

(2) 勤勉手当について

ア 令和4年12月期の支給割合

(ア) (イ)及び(ウ)以外の職員

勤勉手当の支給割合を1.05月分（再任用職員にあつては、0.5月分）とすること。

(イ) 特定管理職員

勤勉手当の支給割合を1.25月分（再任用職員にあつては、0.6月分）とすること。

(ウ) 指定職俸給表の適用を受ける職員

勤勉手当の支給割合を1.05月分（再任用職員にあつては、0.575月分）とすること。

イ 令和5年6月期以降の支給割合

(ア) (イ)及び(ウ)以外の職員

6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ1.0月分（定年前再任用短時間勤務職員にあつては、それぞれ0.475月分）とすること。

(イ) 特定管理職員

6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ1.2月分（定年前再任用短時間勤務職員にあつては、それぞれ0.575月分）とすること。

(ウ) 指定職俸給表の適用を受ける職員

6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ1.025月分とすること。

2 一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律の改正

(1) 俸給表

現行の俸給表を別記第2のとおり改定すること。

(2) 期末手当について

ア 令和4年12月期の支給割合

期末手当の支給割合を1.675月分とすること。

イ 令和5年6月期以降の支給割合

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.65月分とすること。

3 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律の改正

(1) 俸給表

現行の俸給表を別記第3のとおり改定すること。

(2) 特定任期付職員の期末手当について

- ア 令和4年12月期の支給割合
期末手当の支給割合を1.675月分とすること。
- イ 令和5年6月期以降の支給割合
6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.65月分とすること。

4 改定の実施時期

この改定は、令和4年4月1日から実施すること。ただし、1の(2)のア、2の(2)のア及び3の(2)のアについてはこの勧告を実施するための法律の公布の日から、1の(2)のイ、2の(2)のイ及び3の(2)のイについては令和5年4月1日から実施すること。

公務員人事管理に関する報告

社会情勢が急速に変化する中で、質の高い行政サービスを国民に提供し続けるためには、行政がいつの時代にも求められる役割を的確に果たせるよう、これを支える公務組織が能率的で活力のある組織であり続ける必要がある。そのためには、時代環境に適応できる能力を有する多様な有為の人材を行政の担い手として継続的に確保し、計画的な育成を行うとともに、職員一人一人がやりがいを持って職務を遂行し、その能力を十全に発揮できる職場環境を整えることが必要不可欠である。また、こうした環境が、公務全体のパフォーマンスを向上させるとともに公務の魅力となり、更に有為な人材を公務にひきつけるという好循環を生み出すことが期待される。

しかし、近年、若年層職員の退職者数は増加傾向にあり、民間企業等との人材獲得競争がし烈になる中で国家公務員採用試験の申込者数も減少傾向にあるなど、公務における人材の確保は厳しい状況にある。

本院が昨年度に初めて実施した就職活動を終えた学生を対象とする意識調査によると、就職先として国家公務員を選ばなかった理由として、採用試験の勉強や準備の負担を挙げる回答が最も多く、また、長時間労働等の勤務環境に関する不安を挙げる回答がこれに続いた。少子高齢化とこれに伴う生産年齢人口の減少が続く中、公務組織の中核を中長期的に担うことが期待される優秀な人材を継続的に確保していくためには、申込者数の増加に向けた採用試験の在り方の見直しは喫緊の課題である。

また、行政の直面する課題が複雑化・高度化する中、こうした課題に的確に対処していくためには、職員が必要な能力を培うことができるよう計画的かつ効果的な育成を行っていくことに加え、民間企業等において多様な経験・専門性を有する人材を官民の垣根を越えて公務に誘致することが不可欠である。本院は、各府省と引き続き積極的な対話を行い、現行制度の下で可能な運用について明文化を含め分かりやすい説明に努めるとともに、民間人材の採用の円滑化に向けた制度的な課題を的確に把握し、それらの解消にスピード感を持って取り組んでいく。あわせて、これらの人材がその能力を十全に発揮できるような適切な環境整備に向けた各府省の取組を支援していく。

公務組織を能率的で活力あるものとし続けるためには、組織の構成員である職員の Well-being の実現を図り、高い意欲とやりがいを持って生き生きと働き続けられる職場環境を整備することが肝要である。このことが、公務職場の魅力を高め、多様な有為の人材から働く場として選ばれることにもつながる。

そのためには、公務職場に関する職員の意識を定期的に把握し、その結果を踏まえた施策を講じていくことも有効と考えられる。

働き方に関する価値観やライフスタイルが多様化する中で、個々の職員がその希望や置かれている事情に応じた働き方を選択できることが重要である。令和2年度年次報告書で示した職員意識調査結果においても、働き方改革とワーク・ライフ・バランスが課題と認識されており、公務における働き方改革の推進は急務である。中でも、長時間労働の是正は、職員の健康の確保やワーク・ライフ・バランスの実現の観点はもとより、人材確保の観点からも重要かつ喫緊の課題である。

また、社会全体のデジタル化の推進が重点課題となる中、公務におけるデジタルトランスフォーメーションの推進を通じた行動変容等の観点からも、テレワークの推進は極めて重要である。テレワークを実施可能な環境が整備されることに伴い、働く時間や場所を柔軟に活用することが可能となっており、このような働き方に対応した勤務時間制度の整備が求められる。

さらに、民間において従業員等の健康管理を経営的な視点で考え、戦略的に実践する健康経営が進展している中、公務においても、今後、定年の引上げに伴い高齢層職員が増加するほか、女性職員の割合が増加していることなどから、これらの職員も念頭に置いた職員の健康管理がより重要となる。

前述の職員意識調査結果においては、能力・専門性の向上について職員の関心が高い一方、成長実感や将来展望については否定的な傾向が見られた。今後、定年の引上げに伴い在職期間が長期化する中で、公務の組織活力を維持・向上させるためには、能力・実績に基づく人事管理を徹底するとともに、本院がこれまでも提言してきた1ポスト当たりの在任期間の長期化や人事評価のプロセス等において管理職員と部下職員が円滑なコミュニケーションを図ることなどにより、職員の専門性の向上や能力伸長を支援したり、自らのキャリアを自律的に考えられるようにしたりする取組が強く求められる。

本院は、以上のような課題認識を踏まえ、採用から退職に至るまでの公務員人事管理全般について取組を進め、能率的で活力があり、一人一人が躍動できる公務組織の実現に向けて全力を挙げてその責務を適切に果たしていく。これら諸課題への具体的な取組の方向性は以下のとおりである。

1 人材の確保

(1) 採用試験の見直し

ア 令和4年度内に方針を決定する施策

(7) 総合職春試験の実施時期の前倒し

民間企業等との人材獲得の厳しい競合の下、公務に優秀な人材を確保することは最重要課題の一つである。

本院が実施した学生への意識調査や民間企業等による各種調査によると、学生が民間企業の内々定を得る時期は年々早期化している。このような中、各府省からは、春に実施している総合職試験（以下「総合職春試験」という。）の実施時期を前倒ししてほしいとの意見が多く寄せられている。

こうした状況を踏まえ、総合職春試験の最終合格者発表日後に行われる官庁訪問（各府省が行う採用面接等）について、民間企業の内々定解禁日（6月1日）と同時期に行える環境を整備する。

そのためには、総合職春試験の最終合格者発表を5月下旬（現行6月下旬）に行う必要があることから、同試験の第1次試験を現行の4月下旬実施から3月中下旬実施に早めることが不可欠となる。このような試験実施時期の前倒しについては、学生の受験準備に与える影響も考慮しながら進める必要があることから、段階的に実施することとし、令和5年の第1次試験は4月上旬実施（6月上旬最終合格者発表）、令和6年の第1次試験からは3月中下旬実施（5月下旬最終合格者発表）とする。

(4) 総合職試験（大卒程度試験）「教養区分」の受験可能年齢の引下げ

各府省から、民間企業における採用活動の早期化に対応するためには、採用試験の受験可能年齢を引き下げ、大学2年生以下でも受験できるようにすべきとの意見が寄せられている。

本院としても、有為な人材を確保するためには、年々進む民間企業の採用活動の早期化に対応していくことが重要であり、採用試験の実施時期の前倒しに加えて、採用試験の受験可能年齢の在り方についても見直すことが必要であると認識している。

このような認識に基づき、毎年秋に実施している総合職試験（大卒程度試験）「教養区分」について、令和5年の試験から現行の受験可能年齢を1歳引き下げて「19歳以上」とし、大学2年生でも受験できることとする。

(ウ) 幅広い専門分野の人材が受験しやすい総合職試験の実現

総合職試験全体の申込者数が減少傾向にある中、専門分野に関係なく受験できる「教養区分」の申込者数は堅調に推移している状況にあり、かつ、各府省における同区分からの採用者数は増加し続けている。

本院としても、このような「教養区分」をめぐる現状を踏まえ、より多くの志望者が同区分を受験しやすくなるような施策を採ることが重要と認識しており、本年の試験から東京都及び大阪市に加え、札幌市及び福岡市を第1次試験地として追加することとしたところである。さらに、令和5年の試験から上記4都市以外にも試験地を追加し、同区分を更に受験しやすい環境に整備していく。

また、近年、総合職試験の事務系の採用者に占める人文科学専攻者の割合が上昇傾向にあり、その多くが必ずしも大学の専攻と一致しない「法律区分」等で合格し、採用されている状況がある。

こうした状況を踏まえ、本院としては、人文科学専攻者が自らの専門分野で受験しやすい試験区分を設け採用試験の間口を拡大することが重要との認識の下、人文科学専攻者が自らの専門分野で受験しやすい試験区分の在り方について、各府省のニーズを踏まえながら検討を進め、令和6年の総合職試験から必要な措置を講ずる。

(エ) 採用試験の合格有効期間の延伸（第二新卒等の確保）

現在、総合職試験と一般職試験（大卒程度試験）（以下「一般職大卒程度試験」という。）のいずれも、合格後に採用候補者として名簿に記載される期間（以下「合格有効期間」という。）は3年間となっている。このため、大学4年生で採用試験に合格した者が民間企業等で数年間勤務した後いわゆる第二新卒として国家公務員への転職を目指す場合や、修士課程在学中に採用試験に合格後博士課程を修了してから国家公務員への就職を目指す場合、合格有効期間は失効してしまうことから、再度採用試験を受験する必要がある。

本院としては、これらの多様な人材を確保していくことが重要であるとの認識の下、国家公務員採用試験の合格者が一定の経験等を経た後、再度採用試験を受験することなく各府省の官庁訪問を受けられるよう間口を拡大することが必要と考えている。

このため、現行3年間となっている総合職試験と一般職大卒程度試験の合格有効期間について、令和5年の試験から、「教養区分」以外については5年間、「教養区分」については(イ)の受験可能年齢の引下げ及び「教養区分」以外の試験合格者との官庁訪問機会の均衡を考慮して6年6箇月間にそれぞれ延伸する。

(オ) 受験しやすい基礎能力試験の実現

昨年、本院が大学教職員に行ったヒアリングでは、公務員試験において、「特に理系学生にとって専門外である人文科学及び社会科学の分野における知識分野の負担が大きい」、「民間企業の採用意欲が高い理系学生を公務に誘致するのであれば専門外の分野については試験の負担を軽減すべきではないか」との意見が寄せられた。

本院としても、人材獲得競争が激しい理系学生を確保していくためには、国家公務員と民間企業を併願する学生にとってより受験しやすい基礎能力試験の在り方について検討する必要があると考えている。そのため、能力実証の観点に留意しつつ、令和6年以降の総合職春試験及び一般職大卒程度試験における基礎能力試験の知識分野の取扱いに関し、現行より受験しやすくなるよう検討を進める。

(カ) その他の施策

上記の施策に加え、総合職試験（「行政区分」、「政治・国際区分」、「法律区分」及び「経済区分」）の専門試験（記述式）の解答題数、基礎能力試験における情報分野に関する出題の在

り方についても検討を進める。

イ 令和5年度内を目途に方針を決定する施策

(7) 総合職試験（大卒程度試験）（「教養区分」以外）及び一般職大卒程度試験の受験可能年齢の引下げ

上記のとおり、各府省からは、民間企業における採用活動の早期化に対処するため、採用試験の受験可能年齢を見直し、大学1、2年生から採用試験を受けられるようにすべきとの意見がある。また、今後、民間企業におけるインターンシップで得た学生情報を採用活動に活用することが可能となることから、民間企業における採用活動はますます早期化する可能性がある。

一方で、受験可能年齢の引下げを行う場合は、採用試験に合格した年度の官庁訪問には参加せず、翌年度以降の官庁訪問を経て採用内定を希望する者が相当程度増えることが想定される。このことから、採用規模が大きい総合職試験（「教養区分」以外）及び一般職大卒程度試験においては、各府省における採用活動に支障を来さないよう工夫する必要がある。

このため、総合職試験（「教養区分」以外）及び一般職大卒程度試験における受験可能年齢の引下げについては、先行して行う「教養区分」における受験可能年齢の引下げによる影響を分析しつつ、検討を進める。

(4) 一般職大卒程度試験における新区分の創設

昨年、本院が大学教職員に行ったヒアリングでは、「一般職大卒程度試験について、主な併願先となっている地方公共団体の採用試験と比べ試験科目が多いことが負担感を増している」との意見が多く寄せられた。また、本院が昨年実施した学生への意識調査でも、国家公務員を敬遠する理由として、「採用試験の勉強・準備が大変であること」を挙げる者が多かった。

本院としても、国家公務員採用試験の間口を拡大することが必要と考えており、能力実証の観点に留意しつつ、地方公共団体と併願する例が多いとされる一般職大卒程度試験において、専門試験を課さない試験区分を新設することについて検討を進める。

(7) 総合職試験（院卒者試験）の受験資格の見直し

昨年、本院が大学教職員に行ったヒアリングでは、「特に人材獲得競争が激しい理工系大学院生については、修士課程1年生時に実質的な民間企業の就職活動が終了しており、修士課程2年生でしか受験できない総合職試験（院卒者試験）の時期まで待ってられない学生が多い」との意見が寄せられた。

こうした状況を踏まえ、本院としても、高度の専門性を有する理工系大学院生を獲得するため、現行の総合職試験（院卒者試験）の受験資格を見直すことにより、修士課程1年生時に受験可能とすることについて検討を進める。

(2) 民間との人材交流の円滑化

社会環境の急速な変化に的確に対応できる能力を有する人材を確保していくためには、公務部内における人材育成だけでなく、公務と民間との間の人材の流動性を高め、民間の知見を積極的に公務に取り入れていくことが重要である。

こうした中で、各府省においては、高度の専門性を持った民間のデジタル人材が有する知見を活用するニーズが高く、今後も採用者数が増加していくものと考えられるため、このようなデジタル人材を特定任期付職員として機動的に採用できるよう、本年7月に、本院の明示する公務及び任用の公正性の確保等に関する要件を満たす場合には、本院による事前の審査手続を不要とし、各府省限りで採用を行えることとした。今後とも、各府省のニーズを踏まえつつ、公務が必

要とする高度の専門性を有する民間人材を特定任期付職員として円滑に採用することができるよう、積極的に取り組んでいく。

あわせて、一般任期付職員の採用について、昨年11月に行った本府省の課長補佐級以下の官職への採用手続の基準化に続き、本府省の課長級・室長級の官職への採用についても、本院の明示する公正性の確保等に関する要件を満たす場合には、本院による事前の審査手続を不要とし、各府省限りで行えることとした。

民間人材の給与決定については、デジタル人材に限らず、現行制度の下で柔軟な取扱いが可能となっており、本院は、各府省において制度を的確に活用し、民間経験を適切に評価した給与決定が行えるよう支援するため、こうした柔軟な取扱いに関する周知活動等を行ってきたところである。さらに、本年秋までに、こうした柔軟な取扱いに関し、通知による明文化を行い、併せて運用上の判断目安や運用事例等も示すことにより、各府省における活用を支援する。

加えて、民間人材の高度な専門性や業績等に応じた柔軟な給与決定や、部内職員も含めた機動的・柔軟な配置による人材の活躍をより一層支援するため、給与制度の見直しを進める。具体的には、本年秋までに、特に高い業績を挙げた特定任期付職員に支給される業績手当の支給要件を明示して人事院との協議を要することなく支給できるようにするとともに、優秀な若手・中堅職員の抜てきを行う場合の給与決定についても各府省限りで行えるよう枠組みの整備を行う。

国と民間企業との間の人事交流に関する法律に基づく官民人事交流については、その更なる活用を促進する観点から、公務の公正性の確保に影響を及ぼさないよう十分に留意しつつ、国の機関に置かれる部局等と民間企業との間の人事交流の制限に関する事項等について交流基準の見直しを検討し、交流審査会の了承が得られた内容について本年中に措置を講ずる。あわせて、各府省の事務負担を軽減するとともに、手続の更なる迅速化を図るため、官民人事交流に係る審査資料の簡素化を含め、審査事務の合理化を行う。

2 人材の育成と能力・実績に基づく人事管理の推進等

個々の職員の能力を十分に引き出し、組織として最大限のパフォーマンスを発揮するためには、各府省において、管理職員による日々の指導や人事評価を通じて職員の能力、適性等を的確に把握した上で、それらを考慮した計画的な配置や多様な勤務機会の付与を含めた育成を行うとともに、人事評価の結果を任用、給与等に適切に反映することが重要である。

また、職員が自らのキャリアに対する不安を緩和し、自律的に考えられるようにするためには、各府省の人事当局において、職員にキャリアパスのモデルやロールモデルを示すことや、職員の中長期的なキャリアの希望を踏まえた育成方針等を管理職員と共有し、成長機会を積極的に付与することが強く期待される。あわせて、管理職員には、期末面談等の機会を捉えて今後のキャリアに資するような指導・助言を行うなど、部下職員とのコミュニケーションを適切に図ることが求められる。

(1) 研修を通じた人材の育成

研修（Off-JT）については、職場での人材育成（OJT）を補完し、キャリア形成や各役職段階での能力発揮など、様々な場面で職業生活を支える重要なものであり、本院としては、多様で効果的な研修を幅広く提供し、各府省における有為な人材の育成を促進していく。

具体的には、行政研修（課長級）に、組織統率や人材育成等に関するマネジメント能力の向上に重点を置いたコースを新設する。また、係長級や課長補佐級などの職員についても、マネジメントに係る基礎的な知識やスキルを身に付けることが、能率的で活力あるチームづくりに主体的に取り組む力の向上につながることから、コーチング、リーダーシップ、コミュニケーション等に関する研修教材の作成などに取り組んでいく。

あわせて、若年層の職員を中心に、成長を実感しながら活躍することができるよう、自身のキャリア形成について考え、仕事や能力開発への意欲を向上させる機会となる研修を充実させて

いく。

さらに、民間企業での実務経験を有する者等の採用が増加傾向にあることを踏まえ、これらの者に対しても、早期に公務になじみ能力を発揮できるよう研修教材等の充実などを通じて支援していく。

女性職員の登用拡大に向けては、性別や家庭の事情などに係る無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）にとらわれずに人事配置や人材育成等が行われることが重要であることから、管理職員を対象とする研修等を通じて意識改革を推進していく。

これらの研修も含め、今後とも、各府省からのニーズの高い研修を中心に、より多くの職員が受講できるよう、オンライン教材の充実・活用等を図っていくとともに、それぞれの研修について、その趣旨や目的に応じた目標設定やフィードバックの方法などを工夫しながら実効性を高めていく。

(2) 能力・実績に基づく人事管理の推進等

人事評価については、昨年9月に制度の見直しが行われたところであり、人材育成やマネジメント強化のツールとして人事評価を活用することなど一部は昨年10月に施行され、本年10月からは、職員の能力・実績をよりきめ細かく的確に把握するための評語の細分化等が施行される予定である。

本院としては、見直し後の人事評価制度に基づく評価結果をより適切に任用、給与等に反映するための人事院規則の改正を昨年12月に行ったところであり、改正後の新たな基準に基づき、各府省において高い能力・実績のある人材の登用やメリハリのある処遇がなされるよう、引き続き制度内容の周知等の取組を進める。あわせて、人事評価を活用した人材育成や人事評価に対する職員の納得感の向上に資するよう、管理職員の評価・育成能力の向上に向けて各府省が実施する研修を支援するとともに、各府省と連携・協力し、人事評価及びその任用、給与等への反映に関する職員の苦情の適切な解決を図っていく。

3 勤務環境の整備

(1) 長時間労働の是正

ア 超過勤務の上限規制の運用状況

国家公務員の超過勤務については、平成31年4月から、人事院規則により、超過勤務を命ずることができる上限を設定している。ただし、大規模災害への対処等の重要な業務であって特に緊急に処理することを要する業務（以下「特例業務」という。）に従事する職員に対しては、上限を超えて超過勤務を命ずることができるが、その場合には、各省各庁の長は、当該超過勤務に係る要因の整理、分析及び検証を行わなければならないこととしている。

各府省において上限を超えた職員について、令和2年度の状況を本院が把握したところ、その状況は下表のとおりであり、本府省の他律的業務の比重の高い部署（以下「他律部署」という。）においては、25.2%の職員が上限を超えており、また、上限の基準別では、1箇月について100時間未満の上限を超えた職員が13.8%、2箇月から6箇月の平均で80時間以下の上限を超えた職員が18.1%となっていた。

○ 上限を超えて超過勤務を命ぜられた職員の割合（他律部署）

〔本府省・本府省以外で見た場合〕

全体	本府省	本府省以外
13.6%	25.2%	2.1%

（注）数値は、他律部署における年度末定員の総数を100とした場合のもの（次表についても同様）。

[基準別で見た場合]

	全体	本府省	本府省以外
1月100時間未満	7.2%	13.8%	0.7%
年720時間以下	5.6%	11.0%	0.3%
2～6月平均80時間以下	9.5%	18.1%	1.0%
月45時間超は年6回まで	9.6%	18.0%	1.2%

(注) 本府省の他律部署における上限を超えた職員は、4つの基準のうち平均して2つ以上基準を超えている。

○ 上限を超えて超過勤務を命ぜられた職員の割合（自律部署）

[本府省・本府省以外で見た場合]

全体	本府省	本府省以外
7.0%	14.1%	6.6%

(注) 1 「自律部署」とは、他律部署以外の部署をいう。以下同じ。

2 数値は、自律部署における年度末定員の総数を100とした場合のもの（次表についても同様）。

[基準別で見た場合]

	全体	本府省	本府省以外
1月45時間以下	6.3%	13.5%	5.9%
年360時間以下	3.9%	8.3%	3.6%

○ 他律部署の指定状況（令和2年度）

全体	本府省	本府省以外
25.9%	76.0%	15.6%

(注) 数値は、全部署（他律部署及び自律部署）における年度末定員の総数を100とした場合のもの。

上限を超えた職員が従事していた主な特例業務としては、大規模災害への対処、重要な政策に関する法律の立案、他国又は国際機関との重要な交渉のほか、新型コロナウイルス感染症対策関連業務、予算・会計関係業務、人事・給与関係業務、国会対応業務等があった。

特に、令和2年度においては、年間を通じて新型コロナウイルス感染症対策関連業務が発生していたこと等により、令和元年度よりも上限を超えた職員が増加した。

イ 客観的把握に基づく勤務時間管理等についての指導・助言

超過勤務の縮減に当たっては、職員の勤務時間を適正に把握し、管理することが重要である。本年3月には、人事院事務総局職員福祉局長通知を改正し、各府省における勤務時間の客観的把握を開始している部局では、これに基づき、適正に超過勤務時間を管理するよう求めるとともに、本年4月には、超過勤務の縮減に向けた指導を徹底するため、勤務時間調査・指導室を新設した。同室において、勤務時間の管理等に関する調査を本年6月から実施しており、本年度内に本府省の約30機関、地方の約40官署に対して実施する予定である。その際、対象となる職員ごとに客観的な記録（在庁時間）と超過勤務時間を突合し、大きなかい離があればその理由を確認するなどして、客観的な記録を基礎とした超過勤務時間の適正な管理について指導を行うこととしている。

また、同室の調査や制度の運用状況の聴取の機会などを通じて、引き続き各府省における超過勤務の上限に関する制度の運用状況を把握した上で、他律部署の範囲について業務の実態に即して課室よりも細かく指定するよう指導を行うとともに、特例業務の範囲が必要最小限とな

るよう指導を行っていく。さらに、各府省のマネジメントに責任を有する者に対して、長時間の超過勤務を行う職員に対する医師による面接指導の徹底を求めるとともに、管理職員等のマネジメントに関する助言等を行い、デジタルを活用した事例など業務の合理化・見直しの実例を含めた各府省の好事例を収集・整理した上で横展開していく。

ウ 業務量に応じた定員・人員の確保等

組織の構成員である職員の Well-being の実現の観点から、長時間労働の是正が不可欠であり、そのためには、各職場における管理職員等のマネジメントの強化と併せて、府省の組織全体として業務の削減・合理化に取り組むことが必要である。現在、政府において、デジタル3原則を基本原則としつつ、行政のデジタル化を着実に推進することとされており、これを機により一層の業務の合理化等が求められる。

こうした業務の合理化等を行ってもなお長時間の超過勤務により対応せざるを得ない場合には、各府省において、業務量に応じた柔軟な人員配置や必要な人員の確保に努める必要がある。

現在、各府省においては、平時の限られた定員の下で、早急な実施が求められる内閣の重要施策に係る業務や、新型コロナウイルス感染症や大規模災害などの緊急の事態に係る業務に、他部署からの一時的な応援などにより対応してきている。

これらの業務については、一定の増員がなされている部局もある一方で、過去の定員削減の影響を受けている官房部局など、業務量に比して定員が十分ではないために必要な人員を配置することができず、恒常的に長時間の超過勤務により対応せざるを得ない部局等も依然としてある。

このため、本院としては、定員管理を担当する部局に対して必要な働きかけを行うとともに、各府省における人材の確保に向けた取組の支援を行っていく。

エ 国会対応業務の改善

国会対応業務は、特に本府省の他律部署において上限を超えて超過勤務を命ぜられた主な要因の一つとして挙げられており、職員にとって依然として大きな負担となっている。昨年の給与勧告時の報告において、国会対応業務の改善を通じた国家公務員の超過勤務の縮減について、国会等の一層の御理解と御協力をお願いしており、人事院総裁が衆議院議長及び参議院議長並びに国会議員に働きかけるなど、本院として様々な機会を捉えて取組を行った。国会等の御理解と御協力を頂き、各府省からは、質問通告の早期化、オンラインによる対応が進み超過勤務の縮減にもつながったとの声が聞かれるとともに、これらをより一層推進することを求める声があったところであり、引き続き国会対応業務に係る各府省の実態把握に努めていく。国会対応業務に係る超過勤務の縮減について、本院としては、各府省に対して更なる業務の合理化等に取り組むことを求めるとともに、国会を始めとする関係各方面の御理解と御協力をお願いしていきたい。

(2) テレワーク等の柔軟な働き方に対応した勤務時間制度等の検討

本院では、本年1月から、学識経験者により構成する「テレワーク等の柔軟な働き方に対応した勤務時間制度等の在り方に関する研究会」を開催している。研究会においては、関係者からのヒアリング等を交えながら、テレワーク、フレックスタイム制、勤務間インターバルといった検討事項について議論が行われている。これらの検討事項のうち既存の制度であるフレックスタイム制については、論点がより明確であることから、先行して議論を深めることとなり、本年7月には、フレックスタイム制及び休憩時間制度の柔軟化を早期に実施すべきとの中間報告が取りまとめられた。

現行のフレックスタイム制は、原則として全ての職員に適用されているが、一般の職員につい

では、職員が官署で共に勤務することを前提に、コアタイムや1日の最短勤務時間数が長く設定され、職員による勤務時間の選択の幅が狭くなっている。一方、昨今、テレワークが広がってきていることに伴い、コミュニケーションツールや勤務時間管理システムなど、場所や時間を有効に活用できる柔軟な働き方が可能となる環境が整備されてきている。

テレワークやフレックスタイム制の活用による柔軟な働き方の推進は、職員一人一人の能力発揮やワーク・ライフ・バランスの実現、健康確保に資するものであり、ひいては職員のエンゲージメントを高め、公務能率の向上や多様な有為の人材確保につながるものである。このような観点から、執務態勢の確保、職員の健康確保等についても考慮しつつ、研究会において検討がなされた結果、現行のフレックスタイム制を柔軟化することで見解の一致が見られた。主な内容は、次のとおりである。

- ① 各府省・部署の業務の状況等によって最適な柔軟化の程度が異なることを踏まえ、次のとおり現行よりも柔軟な基本的枠組みを人事院規則で定めた上で、各府省がその範囲内で業務の実情等に応じて府省・部署ごとに最適なパターンを内規により設定可能とすることが適当である。

	柔軟化後の基本的枠組み (下線部分は現行制度より柔軟化する事項)	(参考) 現行制度
単位時間	4週間	同左
当初の割振期限	<u>単位期間の開始以前</u>	単位期間の開始以前 (できる限り1週間前まで)
割振り後の変更	当該日の勤務時間開始前まで	同左
コアタイム	毎日 <u>2～4時間</u> (9時～16時の間に設定) <u>ただし、各省各庁の長が定める週1日は免除可</u>	毎日5時間 (9時～16時の間に設定)
フレキシブルタイム	<u>5時～22時</u>	7時～22時
1日の最短勤務時間数	<u>2～4時間</u> (コアタイム免除日はこれを下回る時間を割り振ることも可能)	6時間

- ② 各府省において基本的枠組みよりも更に柔軟なパターンを設定しようとする場合には、人事院との協議を通じて、職員の健康及び福祉が確保されることを確認することが適当である。

また、休憩時間制度については、テレワーク等による柔軟な働き方が広がる中で、同一の部署の職員に休憩時間を一斉に付与する必要性が低下している場合があり、特に在宅勤務の場合、職員のライフスタイルによって休憩時間を置くことを希望する時間帯が区々であると考えられる。このため、休憩時間の置き方の規制について、勤務能率や職員の健康等を考慮しつつ、一定程度の緩和をするとともに、フレックスタイム制の場合には、各省各庁の長が職員の申告を考慮して休憩時間を設定できることとすることが適当とされた。

本院は、研究会から中間報告において提言されたフレックスタイム制及び休憩時間制度の柔軟化は、職員の勤務条件及び公務能率の向上に資するものであると考えることから、この提言の内容を基本として、関係各方面と調整の上、令和5年4月から実施されるよう、人事院規則等の改正などの必要な措置を速やかに講ずる。その際、改正後の制度や具体的な活用例を記載した職員向け周知啓発資料を作成して各府省に提供するなど、各府省における円滑な実施を支援する。

柔軟化された制度が十分活用されるためには、手続を効率化することが望ましいことから、勤務時間管理のシステム化を速やかに進める必要がある。また、勤務時間を柔軟化しても執務態勢

を確保するためには適切なマネジメントが不可欠であり、研修等を通じて管理職員のマネジメント能力の強化を図る必要がある。さらに、柔軟化した制度が実際に職員の柔軟な働き方につながるように運用されるためには、執務態勢が制約要因とならないよう業務量に応じた要員が十分に確保される必要がある。中間報告においては、これらの点についても併せて提言が行われており、本院として、関係機関に対し勤務時間管理のシステム化の推進を求めるとともに必要な協力を行う。また、内閣人事局と連携してマネジメント能力強化のための取組を実施し、あわせて、(1)で述べたとおり、長時間労働の是正の観点からも、定員管理を担当する部局への必要な働きかけを行っていく。

今後、研究会においては、テレワークや勤務間インターバル確保の方策について更に議論を深めることとされ、テレワーク時の休憩時間の在り方やフレックスタイム制における1日の最長勤務時間数などについても併せて検討することとされた。また、中間報告で言及されたフレックスタイム制等の柔軟化以外の柔軟な働き方に対応した勤務時間制度の在り方等についても引き続き検討を行うこととされている。

これらの検討事項について、研究会において、本年度内を目途に結論を得るべく、引き続き検討を進めていくこととされている。

(3) 健康づくりの推進

職員が個々の Well-being を実現することは、公務組織を能率的で活力のあるものにするためにも重要であり、各自の健康増進がその土台となる。近時、企業が従業員の健康に配慮することによって経営面においても大きな成果が期待できるとの認識に立って、健康を経営的視点から考え戦略的に実践するという健康経営が注目されており、民間においては、健康管理施策に積極的に投資が行われていくとされている。こうした中、公務においても、今後、高齢層職員や女性職員の割合が増加していくことも念頭に置きつつ職員の健康管理施策を一層推進する必要があるが、そのための健康管理体制は必ずしも十分とは言えない。

このため、本院としては、各府省における健康管理医、健康管理者及び健康管理担当者の配置状況や、心身の健康に係る各種相談体制の実態を調査するとともに、民間における健康経営の状況も把握しつつ、各府省における健康管理体制を充実させるための方策について検討する。

また、公務においては、心の疾病による長期病休者の数が長期病休者全体の6割を超え、長期病休者率も上昇している状況が続いている。

職員の心の不健康な状態を未然に防止するため創設されたストレスチェック制度について、有識者から意見を聴取し、本年2月に、エンゲージメントの状況等を確認できる調査項目を追加して実施することや同制度を活用して職場環境改善をより効果的に行うことなどを内容とする報告書を取りまとめた。これを踏まえ、ストレスチェックの更なる活用、メンタルヘルス施策の推進に向けた健康管理体制の充実等の具体的な取組について各府省へ通知しており、国家公務員健康週間等の機会において、引き続きこれらの取組を促していく。

さらに、本院が設けている「こころの健康相談室」については、相談を希望する職員や各府省の担当者がより相談しやすい体制となるよう、本年度より一部の窓口においてオンライン相談を導入したところである。その結果、オンライン相談を実施している窓口における本年度第1四半期の相談件数はおよそ1.5倍に増加し、その約半数がオンライン相談となっており、地方官署を中心にニーズがあった。今後、全ての窓口でオンライン相談に対応できるよう体制を拡充するとともに、その活用を周知することにより、心の健康づくりを一層推進する。

(4) 仕事と生活の両立支援

本院は、昨年8月、男性職員による育児の促進や女性職員の活躍促進を更に進めるため、育児休業の取得回数制限を緩和するための国家公務員の育児休業等に関する法律の改正について意見の申出を行った。あわせて、妊娠、出産、育児等と仕事の両立支援のため、人事院規則等の改正

により、休暇・休業等に関する措置を一体的に講じることを表明した。

意見の申出に基づき、同法が改正され、本年10月1日から施行される。また、人事院規則等を改正し、非常勤職員も含め、不妊治療のための出生サポート休暇の新設、育児休業の取得の柔軟化等の措置を講じた。

本院としては、これらの制度が職員に広く活用されるよう、両立支援制度を利用しやすい勤務環境を整備するため、不妊治療と仕事の両立に関するイベントの開催、職員向けのリーフレットや管理職員向けの研修教材の提供等、その内容を充実させて周知啓発や各府省に対する支援・指導に取り組む。あわせて、両立支援制度を利用する職員のキャリア形成や職場復帰の支援について、内閣人事局とも連携して取組を強化する。

さらに、令和5年4月から国家公務員の定年が段階的に65歳まで引き上げられることも踏まえると、今後は、介護に加えて、職務に有用な専門性を高めるために必要な学び直しのニーズも高まると考えられる。自己啓発等休業制度の利用を希望する職員からも、制度の対象となる修学等の拡充の要望を受けているところである。このような新たなニーズと仕事との両立支援が一層重要になることから、(2)で述べたテレワーク等の柔軟な働き方に対応した勤務時間制度等の検討のほか、介護休暇や自己啓発等休業制度等についても必要な調査研究を行う。

(5) ハラスメント防止対策

ハラスメント防止対策については、人事院規則に基づき、研修の実施、苦情相談体制の整備等の対策を講じているところであるが、苦情相談についてみると、昨年度に本院が受け付けた苦情相談のうち相談内容として最も多いのが「パワー・ハラスメント、いじめ・嫌がらせ」で、全体の事案数の30.4%となっている。このため、引き続き、地方機関を含めた全ての職場においてハラスメント防止対策を徹底することが必要である。

防止対策においては、幹部・管理職員の役割が極めて重要であることから、現行の幹部・管理職員ハラスメント防止研修について、組織マネジメントの観点も反映したより実効性のあるものとなるよう研修内容を見直して令和5年度から実施する。また、各府省においてハラスメントに関する相談に対応する担当者には、専門的なスキルや経験の蓄積が求められるが、現状では、必ずしも十分な状況とは言い難い。ハラスメント事案の迅速・適切な解決に向けて専門性の向上や担当者が適切に対応できる体制整備が必要であることから、それらの実現に向けて、各府省における事案の解決や相談体制に係る実情・課題を本年度内に把握し、対応を検討する。

2 民間給与関係資料

令和4年職種別民間給与実態調査の概要

今回の報告の基礎となっている職種別民間給与実態調査の概要は、次のとおりである。

1 調査の目的と時期

この調査は、職員の給与等を検討するため、令和4年4月現在における民間給与等の実態を調査したものである。

2 調査機関

人事委員会及び人事院

3 調査の範囲

(1) 調査対象事業所

令和4年4月分最終給与締切日現在において、全産業の企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の県内の民間事業所388事業所

なお、本年は、新型コロナウイルス感染症に対処する厳しい医療現場の環境に鑑み、病院は調査対象から除外した。

(2) 調査対象職種

54職種（うち初任給関係12職種）

4 調査対象の抽出

(1) 事業所の抽出

前記3の(1)に記載している388事業所を組織、規模、産業別に13層に層化した後、無作為抽出法で144事業所を抽出し、実地調査を行った。

(2) 従業員の抽出

初任給関係職種以外の調査職種について、該当従業員が多数にのぼるときは、抽出した従業員について調査を行った。なお、臨時の従業員は、すべて除外した。

5 集計

(1) 調査実人員

3,767人（うち初任給関係職種249人）であるが、調査職種該当者（母集団）の推定数は12,643人である。

(2) 総計及び平均の算出に際しては、すべて母集団に復元して行った。

第1表 産業別、企業規模別調査事業所数

産 業	企業規模			
	規模計	500人以上	100人以上 500人未満	100人未満
産 業 計	事業所 121	事業所 34	事業所 56	事業所 31
農 業 ， 林 業 、 漁 業	4	0	1	3
鉱 採 業 ， 採 石 業 ， 砂 利 業 採 取 業 、 建 設	8	1	4	3
製 造 業	50	11	29	10
電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 業 水 ・ 道 運 輸 業 ， 情 報 通 信 業 ・ 業 、	19	6	7	6
卸 売 業 ， 小 売 業	8	2	4	2
金 融 業 ， 保 険 業 、 貸 付 業 動 産 業 ， 物 品 賃 貸 業	4	4	0	0
教 育 ， 学 習 支 援 業 、 医 療 ， 福 祉 、 サ ー ビ ス 業	28	10	11	7

- (注) 1 上記のほか、実地調査に際し、規模が調査対象外であることが判明した事業所及び調査不能の事業所が23あった。
 2 調査対象事業所144に占める調査完了事業所121の割合（調査完了率）は、84.0%である。
 なお、調査対象事業所144から企業規模、事業所規模が調査対象外であることが判明した事業所2を除いた142に占める調査完了事業所121の割合（調査完了率）は85.2%である。
 3 「500人以上」とは、企業規模500人以上で、かつ、事業所規模50人以上の事業所を、「100人以上500人未満」とは、企業規模100人以上500人未満で、かつ、事業所規模50人以上の事業所を、「100人未満」とは、企業規模50人以上100人未満で、かつ、事業所規模50人以上の事業所をいう。（以下、各表について同じ。）

第2表 民間における職種別、学歴別、企業規模別初任給

職 種		学 歴	規 模 計	500人以上	100人以上 500人未満	100人未満
事 務 ・ 技 術 関 係	新 卒 事 務 員	大 学 卒	円 191,186	円 192,574	円 186,249	円 187,500
		短 大 卒	185,000	-	185,000	-
		高 校 卒	156,214	165,488	152,627	160,000
	新 卒 技 術 者	大 学 卒	197,242	227,000	199,964	179,400
		短 大 卒	186,309	197,000	183,077	180,000
		高 校 卒	168,247	173,134	164,408	158,333
	新 卒 事 務 員 ・ 技 術 者 計	大 学 卒	193,731	193,646	197,801	179,143
		短 大 卒	186,201	197,000	183,476	180,000
		高 校 卒	165,948	172,441	161,500	159,000

- (注) 金額は、基本給のほか事業所の従業員に一律に支給される給与を含めた額（採用のある事業所の平均）であり、時間外手当、家族手当、通勤手当等、特定の者にのみ支給される給与は除いている。
 備考 職員の場合、行政職の現行初任給（事務・技術共通）は、大学卒182,200円、短大卒163,100円、高校卒150,600円である。

第3表 民間における企業規模別、職種別、学歴別給与額等

その1 規模計

1 - 1

職種名	調査 実人員	平均 年齢	令和4年4月分平均支給額			備考	対応級	
			きまって支給する給与 (A)	うち時間 外手当 (B)	(A-B)			
	人	歳	円	円	円			
事務 ・ 技術 関係 職種	支店長	7	59.1	731,614	228	731,386	{ 構成員50人以上の支店(社)の長 (取締役兼任者を除く。)	{ 本表その2規模50人以上、本表その3規模100人以上500人未満及び本表その4規模100人未満の対応級欄参照
	大学卒	2	58.0	802,485	0	802,485		
	短大卒	—	—	—	—	—		
	高校卒	5	59.6	697,333	339	696,994		
	中学卒	—	—	—	—	—		
	工場長	5	50.9	690,035	1,919	688,116	{ 構成員50人以上の工場 の長 (取締役兼任者を除く。)	同上
	大学卒	2	54.9	901,087	5,234	895,853		
	短大卒	—	—	—	—	—		
	高校卒	3	48.6	567,870	0	567,870		
	中学卒	—	—	—	—	—		
	事務部長	91	53.3	575,554	2,880	572,674	{ 2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長及び部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)	同上
	大学卒	57	52.6	608,798	4,411	604,387		
	短大卒	8	55.3	538,668	45	538,623		
	高校卒	26	54.2	515,486	473	515,013		
	中学卒	—	—	—	—	—		
技術部長	58	52.8	566,175	3,737	562,438	同上	同上	
大学卒	35	51.8	590,250	2,732	587,518			
短大卒	4	54.7	577,837	0	577,837			
高校卒	19	54.4	518,705	6,325	512,380			
中学卒	—	—	—	—	—			

職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	令和4年4月分平均支給額			備 考	対 応 級	
			きまって支 給する給与 (A)	うち時間 外手当 (B)	(A - B)			
	人	歳	円	円	円			
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事務部次長	50	51.8	583,173	1,997	581,176	前記部長に事故等 のあるときの職務 代行者 職能資格等が上記 部の次長と同等と 認められる部の次 長及び部次長級専 門職 中間職（部長－課 長間）	本表その2規模 500人以上、本 表その3規模 100人以上500人 未満及び本表そ の4規模100人 未満の対応級欄 参照
	大学卒	41	52.4	613,677	2,367	611,310		
	短大卒	*	*	*	*	*		
	高校卒	8	49.2	436,148	0	436,148		
	中学卒	—	—	—	—	—		
	技術部次長	16	49.3	480,864	0	480,864	同 上	同 上
	大学卒	6	51.8	535,452	0	535,452		
	短大卒	2	45.6	487,431	0	487,431		
	高校卒	8	48.5	445,911	0	445,911		
	中学卒	—	—	—	—	—		
	事務課長	233	49.2	561,357	5,023	556,334	2係以上又は構 成員10人以上の 課の長 職能資格等が上 記課の長と同等 と認められる課 の長及び課長級 専門職	同 上
	大学卒	156	48.0	576,861	4,586	572,275		
	短大卒	19	52.5	487,385	10,077	477,308		
	高校卒	57	52.6	522,653	5,137	517,516		
	中学卒	*	*	*	*	*		
	技術課長	237	50.5	529,226	13,128	516,098	同 上	同 上
	大学卒	107	50.1	549,191	7,811	541,380		
	短大卒	28	51.2	522,445	7,645	514,800		
	高校卒	102	50.7	510,526	20,032	490,494		
中学卒	—	—	—	—	—			

(注) 1 「中間職（部長－課長間）」とは、部長と課長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級（格付）から職責が部長と課長の間位置付けられる者をいう（以下本表において同じ。）。

2 「*」は、調査実人員が1人の場合である（以下本表において同じ。）。

職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	令和4年4月分平均支給額			備 考	対 応 級	
			きまって支 給する給与 (A)	うち時間 外手当 (B)	(A-B)			
	人	歳	円	円	円			
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事務課長代理	90	46.4	491,533	40,663	450,870	前記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職 中間職（課長－係長間）	本表その2規模500人以上、本表その3規模100人以上500人未満及び本表その4規模100人未満の対応級欄参照
	大学卒	53	43.8	505,785	51,278	454,507		
	短大卒	8	45.9	467,789	23,522	444,267		
	高校卒	28	51.5	469,511	27,490	442,021		
	中学卒	*	*	*	*	*		
	技術課長代理	110	43.3	509,595	58,278	451,317	同 上	同 上
	大学卒	81	42.3	514,976	59,204	455,772		
	短大卒	3	47.3	535,007	136,351	398,656		
	高校卒	25	49.4	472,291	40,487	431,804		
	中学卒	*	*	*	*	*		
	事務係長	236	45.7	421,925	50,361	371,564	係の長及び係長級専門職	同 上
	大学卒	116	42.9	441,311	59,770	381,541		
	短大卒	19	48.7	372,899	29,707	343,192		
	高校卒	101	49.4	402,547	40,307	362,240		
	中学卒	—	—	—	—	—		
	技術係長	182	46.4	418,337	54,909	363,428	同 上	同 上
	大学卒	64	44.6	441,940	70,318	371,622		
	短大卒	9	43.3	355,548	10,781	344,767		
高校卒	108	47.8	409,657	49,746	359,911			
中学卒	*	*	*	*	*			

(注) 「中間職（課長－係長間）」とは、課長と係長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級（格付）から職責が課長と係長の間に位置付けられる者をいう（以下本表において同じ。）。

職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	令和4年4月分平均支給額			備 考	対 応 級	
			きまって支 給する給与 (A)	うち時間 外手当 (B)	(A-B)			
	人	歳	円	円	円			
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事 務 主 任	189	40.0	348,518	34,914	313,604	係長等のいる事業所 における主任 係長等のいない事業 所における主任のうち、 課長代理以上に直属し、 部下を有する者 係長等のいない事業 所において、職能資格 等が上記主任と同等と 認められる主任 中間職（係長一係員 間）	本表その2規模 500人以上、本 表その3規模 100人以上500人 未満及び本表その 4規模100人 未満の対応級欄 参照
	大 学 卒	102	36.4	350,802	39,860	310,942		
	短 大 卒	17	47.1	377,975	43,256	334,719		
	高 校 卒	70	45.1	337,511	23,684	313,827		
	中 学 卒	—	—	—	—	—		
	技 術 主 任	208	44.6	424,136	72,545	351,591	同 上	同 上
	大 学 卒	87	44.4	437,778	83,060	354,718		
	短 大 卒	11	41.7	381,809	66,089	315,720		
	高 校 卒	109	45.0	416,339	62,386	353,953		
	中 学 卒	*	*	*	*	*		
	事 務 係 員	1,055	37.3	285,436	32,011	253,425		同 上
	大 学 卒	494	34.1	297,717	38,696	259,021		
	短 大 卒	97	44.6	290,018	28,998	261,020		
	高 校 卒	461	39.5	269,864	24,654	245,210		
	中 学 卒	3	37.5	224,733	18,102	206,631		
	技 術 係 員	856	34.0	315,191	52,072	263,119		同 上
大 学 卒	402	32.8	335,469	60,977	274,492			
短 大 卒	63	39.3	319,872	43,483	276,389			
高 校 卒	389	34.5	290,231	42,985	247,246			
中 学 卒	2	42.1	331,335	18,767	312,568			

(注) 「中間職（係長一係員間）」とは、係長と係員の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級（格付）から職責が係長と係員の上に位置付けられる者をいう（以下本表において同じ。）。

職 種 名		調 査 実 人 員	平 均 年 齢	令和4年4月分平均支給額			備 考
				きまって支 給する給与 (A)	うち時間 外手当 (B)	(A-B)	
		人	歳	円	円	円	
技能・ 労務 関係 職種	電 話 交 換 手	—	—	—	—	—	見習、外国語の電話交換 手を除く。 業務委託契約等に基づ き、他の事業所において 業務に従事している者を 除く。
	自家用乗用自動車運転手	—	—	—	—	—	
	守 衛	2	62.0	249,431	43,856	205,575	
	用 務 員	—	—	—	—	—	
研 究 関 係 職 種	研 究 所 長	—	—	—	—	—	構成員50人以上の所の長 (取締役兼任者を除く。) 2室(係)以上又は構成員 7人以上の部(課)の長 構成員3人以上の室(係) の長 下記研究員より上位の者 (研究所長の職名を有す る者、上記研究部(課)長 及び研究室(係)長を除 く。)
	研 究 部 (課) 長	3	47.8	486,924	0	486,924	
	研 究 室 (係) 長	4	41.3	473,167	131,967	341,200	
	主 任 研 究 員	2	35.5	424,070	110,870	313,200	
	研 究 員	9	34.7	283,701	40,575	243,126	
	研 究 補 助 員	2	19.5	183,943	4,218	179,725	
教 育 関 係 職 種	学長・副学長・学部長	4	59.5	555,856	0	555,856	
	大 教 授	23	55.3	588,319	24,207	564,112	
	准 教 授	18	49.8	514,460	29,082	485,378	
	講 師	15	46.7	469,861	30,360	439,501	
	助 教	7	39.4	374,814	0	374,814	
高 等 学 校 職 種	校 長	*	*	*	*	*	
	教 頭	4	60.3	543,700	0	543,700	
	教 諭	44	46.5	454,244	0	454,244	
海 事 関 係 職 種	船 長 ・ 機 関 長	6	49.0	285,250	1,243	284,007	港内又は湾内を航行区 域とする総トン数5ト ン以上の船舶の乗組員
	沿 一 等 航 海 士 ・ 機 関 士	—	—	—	—	—	
	二 等 航 海 士 ・ 機 関 士	—	—	—	—	—	
	三 等 航 海 士 ・ 機 関 士	—	—	—	—	—	
	甲 板 長 ・ 操 機 長	—	—	—	—	—	
	甲 板 手 ・ 操 機 手	—	—	—	—	—	
	甲 板 員 ・ 機 関 員	—	—	—	—	—	

その2 規模500人以上

(企業規模500人以上で、かつ、事業所規模50人以上)

2-1

職種名	調査 実人員	平均 年齢	令和4年4月分平均支給額			備考	対応級	
			きまって支給する給与 (A)	うち時間 外手当 (B)	(A-B)			
	人	歳	円	円	円			
事業 ・ 技術 関係 職種	支店長	7	59.1	731,614	228	731,386	構成員50人以上の支店(社)の長 (取締役兼任者を除く。)	行政職9級
	大学卒	2	58.0	802,485	0	802,485		
	短大卒	—	—	—	—	—		
	高校卒	5	59.6	697,333	339	696,994		
	中学卒	—	—	—	—	—		
	工場長	4	51.4	779,845	2,557	777,288	構成員50人以上の工場 の長 (取締役兼任者を除く。)	同上
	大学卒	2	54.9	901,087	5,234	895,853		
	短大卒	—	—	—	—	—		
	高校卒	2	48.0	664,020	0	664,020		
	中学卒	—	—	—	—	—		
	事務部長	30	54.2	695,591	92	695,499	2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長及び部長級 専門職 (取締役兼任者を除く。)	同上
	大学卒	18	52.5	736,769	56	736,713		
	短大卒	4	57.5	616,122	89	616,033		
	高校卒	8	56.3	642,087	174	641,913		
	中学卒	—	—	—	—	—		
技術部長	18	54.5	745,040	1,252	743,788	同上	同上	
大学卒	13	53.5	753,580	1,658	751,922			
短大卒	2	56.2	607,529	0	607,529			
高校卒	3	57.8	794,374	357	794,017			
中学卒	—	—	—	—	—			

職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	令和4年4月分平均支給額			備 考	対 応 級	
			きまって支 給する給与 (A)	うち時間 外手当 (B)	(A-B)			
	人	歳	円	円	円			
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事務部次長	23	51.2	669,141	611	668,530	前記部長に事故等 のあるときの職務 代行者 職能資格等が上記 部の次長と同等と 認められる部の次 長及び部次長級専 門職 中間職（部長－課 長間）	行政職9級
	大学卒	22	51.0	672,537	631	671,906		
	短大卒	—	—	—	—	—		
	高校卒	*	*	*	*	*		
	中学卒	—	—	—	—	—		
	技術部次長	3	49.0	564,481	0	564,481	同 上	同 上
	大学卒	*	*	*	*	*		
	短大卒	*	*	*	*	*		
	高校卒	*	*	*	*	*		
	中学卒	—	—	—	—	—		
	事務課長	148	48.7	599,967	1,536	598,431	2係以上又は構 成員10人以上の 課の長 職能資格等が上 記課の長と同等 と認められる課 の長及び課長級 専門職	行政職 7級、8級
	大学卒	103	47.7	606,153	1,355	604,798		
	短大卒	12	50.5	528,353	450	527,903		
	高校卒	32	53.7	592,941	2,985	589,956		
	中学卒	*	*	*	*	*		
	技術課長	124	52.0	590,974	10,581	580,393	同 上	同 上
	大学卒	60	50.6	608,537	7,449	601,088		
	短大卒	19	52.9	553,681	0	553,681		
	高校卒	45	53.4	582,142	18,986	563,156		
中学卒	—	—	—	—	—			

職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	令和4年4月分平均支給額			備 考	対 応 級	
			きまって支 給する給与 (A)	うち時間 外手当 (B)	(A-B)			
	人	歳	円	円	円			
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事務課長代理	57	44.6	532,724	44,248	488,476	前記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職 中間職（課長一係長間）	行政職 5級、6級
	大学卒	36	42.1	536,603	58,552	478,051		
	短大卒	5	44.0	512,138	25,745	486,393		
	高校卒	15	50.4	529,846	21,096	508,750		
	中学卒	*	*	*	*	*		
	技術課長代理	61	41.7	526,813	66,312	460,501	同 上	同 上
	大学卒	56	41.4	525,253	62,422	462,831		
	短大卒	2	47.7	544,153	158,188	385,965		
	高校卒	3	43.7	553,338	104,146	449,192		
	中学卒	—	—	—	—	—		
	事務係長	123	45.7	459,948	57,303	402,645	係の長及び係長級専門職	行政職 3級、4級
	大学卒	68	42.9	463,681	63,889	399,792		
	短大卒	9	49.1	412,395	35,633	376,762		
	高校卒	46	50.9	462,896	48,124	414,772		
	中学卒	—	—	—	—	—		
	技術係長	48	47.9	500,581	64,140	436,441	同 上	同 上
	大学卒	10	50.4	546,599	56,118	490,481		
	短大卒	*	*	*	*	*		
高校卒	37	47.4	495,412	68,124	427,288			
中学卒	—	—	—	—	—			

職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	令和4年4月分平均支給額			備 考	対 応 級	
			きまって支 給する給与 (A)	うち時間 外手当 (B)	(A-B)			
	人	歳	円	円	円			
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事務主任	107	39.4	381,189	39,528	341,661	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 中間職（係長-係員間）	行政職2級 (一部は3級、4級)
	大学卒	65	35.6	369,010	43,473	325,537		
	短大卒	9	47.2	445,026	66,050	378,976		
	高校卒	33	47.9	399,112	22,418	376,694		
	中学卒	—	—	—	—	—		
	技術主任	111	47.1	485,465	91,631	393,834	同 上	同 上
	大学卒	48	46.8	476,071	93,207	382,864		
	短大卒	4	48.2	442,272	102,566	339,706		
	高校卒	59	47.3	499,714	88,893	410,821		
	中学卒	—	—	—	—	—		
	事務係員	485	36.5	292,215	35,666	256,549		行政職1級
	大学卒	251	32.8	290,377	39,251	251,126		
	短大卒	50	44.3	296,072	33,782	262,290		
	高校卒	181	40.1	295,037	30,682	264,355		
	中学卒	3	37.5	224,733	18,102	206,631		
	技術係員	267	31.9	363,911	71,572	292,339		同 上
	大学卒	164	31.2	378,465	77,418	301,047		
	短大卒	15	36.7	344,075	57,547	286,528		
	高校卒	88	32.8	329,673	59,001	270,672		
中学卒	—	—	—	—	—			

その3 規模100人以上500人未満

(企業規模100人以上500人未満で、かつ、事業所規模50人以上)

3-1

職種名	調査 実人員	平均 年齢	令和4年4月分平均支給額			備考	対応級	
			きまって支給する給与 (A)	うち時間 外手当 (B)	(A-B)			
	人	歳	円	円	円			
事業 ・ 技術 関係 職種	支店長	—	—	—	—	—	構成員50人以上の支店(社)の長 (取締役兼任者を除く。)	行政職 7級、8級
	大学卒	—	—	—	—	—		
	短大卒	—	—	—	—	—		
	高校卒	—	—	—	—	—		
	中学卒	—	—	—	—	—		
	工場長	—	—	—	—	—	構成員50人以上の工場の長 (取締役兼任者を除く。)	同上
	大学卒	—	—	—	—	—		
	短大卒	—	—	—	—	—		
	高校卒	—	—	—	—	—		
	中学卒	—	—	—	—	—		
	事務部長	47	52.2	510,351	4,820	505,531	2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長及び部長級 専門職 (取締役兼任者を除く。)	同上
	大学卒	32	52.0	532,205	7,112	525,093		
	短大卒	3	51.2	480,857	0	480,857		
	高校卒	12	52.9	459,955	0	459,955		
	中学卒	—	—	—	—	—		
技術部長	36	51.5	491,983	5,275	486,708	同上	同上	
大学卒	20	50.4	501,037	3,660	497,377			
短大卒	2	53.0	544,424	0	544,424			
高校卒	14	53.0	471,751	8,390	463,361			
中学卒	—	—	—	—	—			

職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	令和4年4月分平均支給額			備 考	対 応 級	
			きまって支 給する給与 (A)	うち時間 外手当 (B)	(A-B)			
	人	歳	円	円	円			
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事務部次長	25	52.2	486,650	3,578	483,072	前記部長に事故等 のあるときの職務 代行者 職能資格等が上記 部の次長と同等と 認められる部の次 長及び部次長級専 門職 中間職（部長－課 長間）	行政職 7級、8級
	大学卒	17	54.3	521,840	5,094	516,746		
	短大卒	*	*	*	*	*		
	高校卒	7	48.4	420,760	0	420,760		
	中学卒	—	—	—	—	—		
	技術部次長	11	47.7	464,116	0	464,116	同 上	同 上
	大学卒	4	51.0	510,850	0	510,850		
	短大卒	*	*	*	*	*		
	高校卒	6	45.9	436,971	0	436,971		
	中学卒	—	—	—	—	—		
	事務課長	71	49.8	435,172	20,017	415,155	2係以上又は構 成員10人以上の 課の長 職能資格等が上 記課の長と同等 と認められる課 の長及び課長級 専門職	行政職 5級、6級
	大学卒	46	48.8	450,840	21,453	429,387		
	短大卒	4	56.2	413,725	55,252	358,473		
	高校卒	21	50.6	407,264	10,309	396,955		
	中学卒	—	—	—	—	—		
	技術課長	88	48.3	452,700	13,819	438,881	同 上	同 上
	大学卒	37	49.2	459,278	10,250	449,028		
	短大卒	8	46.6	435,156	29,697	405,459		
	高校卒	43	47.9	450,738	13,808	436,930		
中学卒	—	—	—	—	—			

職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	令和4年4月分平均支給額			備 考	対 応 級	
			きまって支 給する給与 (A)	うち時間 外手当 (B)	(A-B)			
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事務課長代理	28	50.4	389,293	34,644	354,649	前記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職 中間職（課長一係長間）	行政職4級
	大学卒	15	48.0	411,773	31,938	379,835		
	短大卒	2	49.5	369,100	26,195	342,905		
	高校卒	11	53.6	363,938	39,868	324,070		
	中学卒	—	—	—	—	—		
	技術課長代理	39	50.0	450,595	12,881	437,714	同 上	同 上
	大学卒	20	49.6	447,814	12,632	435,182		
	短大卒	*	*	*	*	*		
	高校卒	18	50.6	452,243	13,638	438,605		
	中学卒	—	—	—	—	—		
	事務係長	89	45.2	340,793	38,399	302,394	係の長及び係長級専門職	行政職3級
	大学卒	38	43.4	367,187	53,565	313,622		
	短大卒	8	47.4	320,681	17,906	302,775		
	高校卒	43	46.3	321,058	28,719	292,339		
	中学卒	—	—	—	—	—		
	技術係長	117	45.7	392,432	52,964	339,468	同 上	同 上
	大学卒	46	43.6	432,970	76,773	356,197		
	短大卒	6	40.2	319,817	12,428	307,389		
高校卒	64	47.7	368,846	39,511	329,335			
中学卒	*	*	*	*	*			

職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	令和4年4月分平均支給額			備 考	対 応 級	
			きまって支 給する給与 (A)	うち時間 外手当 (B)	(A-B)			
	人	歳	円	円	円			
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事 務 主 任	67	40.4	293,626	28,236	265,390	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 中間職（係長-係員間）	行政職2級 (一部は3級)
	大 学 卒	34	38.8	303,098	32,515	270,583		
	短 大 卒	5	47.1	318,159	2,803	315,356		
	高 校 卒	28	41.2	277,529	27,297	250,232		
	中 学 卒	—	—	—	—	—		
	技 術 主 任	64	42.2	350,073	32,235	317,838	同 上	同 上
	大 学 卒	27	42.7	387,630	48,289	339,341		
	短 大 卒	6	37.6	330,228	24,229	305,999		
	高 校 卒	31	42.9	325,407	21,581	303,826		
	中 学 卒	—	—	—	—	—		
	事 務 係 員	461	38.6	279,370	26,450	252,920		行政職1級
	大 学 卒	195	37.0	305,090	35,575	269,515		
	短 大 卒	42	45.1	283,827	21,275	262,552		
	高 校 卒	224	38.7	256,155	19,479	236,676		
	中 学 卒	—	—	—	—	—		
	技 術 係 員	481	35.4	291,691	40,954	250,737		同 上
	大 学 卒	206	34.3	299,995	45,774	254,221		
	短 大 卒	29	39.8	302,488	36,116	266,372		
高 校 卒	244	35.7	283,280	37,663	245,617			
中 学 卒	2	42.1	331,335	18,767	312,568			

その4 規模100人未満

(企業規模50人以上100人未満で、かつ、事業所規模50人以上)

4-1

職種名	調査 実人員	平均 年齢	令和4年4月分平均支給額			備考	対応級	
			きまって支 給する給与 (A)	うち時間 外手当 (B)	(A-B)			
	人	歳	円	円	円			
事業 ・ 技術 関 係 職 種	支店長	—	—	—	—	—	構成員50人以上 の支店(社)の長 (取締役兼任者 を除く。)	行政職 6級、7級
	大学卒	—	—	—	—	—		
	短大卒	—	—	—	—	—		
	高校卒	—	—	—	—	—		
	中学卒	—	—	—	—	—		
	工場長	*	*	*	*	*	構成員50人以上 の工場の長 (取締役兼任者 を除く。)	同上
	大学卒	—	—	—	—	—		
	短大卒	—	—	—	—	—		
	高校卒	*	*	*	*	*		
	中学卒	—	—	—	—	—		
	事務部長	14	54.7	514,200	3,080	511,120	2課以上又は構 成員20人以上の 部の長 職能資格等が上 記部の長と同等 と認められる部 の長及び部長級 専門職 (取締役兼任者 を除く。)	同上
	大学卒	7	55.1	588,466	4,732	583,734		
	短大卒	*	*	*	*	*		
	高校卒	6	53.7	446,211	1,667	444,544		
	中学卒	—	—	—	—	—		
	技術部長	4	57.0	471,715	892	470,823	同上	同上
大学卒	2	55.5	514,281	0	514,281			
短大卒	—	—	—	—	—			
高校卒	2	58.5	429,150	1,785	427,365			
中学卒	—	—	—	—	—			

職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	令和4年4月分平均支給額			備 考	対 応 級	
			きまって支 給する給与 (A)	うち時間 外手当 (B)	(A-B)			
	人	歳	円	円	円			
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事務部次長	2	53.5	689,098	0	689,098	前記部長に事故等 のあるときの職務 代行者 職能資格等が上記 部の次長と同等と 認められる部の次 長及び部次長級専 門職 中間職（部長－課 長間）	行政職 6級、7級
	大学卒	2	53.5	689,098	0	689,098		
	短大卒	—	—	—	—	—		
	高校卒	—	—	—	—	—		
	中学卒	—	—	—	—	—		
	技術部次長	2	57.5	423,840	0	423,840	同 上	同 上
	大学卒	*	*	*	*	*		
	短大卒	—	—	—	—	—		
	高校卒	*	*	*	*	*		
	中学卒	—	—	—	—	—		
	事務課長	14	54.2	445,991	0	445,991	2係以上又は構 成員10人以上の 課の長 職能資格等が上 記課の長と同等 と認められる課 の長及び課長級 専門職	行政職5級
	大学卒	7	53.9	472,752	0	472,752		
	短大卒	3	57.2	389,255	0	389,255		
	高校卒	4	52.5	441,710	0	441,710		
	中学卒	—	—	—	—	—		
	技術課長	25	49.4	435,843	24,974	410,869	同 上	同 上
	大学卒	10	49.0	431,347	2,548	428,799		
	短大卒	*	*	*	*	*		
高校卒	14	49.6	432,930	42,568	390,362			
中学卒	—	—	—	—	—			

職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	令和4年4月分平均支給額			備 考	対 応 級			
			きまって支 給する給与 (A)	うち時間 外手当 (B)	(A-B)					
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事務課長代理	5	52.1	385,765	18,217	367,548	前記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職 中間職（課長一係長間）	行政職4級		
	大学卒	2	53.0	403,055	9,944	393,111				
	短大卒	*	*	*	*	*				
	高校卒	2	52.0	367,600	32,828	334,772				
	中学卒	—	—	—	—	—				
	技術課長代理	10	51.2	399,112	68,596	330,516	同上	同上		
	大学卒	5	47.1	388,968	105,728	283,240				
	短大卒	—	—	—	—	—				
	高校卒	4	54.8	410,333	39,330	371,003				
	中学卒	*	*	*	*	*				
	事務係長	24	48.0	417,115	39,750	377,365			係の長及び係長級専門職	行政職3級
	大学卒	10	41.7	448,401	34,947	413,454				
	短大卒	2	50.5	324,669	37,013	287,656				
	高校卒	12	52.8	406,452	44,209	362,243				
	中学卒	—	—	—	—	—				
	技術係長	17	48.1	409,754	46,833	362,921			同上	同上
	大学卒	8	44.5	392,594	43,743	348,851				
	短大卒	2	53.5	482,225	0	482,225				
高校卒	7	50.6	408,659	63,746	344,913					
中学卒	—	—	—	—	—					

職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	令和4年4月分平均支給額			備 考	対 応 級	
			きまって支 給する給与 (A)	うち時間 外手当 (B)	(A-B)			
	人	歳	円	円	円			
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事 務 主 任	15	43.8	264,806	18,594	246,212	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 中間職（係長－係員間）	行政職2級 (一部は3級)
	大 学 卒	3	37.5	265,107	0	265,107		
	短 大 卒	3	46.8	273,428	37,785	235,643		
	高 校 卒	9	44.9	261,832	18,395	243,437		
	中 学 卒	—	—	—	—	—		
	技 術 主 任	33	38.7	309,367	68,092	241,275	同 上	同 上
	大 学 卒	12	34.3	321,701	93,768	227,933		
	短 大 卒	*	*	*	*	*		
	高 校 卒	19	41.2	289,136	40,585	248,551		
	中 学 卒	*	*	*	*	*		
	事 務 係 員	109	36.8	267,496	31,641	235,855		行政職1級
	大 学 卒	48	32.9	326,454	46,402	280,052		
	短 大 卒	5	46.3	255,903	25,062	230,841		
	高 校 卒	56	39.4	216,943	19,313	197,630		
	中 学 卒	—	—	—	—	—		
	技 術 係 員	108	33.6	269,043	43,246	225,797		同 上
	大 学 卒	32	34.2	257,694	44,513	213,181		
	短 大 卒	19	41.4	325,867	41,962	283,905		
高 校 卒	57	30.8	256,474	42,963	213,511			
中 学 卒	—	—	—	—	—			

第4表 民間における初任給の改定状況

学歴	項目 企業規模	新規学卒者の 採用あり	初任給の改定状況			新規学卒者の 採用なし
			増額	据置き	減額	
	%	%	%	%	%	%
大学卒	規模計	23.2	(40.0)	(58.8)	(1.2)	76.8
	500人以上	15.6	(37.5)	(62.5)	(0.0)	84.4
	100人以上 500人未満	28.2	(43.1)	(55.2)	(1.7)	71.8
	100人未満	50.0	(0.0)	(100.0)	(0.0)	50.0
高校卒	規模計	21.4	(43.0)	(57.0)	(0.0)	78.6
	500人以上	19.5	(50.0)	(50.0)	(0.0)	80.5
	100人以上 500人未満	23.6	(38.8)	(61.2)	(0.0)	76.4
	100人未満	0.0	-	-	-	100.0

(注) ()内は、新規学卒者の採用がある事業所を100とした割合である。

第5表 民間における家族手当の支給状況

支給の有無		事業所割合
家族手当制度がある		79.4%
配偶者に家族手当を支給する		(90.5%)
家族手当制度がない		20.6%
扶養家族の 構成別 支給月額	配偶者	10,977円
	配偶者と子1人	17,302円
	配偶者と子2人	23,121円

(注) 1 ()内は、家族手当制度がある事業所を100とした割合である。

2 支給月額は、配偶者に家族手当を支給し、その支給につき配偶者の収入による制限がある事業所について算出した。

第6表 民間における在宅勤務手当の支給状況

その1 在宅勤務の実施状況及び在宅勤務手当の支給状況

在宅勤務を 実施している	在宅勤務手当を 支給する		在宅勤務を 実施していない
	在宅勤務手当を 支給する	在宅勤務手当を 支給しない	
%	%	%	%
38.0	(23.5)	(76.5)	62.0

(注) () 内は在宅勤務を実施している事業所を100とした割合である。

その2 在宅勤務手当の支給の検討状況

検討している	検討していない
%	%
34.3	65.7

(注) 在宅勤務を実施している事業所のうち在宅勤務手当を支給しない事業所を100とした割合である。

第7表 民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況

項目	係 員		課 長 級		部 長 級 (非 役 員)	
	一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分
企業規模	%	%	%	%	%	%
規 模 計	56.4	43.6	53.8	46.2	53.8	46.2
500人以上	46.7	53.3	43.2	56.8	43.1	56.9
100人以上500人未満	56.0	44.0	55.3	44.7	54.5	45.5
100人未満	66.6	33.4	61.8	38.2	64.1	35.9

第8表 民間における定年制の状況

定年制あり	定年年齢		定年制なし
	60歳	61歳以上	
%	%	%	%
100.0	71.4	28.6	0.0

(注) 定年制の有無を回答した事業所を100とした割合である。

3 職員給与関係資料

令和4年職員給与実態調査の概要

今回の報告の基礎となっている職員給与実態調査の概要は、次のとおりである。

1 調査の目的と時期

この調査は、職員の給与検討の資料とするため、令和4年4月における職員給与等の実態を調査したものである。

2 調査の対象

令和4年4月1日に在職する職員で、職員の給与に関する条例（昭和32年長崎県条例第45号）、市町村立学校県費負担教職員の給与等に関する条例（昭和32年長崎県条例第46号）及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成14年長崎県条例第43号）の適用を受ける者とした。したがって、現業職員及び企業職員は含まれない。なお、これらの条例の適用を受ける職員であっても、次に掲げる者は除外した。

- (1) 臨時的任用職員
- (2) 休職中の職員
- (3) 停職中の職員
- (4) 育児休業中の職員
- (5) 療養休暇中の職員
- (6) 無給派遣中の職員
- (7) 再任用職員
- (8) 会計年度任用職員

3 調査の内容

令和4年4月分の給与、年齢、学歴、性別、経験年数等について調査した。

第9表 職員の給料表別職員数、平均年齢及び平均経験年数

区分 給料表	職員数		平均年齢		平均経験年数
	令和3年4月	令和4年4月	令和3年4月	令和4年4月	
全給料表	人 18,551	人 18,363	歳 43.1	歳 43.0	年 20.8
行政職給料表	4,232	4,204	42.2	42.1	20.5
公安職給料表	3,056	3,033	38.0	38.2	16.9
海事職給料表	79	79	45.3	45.3	25.7
教育職給料表(二)	3,190	3,163	44.5	44.5	21.8
教育職給料表(三)	7,432	7,337	45.0	44.7	22.1
研究職給料表	177	175	43.0	43.0	19.6
医療職給料表(一)	24	23	47.5	48.4	22.3
医療職給料表(二)	235	226	43.2	43.4	19.6
医療職給料表(三)	126	123	43.0	43.1	20.8

第10表 職員の給料表別平均給与月額

区分 給料表	給料	扶養手当	地域手当	管理職手当	住居手当	その他	合計
全給料表	円 354,881	円 10,235	円 3,850	円 5,196	円 6,188	円 8,573	円 388,923
行政職給料表	323,400	10,119	6,208	6,326	5,852	6,752	358,657
公安職給料表	323,363	15,093	4,651	1,635	4,773	7,362	356,877
海事職給料表	360,997	14,297	9,172	3,251	2,114	8,531	398,362
教育職給料表(二)	382,915	10,443	2,272	3,610	7,725	6,987	413,952
教育職給料表(三)	373,326	8,225	2,597	6,648	6,411	10,019	407,226
研究職給料表	369,842	11,480	2,726	6,090	6,623	638	397,399
医療職給料表(一)	512,065	7,370	89,251	48,394	7,283	254,613	918,976
医療職給料表(二)	349,915	10,856	2,768	3,722	4,695	15,896	387,852
医療職給料表(三)	341,454	3,980	2,968	3,101	4,280	7,111	362,894

(注) 1 「給料」には、給料の調整額、教職調整額、平成18年の給料表切替えに伴う経過措置額を含む。
 2 「その他」は、初任給調整手当、単身赴任手当(基礎額)、特地勤務手当等である。

第11表 職員の給料表別、学歴別職員数及び構成比並びに性別職員数及び構成比

区分 給料表	計		学歴別職員数及び構成比								性別職員数及び構成比			
			大学卒		短大卒		高校卒		中学卒		男		女	
	職員数	構成比	職員数	構成比	職員数	構成比	職員数	構成比	職員数	構成比	職員数	構成比	職員数	構成比
全給料表	18,363	100.0	14,842	80.8	1,055	5.7	2,407	13.1	59	0.3	11,345	61.8	7,018	38.2
行政職給料表	4,204	100.0	2,936	69.8	134	3.2	1,094	26.0	40	1.0	3,022	71.9	1,182	28.1
公安職給料表	3,033	100.0	1,841	60.7	18	0.6	1,174	38.7			2,748	90.6	285	9.4
海事職給料表	79	100.0	5	6.3	32	40.5	27	34.2	15	19.0	79	100.0		
教育職給料表(二)	3,163	100.0	2,958	93.5	91	2.9	110	3.5	4	0.1	1,850	58.5	1,313	41.5
教育職給料表(三)	7,337	100.0	6,653	90.7	684	9.3					3,350	45.7	3,987	54.3
研究職給料表	175	100.0	172	98.3	2	1.1	1	0.6			134	76.6	41	23.4
医療職給料表(一)	23	100.0	23	100.0							13	56.5	10	43.5
医療職給料表(二)	226	100.0	176	77.9	50	22.1					140	61.9	86	38.1
医療職給料表(三)	123	100.0	78	63.4	44	35.8	1	0.8			9	7.3	114	92.7

(注) …構成比は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、内訳の合計が計と一致しない場合がある。

第12表 職員の扶養親族数別人員

区分 扶養親族数	該当職員数	うち	うち	うち
		扶養親族である配偶者を有する者	扶養親族である子を有する者	配偶者・子以外の扶養親族を有する者
1人	2,927	1,327	1,458	142
2人	2,766	1,144	2,712	85
3人	2,036	1,383	2,031	40
4人	723	639	722	23
5人	126	113	126	14
6人以上	25	22	25	3
計	8,603	4,628	7,074	307

(注) 1 この表でいう扶養親族とは、扶養手当の支給対象となっているものをいう。
 2 全職員1人当たり平均扶養親族数は、1.0人である。
 3 手当受給者1人当たり平均手当月額は、21,872円(平均扶養親族数は2.1人)である。

第13表 職員の給料表別、級別、号給別人員分布

行政職給料表

号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
	人	人	人	人	人	人	人	人	人
1									
2									
3		1							
4		1	1						
5	14	6	6						
6		2	2						
7	3	1	7						1
8	5	44	1						1
9	15	9	53						
10	2	8	7	1					
11	2	17	19						
12	1	45	15						
13	6	16	40					1	2
14	13	19	18						3
15		32	13				1		1
16		76	14						2
17	11	15	50						2
18	10	14	14	1					
19	5	28	15						
20			17	1					1
21	4	59	59					1	
22	3	6	13	1				1	
23	6	21	11	1		1		1	
24		16	15	1				2	1
25	57	8	39	2					
26	4	5	14					1	
27	10	3	21	1					
28	2	1	1	1				2	
29	25	1	11	2					
30	53	2	26	3		1	1	4	
31	4		15	2			7	1	
32	1		11	5			10	1	
33	17		15	4			9	1	
34	24		47	6			8	1	
35	46		14	5			6		
36			15				1	1	
37	5	1	18	8			2	1	
38	6		35	1			2		
39	14		9	10			2		
40	1		8	1			5		
41	2		17	8			1		1
42	5		25	9		1			
43	1		9	4			3		
44			12				1		
45			5	11	1		2	1	
46			26	7	1		1		
47			10	7					
48			7						
49			3	8	1		1		
50			18	19	1		1		
51			7	13		8	1		
52			1	1	2	8			
53			8	15		41			
54			5	20	2	14			
55			11	32		20	2		
56			1	2	1	15			
57			3	15	4	19			
58			4	31	5	11			
59			3	27	3	20			
60			2	4		9			
61			10	32	4	21	3		
62			8	20	5	11			
63			9	28	11	19			
64			1	2	1	11			
65			5	28	8	4			
66			7	30	7	10			
67			4	42	7	17			
68			1	2	9	6			
69			5	23	11	2			
70			8	32	18	1			
71		1	9	32	14	16			
72				1	31	2			
73			4	20	22	1			
74			5	30	20	4			
75			7	28	46	2			
76				20	36	1			

行政職給料表

号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
	人	人	人	人	人	人	人	人	人
77			7	17	27	2			
78			2	28	15	2			
79			7	22	40				
80				19	27	2			
81			3	25	19				
82			4	17	13				
83			2	29	31				
84				19	11				
85				10	16				
86			7	10	14				
87			6	7	26				
88				12	23				
89			4	8	21				
90			7	10	20				
91			7	13	20				
92			5	3	10				
93			3	128	226				
94			4						
95			5						
96		1	2						
97			3						
98			2						
99			3						
100			1						
101			2						
102		1	6						
103			3						
104			3						
105			3						
106			1						
107			4						
108			1						
109			4						
110			1						
111			2						
112			1						
113			29						
114		1							
115									
116									
117									
118									
119									
120									
121									
122									
123									
124									
125									
計	377	461	1,092	1,037	830	302	70	20	15

適用職員数	4,204 人
-------	---------

(注) 各級内の太実線は、当該級の最高号給を示し、該当人員0の号給は空欄とした（以下第13表の各表において同じ。）。

公安職給料表

号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
	人	人	人	人	人	人	人	人	人
1									
2									
3	23								
4									
5									
6									
7	34								
8									
9	1								
10									
11	10								
12									
13	27								
14	1								
15	4								
16									
17	31								
18	1								
19	36								
20	1								
21	30	50		1					
22	1	1							
23	52	9		1					
24	1	3							
25	33	46							
26	1	1		1					
27	11	13							
28	3	3		1					
29	11	48							
30	3	9							2
31	3	20		2					3
32	2	4		2					5
33	3	48		3					
34	3	2		2					1
35	3	19		3					
36		12			1				1
37		39	1	3					
38	1	10	10	1					
39	2	21	1	3					
40	2	11	4	1		1			
41		37	6	2					
42	1	8	8	5					
43		31	17	2	1				
44	1	11	5	3				3	
45		35	12	2	1			5	
46		7	7	2				2	
47		23	7	3	1			2	
48		11	9	7	1			1	
49		18	27		1	1		1	
50		13	6	6					
51		10	17	3	3			1	
52		13	9	4				1	
53		13	20	5				2	
54		3	25	4	1	1		2	
55		15	13	5	1	2	11	1	
56		5	18	9	3	3	5		
57		9	16	3	2	2	11		
58		9	18	13	2	4	3		
59		5	16	13	2		8		
60		1	23	14	4	2	2	4	
61		4	12	7	8	1	2	1	
62		1	24	12	8	3	3		
63			16	14	4	2	5		
64		1	19	11	5	3	2		
65			15	12	11	2			
66		1	16	11	10	3			
67			18	13	4	4	4		
68			14	12	10	3	2		
69			12	10	10	2	1		
70			18	12	6	3	2		
71			4	17	8	6	2		
72			10	16	6	3	1		
73			7	19	13	6	3		
74			7	11	12	5			
75			6	14	8	2	1		
76			13	11	6	3	2		

公安職給料表

号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
	人	人	人	人	人	人	人	人	人
77			9	18	9	2	2		
78			12	11	8	3			
79			9	11	9	2	1		
80			3	14	19	2			
81			4	11	8	4			
82			4	15	3	3	1		
83			5	8	7	4			
84			3	10	13	6	1		
85			2	11	8	2			
86			2	10	12	3			
87			4	8	2	2			
88			1	7	8	1			
89			1	6	7	3			
90				10	11	2			
91			2	12	11	3			
92			1	4	9	4			
93				7	135	29			
94			2	11					
95			1	6					
96			2	4					
97				5					
98			1	4					
99			2	7					
100				8					
101			1	6					
102				5					
103				5					
104			2	7					
105				4					
106				3					
107			1	5					
108				3					
109			1	4					
110			1	7					
111			2	2					
112				5					
113				4					
114				6					
115			2	5					
116				5					
117				5					
118				8					
119			1	4					
120				6					
121				4					
122			1	10					
123			1	11					
124			1	11					
125				70					
126			1						
127			1						
128			1						
129									
130			1						
131			1						
132									
133			1						
134									
135			1						
136									
137			1						
138									
139			1						
140									
141			4						
142									
143									
144									
145									
計	336	653	603	754	432	142	75	26	12

適用職員数	3,033 人
-------	---------

海事職給料表

号 給	1級	2級	3級	4級	5級
	人	人	人	人	人
1		2			
2					
3					
4					
5				1	
6			2		
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14			1		
15					
16					
17					
18			3		
19		1		1	
20					
21					
22			1	1	
23					
24					
25					
26		1			
27					
28					
29					
30					
31					
32					
33					
34			2		
35					
36				1	
37					
38					1
39					
40					
41				2	
42					
43					1
44					
45					2
46					
47					
48				1	
49				1	
50					1
51					1
52				1	
53					
54				1	1
55		1			1
56					
57					
58				1	
59				1	
60				1	1
61				1	
62					
63				2	
64				1	
65					1
66					
67					
68				1	
69			1		
70				1	1
71				2	
72				1	
73					
74				2	1
75					
76				2	2

海事職給料表

号 給	1級	2級	3級	4級	5級
	人	人	人	人	人
77					1
78					1
79				1	
80				1	
81				2	1
82					
83					
84					
85				2	
86					
87					1
88					
89				1	1
90					
91				1	
92				1	
93				1	
94					
95					
96				2	
97					
98					
99				1	
100					
101				6	
計		5	10	45	19

適用職員数	79 人
-------	------

教育職給料表（二）

号 給	1級	2級	特2級	3級	4級
	人	人	人	人	人
1		22			
2					
3		1			
4	1	4			
5	1	22			
6					
7		10			
8					
9		10			
10		16			
11		5			
12					
13	2	12			
14	1	6			1
15		12			
16					
17		11			
18		13			
19		7			
20		10			
21		3			
22		16			
23		12			
24		11			
25		18			
26		11			
27		4			2
28		10			
29	1	11			7
30	1	18			4
31		17			14
32		15			3
33	1	22			2
34	2	13			8
35		14			9
36		15			6
37	1	16		1	33
38		14		1	
39	1	7			
40		19			
41	1	21		1	
42		13			
43	1	9		2	
44		28			
45	2	14			
46	1	8			
47		13			
48		13		2	
49	3	24		2	
50		12		2	
51		13			
52		21		1	
53	2	18		2	
54		10		1	
55		12		1	
56				2	
57		9		4	
58		14		2	
59	1	11		10	
60		19		2	
61		18		11	
62	2	19		5	
63		13	1	3	
64				4	
65	2	19	1	8	
66	3	31		6	
67	2	13	4	5	
68	4	24		3	
69	3	12		9	
70	5	25	1	6	
71	3	25		2	
72		25	3	1	
73	4	23		3	
74	1	28	1	5	
75	2	31	1	1	
76	1	29	1	2	

教育職給料表（二）

号 給	1級	2級	特2級	3級	4級
	人	人	人	人	人
77		20	1	20	
78	1	23			
79	3	29	1		
80		19	1		
81	1	17			
82		18	1		
83	1	24			
84	1	25	1		
85		19	1		
86	2	27			
87	1	25			
88		23			
89	2	26			
90	1	26	2		
91	2	25	1		
92	2	24	1		
93	2	15	1		
94		19	3		
95	2	24	2		
96			1		
97	2	19			
98	1	16	3		
99	2	23			
100			1		
101	1	29	5		
102	2	23	1		
103	1	30	4		
104					
105	2	27	3		
106	1	21	2		
107		23	2		
108	1	20			
109		21	2		
110	1	20	5		
111	1	27	1		
112		21	1		
113	2	29	2		
114		21	1		
115	1	22			
116	1	15			
117		23			
118	1	16			
119	4	23			
120	3	17			
121	1	23			
122		11			
123		20			
124	1	16			
125	1	16			
126	1	20			
127		27			
128		17			
129	1	18			
130		18			
131		35			
132	2	21			
133	2	42			
134		54			
135	2	72			
136	1	26			
137	1	47			
138		64			
139	2	69			
140	4	36			
141		41			
142	2	44			
143	2	22			
144		3			
145	1	15			
146	2				
147	1				
148					
149	4				
150	1				
151	1				
152	2				
153	8				
計	146	2,735	63	130	89

適用職員数

3,163 人

教育職給料表（三）

号 給	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
	人	人	人	人	人
1					
2					
3		2			
4					
5					
6					
7		3			
8					
9					
10					
11					
12					2
13		126			
14					
15		9			
16		19			1
17		137			
18		8			3
19		14			1
20					5
21	4	32			6
22		109			25
23		7			73
24	1				2
25		34			12
26		32			22
27		103			46
28					10
29	1	12			12
30		25			22
31		35			30
32		83			6
33		24			24
34		30			23
35		36			14
36		63			8
37	1	27			143
38		41			
39		38			
40		58			
41		23			
42		39			
43		35			
44		49			
45		30	1	1	
46		21		1	
47		30			
48		35			
49		42			
50		39	1		
51		30		2	
52		40		1	
53		33	1	1	
54		31	1	5	
55		33		5	
56		26		3	
57		29	1	4	
58		22		3	
59		22		6	
60		34		4	
61	1	31		6	
62		31	1	6	
63		23		7	
64		24		1	
65		36	1	5	
66		37		6	
67		21	1	8	
68			2	8	
69		36	1	9	
70		30		8	
71		20		11	
72		30		8	
73		31	2	16	
74	1	24	1	23	
75		32	1	19	
76			1	8	
77		24		22	
78		24	1	34	
79		32		16	
80		33	1	10	

教育職給料表（三）

号 給	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
	人	人	人	人	人
81		24	2	11	
82		21	2	31	
83		22	1	10	
84			2	8	
85		29		16	
86		29		43	
87		32		10	
88				5	
89		20	1	13	
90		27	2	26	
91		17	2	10	
92			1	3	
93		35	1	84	
94		30	4		
95		30	2		
96		38	5		
97		37	1		
98		35	4		
99		36	2		
100		26	5		
101		33	1		
102		23	2		
103		33			
104		32	1		
105		49	1		
106		27	2		
107		38	4		
108		35			
109		41			
110		40	2		
111		36			
112		35			
113		50			
114		25	1		
115		43			
116		33			
117		33			
118		32			
119		28			
120		35			
121		36			
122		22			
123		42			
124		35			
125		66			
126		35			
127		49			
128		50			
129		65			
130		37			
131		54			
132		48			
133		62			
134		32			
135		38			
136		39			
137		38			
138		34			
139		76			
140		41			
141		47			
142		59			
143		98			
144		56			
145		143			
146		124			
147		222			
148		138			
149		180			
150		212			
151		173			
152		107			
153		112			
154		73			
155		41			
156		30			
157		60			
計	9	6,232	69	537	490

適用職員数

7,337 人

研究職給料表

号 給	1級	2級	3級	4級	5級
	人	人	人	人	人
1					
2					
3					
4					
5			3		
6		3			
7					
8					
9			3		
10					
11		4	1		
12					
13			3		
14					
15					
16		2			
17		1	5		
18			1		
19		1	3		
20		3			
21			4		
22		1	1		
23					
24		1			
25			6		
26					1
27			1		
28		6	2		
29		1	1		1
30					
31		1			6
32					
33					1
34			6		1
35					1
36					
37					3
38					
39			2		1
40			1		
41					2
42				1	1
43					
44					1
45			3		
46					
47			1	3	
48				2	
49				1	
50			1	1	
51		1			
52				1	
53			3	2	
54				1	
55				1	
56				1	
57		1	1	2	
58			1	3	
59			2	2	
60				1	
61			1	1	
62				1	
63				1	
64					
65			2	4	
66			2	1	
67			1	2	
68					
69			1	3	
70			1		
71				2	
72					
73			4	7	
74					
75					
76			1		

研究職給料表

号 給	1級	2級	3級	4級	5級
	人	人	人	人	人
77					
78					
79			1		
80			2		
81			1		
82			2		
83			1		
84		1			
85			2		
86			1		
87			1		
88					
89			4		
90					
91					
92					
93					
94					
95					
96					
97					
98					
99					
100					
101					
102					
103					
104					
105					
106					
107					
108					
109					
110					
111					
112					
113					
114					
115					
116					
117					
118					
119					
120					
121		2			
計		29	83	44	19

適用職員数

175 人

医療職給料表（一）

号 給	1 級	2 級	3 級	4 級
1	人	人	人	人
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13		1	1	
14				
15				
16				
17	1			
18				
19				1
20				1
21				
22				
23				
24				
25				
26				
27				
28			1	
29			1	
30				
31				
32				
33				
34				
35				
36				
37				
38				1
39				
40				
41			1	
42				
43				
44				
45			1	
46			1	
47				
48				
49				1
50				2
51				
52				
53				1
54				
55				
56				1
57				1
58				2
59				
60				
61				1
62				
63				
64				
65			1	1
66				
67				
68				
69				
70				
71				
72				
73				
74				
75				
76				

医療職給料表（一）

号 給	1 級	2 級	3 級	4 級
77	人	人	人	人
78			1	
79				
80				
81				
82				
83				
84				
85				
86				
87				
88				
89				
90				
91				
92				
93				
94				
95				
96				
97				
計	1	1	8	13

適用職員数	23 人
-------	------

医療職給料表(二)

号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	人	人	人	人	人	人	人
1							
2							
3							
4							
5							
6		1					
7			1				
8			1				
9		1		2			
10		1					
11		2	3				
12				2			
13			2	1			
14				1			
15				1			
16			5	1			
17		1	1				
18		1	2	1			
19		3					
20		3	1	2			
21			2	2			
22							
23			1				
24							
25		1					
26			1				
27		1		1			
28		1					8
29				1			
30				2			1
31			1	4			1
32				2			
33							
34				1			
35				3	1		
36							1
37			1	1			
38				1	1		
39				3	1		1
40							1
41						1	
42			1	1	2		
43				2		1	
44				1		3	
45					2		
46						2	
47					2	1	
48						5	1
49				1		1	
50				2	1	1	
51					1	2	
52					2	2	
53				3	3	1	
54					5	3	
55				1	4	1	
56					2		
57					3	2	
58				2	3	3	
59				2	2	2	
60					1	4	
61					1		
62				1	2		
63				1	1	6	
64						4	
65				1		8	
66				1	3		
67					1		
68					3		
69				1	1		
70							
71				2	1		
72				3	1		
73				2			
74				2			
75							
76				1			

医療職給料表(二)

号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
77	人	人	人	人	人	人	人
78					2		
79					1		
80							
81				1			
82							
83							
84							
85					3		
86							
87							
88							
89							
90							
91							
92							
93							
94							
95							
96							
97							
98							
99							
100							
101							
102							
103							
104							
105							
106							
107							
108							
109							
110							
111							
112							
113			1				
計		16	24	63	56	53	14

適用職員数	226 人
-------	-------

医療職給料表(三)

号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	人	人	人	人	人	人
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7			1			
8						
9				1		
10			3			
11						
12						
13						
14				1		
15		1				
16			1			
17			3			
18		1		1		
19					1	
20						
21		1		1		
22		1	3	1		
23		1				
24						
25		1				
26					2	
27					5	
28						
29		1				
30						
31					1	
32		1	1			
33						
34						
35		1				
36						
37				1		
38						
39			1			
40						
41						
42						
43						
44						2
45						
46						
47				2		1
48					1	1
49			1			
50				1	1	
51				1		1
52						
53						2
54						
55						
56						
57						
58						
59			1	1		
60						
61						
62				1	1	
63		1				
64						
65				1		
66					2	
67			1		1	
68						
69					1	
70			1			
71						
72						
73					2	
74				1	3	
75					1	
76						

医療職給料表(三)

号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
77	人	人	人	人	人	人
78				1	1	1
79				1		
80						
81			1	1		
82					1	
83					1	
84						
85						
86				1		
87						
88						
89			1	1	1	
90					2	
91						
92						
93					16	
94			2			
95						
96						
97			1			
98			1			
99				1		
100						
101						
102			1			
103						
104						
105						
106						
107			1			
108			1			
109						
110			1			
111						
112						
113				1		
114						
115						
116			1			
117						
118						
119						
120						
121						
122						
123						
124						
125			12			
126						
127						
128						
129						
130						
131						
132						
133						
134						
135						
136						
137						
138						
139						
140						
141						
142						
143						
144						
145						
146						
147						
148						
149						
150						
151						
152						

医療職給料表(三)

号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
153	人	人	人	人	人	人
154						
155						
156						
157						
158						
159						
160						
161						
162						
163						
164						
165						
166						
167						
168						
169						
計		10	40	29	37	7
適用職員数					123 人	

任期付職員の給料表別人員

給料表	職員数	摘要
特定任期付職員給料表	1人	特定任期付職員
行政職給料表	2	上記以外の任期付職員
教育職給料表（二）	2	
研究職給料表	1	
医療職給料表（一）	2	
計	8	

- (注) 1 特定任期付職員給料表とは、一般職の任期付職員の採用に関する条例第4条第1項に定める給料表をいう。
 2 特定任期付職員とは、一般職の任期付職員の採用等に関する条例第2条第1項に規定により任期を定めて採用された職員をいう。
 3 上記以外の任期付職員とは、一般職の任期付職員の採用等に関する条例第2条第2項に規定により任期を定めて採用された職員をいう。
 4 行政職給料表、教育職給料表（二）、研究職給料表及び医療職給料表（一）の適用を受ける任期付職員は、本表以外には含まない。

第14表 職員の給料表別、学歴別、年齢別平均給料月額等

給料表

行政職

役職

部長

年 齢	大 学 卒		短 大 卒		高 校 卒		中 学 卒		計	
	職員数	平均給料月額	職員数	平均給料月額	職員数	平均給料月額	職員数	平均給料月額	職員数	平均給料月額
歳	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円
18										
19										
20										
21										
22										
23										
24										
25										
26										
27										
28										
29										
30										
31										
32										
33										
34										
35										
36										
37										
38										
39										
40										
41	1	503,200							1	503,200
42										
43										
44										
45										
46										
47										
48										
49										
50	2	520,300							2	520,300
51										
52										
53										
54										
55	2	478,550							2	478,550
56										
57	2	479,500			1	494,200			3	484,400
58	7	478,586			1	476,500			8	478,325
59	6	484,783							6	484,783
60										
計	20	485,935			2	485,350			22	485,882
平均年齢		56.2 歳		歳		57.5 歳		歳		56.3 歳

(注) 平均給料月額には、平成18年の給料表切替えに伴う経過措置額を含むが、「給料の調整額」及び「教職調整額」を含まない(以下第14表の各表において同じ。)

給料表

行政職

役職

次長

年 齢	大 学 卒		短 大 卒		高 校 卒		中 学 卒		計	
	職員数	平均給料月額	職員数	平均給料月額	職員数	平均給料月額	職員数	平均給料月額	職員数	平均給料月額
歳	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円
18										
19										
20										
21										
22										
23										
24										
25										
26										
27										
28										
29										
30										
31										
32										
33										
34										
35	1	433,900							1	433,900
36										
37										
38										
39										
40										
41										
42										
43										
44										
45										
46										
47										
48										
49										
50	2	453,550							2	453,550
51	1	463,000							1	463,000
52										
53	1	460,000							1	460,000
54	3	449,567							3	449,567
55	2	443,650			2	452,850			4	448,250
56	5	449,040			1	441,000			6	447,700
57	3	426,900			1	460,800			4	435,375
58	5	428,360	1	424,900	3	428,600			9	428,056
59	13	428,723			2	453,100			15	431,973
60										
計	36	437,253	1	424,900	9	444,389			46	438,380
平均年齢		56.0 歳		58.0 歳		57.2 歳		歳		56.3 歳

給料表

行政職

役職

課長

年 齢	大 学 卒		短 大 卒		高 校 卒		中 学 卒		計	
	職員数	平均給料月額	職員数	平均給料月額	職員数	平均給料月額	職員数	平均給料月額	職員数	平均給料月額
歳	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円
18										
19										
20										
21										
22										
23										
24										
25										
26										
27										
28										
29										
30										
31										
32										
33										
34	1	397,000							1	397,000
35										
36	1	363,800							1	363,800
37										
38										
39										
40										
41										
42										
43										
44	2	416,000							2	416,000
45										
46	2	403,950			1	402,000			3	403,300
47										
48	5	410,640							5	410,640
49	12	400,350	1	401,700					13	400,454
50	10	408,450			1	402,600			11	407,918
51	19	408,211			2	419,950			21	409,329
52	21	409,671	1	405,300	4	403,575			26	408,565
53	24	406,579	1	404,400	3	402,300			28	406,043
54	28	408,793	1	402,600	3	412,800			32	408,975
55	21	407,976	2	404,950	10	403,290			33	406,373
56	26	407,888			21	405,833			47	406,970
57	31	406,194	2	402,150	8	402,238	1	402,600	42	405,162
58	22	406,836			8	402,300	1	404,100	31	405,577
59	35	404,023	1	401,400	7	405,657			43	404,228
60										
計	260	406,775	9	403,289	68	404,932	2	403,350	339	406,293
平均年齢	54.3 歳		54.5 歳		55.6 歳		57.5 歳		54.6 歳	

給料表

行政職

役職

課長補佐

年 齢	大 学 卒		短 大 卒		高 校 卒		中 学 卒		計	
	職員数	平均給料月額	職員数	平均給料月額	職員数	平均給料月額	職員数	平均給料月額	職員数	平均給料月額
歳	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円
18										
19										
20										
21										
22										
23										
24										
25										
26										
27										
28										
29	1	281,200							1	281,200
30										
31										
32										
33										
34										
35										
36										
37										
38										
39										
40	1	386,500							1	386,500
41										
42	1	369,400			1	362,800			2	366,100
43	2	371,700							2	371,700
44	7	367,029			2	362,750			9	366,078
45	17	370,600							17	370,600
46	27	379,041			7	372,086	1	368,300	35	377,343
47	49	379,837	1	368,300	4	380,325			54	379,659
48	55	384,351	3	385,867	12	383,258			70	384,229
49	49	385,198	1	387,100	16	386,394			66	385,517
50	65	387,394	3	387,933	17	386,900	1	372,800	86	387,145
51	53	386,821			17	387,935	2	379,600	72	386,883
52	55	386,953	4	390,575	18	389,311			77	387,692
53	49	391,153	4	389,525	29	391,286	1	388,200	83	391,086
54	57	391,230	3	393,000	13	391,292			73	391,314
55	51	391,041	2	389,050	21	389,814	3	383,033	77	390,343
56	51	391,567	5	392,040	24	391,642	1	371,500	81	391,370
57	41	391,790	5	389,360	17	392,529	1	385,100	64	391,692
58	41	391,232	6	391,950	18	389,839			65	390,912
59	31	391,642	2	390,600	8	391,600	2	382,500	43	391,160
60										
計	703	387,054	39	389,595	224	388,473	12	379,933	978	387,393
平均年齢	51.9 歳		54.1 歳		53.0 歳		53.9 歳		52.3 歳	

給料表

行政職

役職

係長

年 齢	大 学 卒		短 大 卒		高 校 卒		中 学 卒		計	
	職員数	平均給料月額	職員数	平均給料月額	職員数	平均給料月額	職員数	平均給料月額	職員数	平均給料月額
歳	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円
18										
19										
20										
21										
22										
23										
24										
25										
26										
27										
28										
29										
30										
31										
32										
33										
34	3	282,667							3	282,667
35	3	286,300			1	275,300			4	283,550
36	1	285,500			1	285,500			2	285,500
37	9	299,789			2	305,950			11	300,909
38	12	308,867			5	319,240			17	311,918
39	17	311,453			6	325,450			23	315,104
40	17	328,876			14	336,479			31	332,310
41	26	332,685	1	317,500	13	335,631			40	333,263
42	31	346,803			15	352,600	2	342,750	48	348,446
43	47	354,334	1	358,100	26	357,796	1	348,200	75	355,503
44	59	361,242	1	362,100	20	363,750			80	361,880
45	63	364,989	3	365,433	29	360,331	1	364,600	96	363,592
46	60	364,995	1	370,600	27	367,163	2	367,900	90	365,772
47	42	370,698	4	359,925	24	369,550	3	369,733	73	369,690
48	47	373,732	7	364,471	18	372,272	4	370,275	76	372,351
49	24	373,092	4	371,550	19	373,011	2	367,600	49	372,710
50	40	375,368	5	374,180	19	370,616			64	373,864
51	17	377,429	1	377,000	18	375,872	1	347,600	37	375,854
52	17	378,641			16	374,475			33	376,621
53	18	378,494	2	381,000	19	375,405			39	377,118
54	9	370,444	4	376,875	12	371,933	1	370,600	26	372,127
55	7	379,729			11	377,127			18	378,139
56	5	379,480	1	381,000	13	373,369			19	375,379
57	6	379,633			5	363,620			11	372,355
58	4	381,000	2	379,800	7	368,671			13	374,177
59	4	373,950	2	381,000	5	367,207			11	372,167
60										
計	588	359,696	39	369,277	345	363,230	17	363,400	989	361,370
平均年齢	45.9 歳		49.7 歳		47.6 歳		47.0 歳		46.7 歳	

給料表

行政職

役職

主任主事等

年 齢	大 学 卒		短 大 卒		高 校 卒		中 学 卒		計	
	職員数	平均給料月額	職員数	平均給料月額	職員数	平均給料月額	職員数	平均給料月額	職員数	平均給料月額
歳	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円
18										
19										
20										
21										
22										
23										
24										
25										
26										
27										
28										
29	50	243,340	1	243,500	6	244,750			57	243,491
30	49	248,218			9	244,000			58	247,564
31	70	252,759	1	252,100	6	249,283			77	252,479
32	96	257,964	1	258,200	9	254,467			106	257,669
33	69	264,329	1	243,500	7	267,643			77	264,360
34	66	269,736	1	256,500	9	268,533			76	269,420
35	64	278,194			10	272,830			74	277,469
36	70	285,376	2	267,600	8	285,550			80	284,949
37	58	289,124	2	265,800	9	294,600			69	289,162
38	38	296,384	2	293,800	13	301,523	1	300,600	54	297,604
39	23	301,022			13	307,685			36	303,428
40	15	311,553			10	314,520	1	317,500	26	312,923
41	5	311,300	1	250,800	5	324,040			11	311,591
42	4	320,650	1	319,000	7	327,457	2	326,950	14	324,836
43	6	298,333	1	327,300	13	326,531			20	318,110
44	8	309,338	1	332,300	9	330,544			18	321,217
45	7	323,314	2	333,550	4	338,975			13	329,708
46	6	317,300	3	335,767	6	333,433			15	327,447
47	4	340,125	5	339,400	10	339,340			19	339,521
48	5	341,260	3	341,700	5	335,660	1	336,400	14	339,007
49	6	326,733			4	339,225			10	331,730
50	4	343,600	2	343,400	6	341,350			12	342,442
51	3	331,000			7	345,329	1	345,500	11	341,436
52	5	347,680			5	341,800	1	345,900	11	344,845
53	5	350,000	1	345,900	5	345,960			11	347,791
54	1	350,000			3	348,267	1	349,500	5	348,860
55	1	350,000			3	347,433	1	348,500	5	348,160
56	1	350,000			4	350,000			5	350,000
57					1	339,500			1	339,500
58	1	350,000			3	349,633			4	349,725
59	1	350,000			2	347,750			3	348,500
60										
計	741	275,495	31	308,606	211	307,404	9	333,089	992	283,839
平均年齢		35.0 歳		42.2 歳		41.3 歳		46.8 歳		36.7 歳

給料表

行政職

役職

主事・技師

年 齢	大 学 卒		短 大 卒		高 校 卒		中 学 卒		計	
	職員数	平均給料月額	職員数	平均給料月額	職員数	平均給料月額	職員数	平均給料月額	職員数	平均給料月額
歳	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円
18					19	151,768			19	151,768
19					23	155,570			23	155,570
20			5	166,240	23	162,313			28	163,014
21			4	169,600	16	168,231			20	168,505
22	57	183,975	1	182,200	18	178,372			76	182,625
23	66	191,177	1	192,200	30	189,140			97	190,558
24	60	197,967	1	201,200	21	195,214			82	197,301
25	66	206,126	1	198,400	17	205,641			84	205,936
26	67	214,740			16	213,869			83	214,572
27	108	219,975			19	219,384			127	219,887
28	85	226,105			16	223,700			101	225,724
29	42	230,090			8	230,000			50	230,076
30	18	230,439			2	220,600			20	229,455
31	10	228,880			1	238,300			11	229,736
32	2	234,900	1	235,400					3	235,067
33	1	236,900							1	236,900
34	1	235,400			1	241,900			2	238,650
35	1	236,900			2	224,000			3	228,300
36	1	249,800							1	249,800
37	1	286,600			2	237,350			3	253,767
38										
39										
40										
41					1	239,500			1	239,500
42	1	301,000							1	301,000
43										
44										
45										
46										
47										
48										
49										
50										
51										
52			1	295,600					1	295,600
53										
54										
55										
56	1	297,400							1	297,400
57										
58										
59										
60										
計	588	211,505	15	187,640	235	189,191			838	204,820
平均年齢	26.0 歳		24.1 歳		23.4 歳		歳		25.2 歳	

給料表

行政職

役職

計

年 齢	大 学 卒		短 大 卒		高 校 卒		中 学 卒		計	
	職員数	平均給料月額	職員数	平均給料月額	職員数	平均給料月額	職員数	平均給料月額	職員数	平均給料月額
歳	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円
18					19	151,768			19	151,768
19					23	155,570			23	155,570
20			5	166,240	23	162,313			28	163,014
21			4	169,600	16	168,231			20	168,505
22	57	183,975	1	182,200	18	178,372			76	182,625
23	66	191,177	1	192,200	30	189,140			97	190,558
24	60	197,967	1	201,200	21	195,214			82	197,301
25	66	206,126	1	198,400	17	205,641			84	205,936
26	67	214,740			16	213,869			83	214,572
27	108	219,975			19	219,384			127	219,887
28	85	226,105			16	223,700			101	225,724
29	93	237,763	1	243,500	14	236,321			108	237,630
30	67	243,442			11	239,745			78	242,921
31	80	249,774	1	252,100	7	247,714			88	249,636
32	98	257,493	2	246,800	9	254,467			109	257,047
33	70	263,937	1	243,500	7	267,643			78	264,008
34	71	271,592	1	256,500	10	265,870			82	270,710
35	69	280,204			13	265,508			82	277,874
36	73	285,964	2	267,600	9	285,544			84	285,482
37	68	290,499	2	265,800	13	287,538			83	289,440
38	50	299,380	2	293,800	18	306,444	1	300,600	71	301,031
39	40	305,455			19	313,295			59	307,980
40	33	322,748			24	327,329	1	317,500	58	324,553
41	32	334,672	2	284,150	19	327,521			53	330,202
42	37	343,349	1	319,000	23	345,391	4	334,850	65	343,174
43	55	348,856	2	342,700	39	347,374	1	348,200	97	348,127
44	76	357,753	2	347,200	31	354,045			109	356,505
45	87	362,732	5	352,680	33	357,742	1	364,600	126	361,041
46	95	366,795	4	344,475	41	363,917	3	368,033	143	365,371
47	95	374,124	10	350,500	38	362,734	3	369,733	146	369,451
48	112	379,145	13	364,154	35	370,809	5	363,500	165	375,721
49	91	380,148	6	379,167	39	375,036	2	367,600	138	378,479
50	123	387,007	10	372,150	43	373,714	1	372,800	177	382,858
51	93	388,492	1	377,000	44	377,677	4	363,075	142	384,344
52	98	388,376	6	377,200	43	379,593	1	345,900	148	385,084
53	97	391,209	8	383,800	56	382,441	1	388,200	162	387,794
54	98	395,704	8	386,138	31	381,716	2	360,050	139	391,521
55	84	397,180	4	397,000	47	389,689	4	374,400	139	393,986
56	89	397,360	6	390,200	63	390,741	1	371,500	159	394,304
57	83	399,673	7	393,014	33	394,045	2	393,850	125	397,722
58	80	404,460	9	392,911	40	390,685	1	404,100	130	399,419
59	90	406,773	5	388,920	24	392,089	2	382,500	121	402,722
60										
計	2,936	321,297	134	343,522	1,094	323,729	40	363,538	4,204	323,040
平均年齢	41.6 歳		46.8 歳		42.9 歳		49.6 歳		42.1 歳	

給料表

公安職

役職

計

年 齢	大 学 卒		短 大 卒		高 校 卒		中 学 卒		計	
	職員数	平均給料月額	職員数	平均給料月額	職員数	平均給料月額	職員数	平均給料月額	職員数	平均給料月額
歳	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円
18					23	173,400			23	173,400
19					32	180,200			32	180,200
20					39	188,992			39	188,992
21					35	198,400			35	198,400
22	30	203,800			34	207,265			64	205,641
23	45	211,576			39	214,431			84	212,901
24	35	225,097			43	223,772			78	224,367
25	39	228,662			38	231,561			77	230,092
26	43	238,526			29	237,552			72	238,133
27	46	244,033			38	246,774			84	245,273
28	41	250,800			40	251,618			81	251,204
29	58	254,459			31	256,113			89	255,035
30	45	259,631			28	259,714			73	259,663
31	76	267,178			27	265,785			103	266,813
32	51	271,659			32	278,169			83	274,169
33	78	283,700			35	283,803			113	283,732
34	73	294,351			11	291,400			84	293,964
35	79	301,435			32	300,822			111	301,259
36	77	308,581			34	322,950			111	312,982
37	75	321,099			18	323,439			93	321,552
38	78	326,274			18	332,333			96	327,410
39	63	343,202	1	343,600	20	332,155			84	340,576
40	54	348,276			16	343,106			70	347,094
41	50	361,522	1	375,900	22	363,705			73	362,377
42	59	365,129			21	368,100			80	365,909
43	63	373,549			26	379,227			89	375,208
44	50	391,320	1	381,600	34	386,191			85	389,154
45	46	394,393	1	403,500	13	387,477			60	393,047
46	44	401,841	1	392,000	30	397,453			75	399,955
47	53	402,685	3	411,233	30	398,967			86	401,686
48	57	410,046	4	404,225	25	400,352			86	406,957
49	44	406,732	1	389,500	20	400,645			65	404,594
50	37	410,057	1	389,200	29	406,959			67	408,404
51	24	414,992	2	402,450	24	408,508			50	411,378
52	37	407,886			21	410,510			58	408,836
53	29	407,321			23	415,726			52	411,038
54	21	410,643			17	420,282			38	414,955
55	26	418,512			21	413,186			47	416,132
56	24	415,875			29	425,897			53	421,358
57	25	405,433			28	417,914			53	412,027
58	32	414,509			31	422,358			63	418,371
59	34	413,126	2	401,900	38	419,050			74	415,865
60										
計	1,841	329,207	18	396,367	1,174	313,080			3,033	323,363
平均年齢	38.9 歳		48.1 歳		37.1 歳		歳		38.2 歳	

給料表

海事職

役職

計

年 齢	大 学 卒		短 大 卒		高 校 卒		中 学 卒		計	
	職員数	平均給料月額	職員数	平均給料月額	職員数	平均給料月額	職員数	平均給料月額	職員数	平均給料月額
歳	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円
18					2	175,200			2	175,200
19										
20										
21										
22					1	219,600			1	219,600
23					2	238,800			2	238,800
24										
25										
26			3	251,900	1	254,400	1	261,600	5	254,340
27										
28										
29										
30										
31										
32	1	308,900	1	313,900					2	311,400
33										
34					1	333,300			1	333,300
35							1	268,500	1	268,500
36										
37							1	256,600	1	256,600
38							1	284,800	1	284,800
39			1	349,900					1	349,900
40					1	340,000			1	340,000
41			1	364,400	1	340,000	1	362,000	3	355,467
42			2	358,950					2	358,950
43			1	369,100	2	360,150	1	316,100	4	351,375
44			2	370,150			2	366,550	4	368,350
45			2	371,900					2	371,900
46	1	373,200	1	373,700	2	365,850	1	284,800	5	352,680
47			1	376,000	3	369,533			4	371,150
48					1	377,900	1	414,400	2	396,150
49	1	376,000	1	379,400					2	377,700
50					1	378,900			1	378,900
51			2	382,150	1	374,200			3	379,500
52			4	389,425					4	389,425
53			2	409,550					2	409,550
54	1	383,300	2	423,700	3	399,233	1	383,300	7	401,671
55			6	424,333					6	424,333
56	1	425,900			2	414,000			3	417,967
57					1	279,000			1	279,000
58							1	369,600	1	369,600
59					2	392,850	3	392,133	5	392,420
60										
計	5	373,460	32	375,581	27	336,937	15	340,747	79	355,625
平均年齢	47.4 歳		46.5 歳		43.0 歳		46.0 歳		45.3 歳	

給料表

教育職二

役職

計

年 齢	大 学 卒		短 大 卒		高 校 卒		中 学 卒		計	
	職員数	平均給料月額	職員数	平均給料月額	職員数	平均給料月額	職員数	平均給料月額	職員数	平均給料月額
歳	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円
18										
19					1	164,500			1	164,500
20					1	166,100			1	166,100
21					2	181,300			2	181,300
22	25	204,600							25	204,600
23	28	211,393			1	183,500			29	210,431
24	37	218,522							37	218,522
25	40	228,280	2	221,350	1	213,100			43	227,605
26	32	239,306							32	239,306
27	41	248,534			1	235,200			42	248,217
28	52	258,252	1	233,600	1	214,800			54	256,991
29	33	267,261			1	256,200			34	266,935
30	69	272,830			3	246,867			72	271,749
31	54	282,239							54	282,239
32	58	288,972	2	267,800	1	241,200			61	287,495
33	58	294,260	2	274,750					60	293,610
34	40	306,758	1	309,600	5	269,100			46	302,726
35	51	315,010	2	290,050	3	272,867			56	311,861
36	58	319,259	1	316,300					59	319,208
37	67	331,210							67	331,210
38	65	339,763	1	316,300	2	291,850			68	338,009
39	54	348,213			2	283,050			56	345,886
40	81	350,951	1	304,300	1	273,100			83	349,451
41	82	358,327	1	300,000	1	354,800			84	357,590
42	101	363,736	3	315,867	3	285,733			107	360,207
43	113	370,068	5	319,620	2	283,600			120	366,525
44	99	376,802	3	350,467	2	296,900			104	374,506
45	96	380,871	3	359,467	2	306,700			101	378,766
46	106	393,754	3	365,800	2	304,450			111	391,389
47	138	394,983	3	372,700	2	324,350			143	393,527
48	116	397,631	6	348,883	4	372,950	1	325,700	127	393,984
49	97	404,360	4	377,550	6	384,983			107	402,271
50	108	411,439	4	399,875	7	366,800			119	408,424
51	119	413,642	3	401,933	12	366,950			134	409,199
52	118	417,958	6	384,333	7	346,300	1	326,500	132	411,937
53	125	418,880	5	363,320	3	392,533			133	416,197
54	113	422,644	6	373,217	8	376,938	1	377,200	128	417,116
55	90	419,747	3	413,733	1	412,800			94	419,481
56	91	424,308	12	396,742	4	397,375			107	420,209
57	104	425,678	4	369,650	8	397,888	1	358,300	117	421,286
58	105	421,969			5	398,740			110	420,913
59	94	425,595	4	361,400	5	387,560			103	421,255
60										
計	2,958	367,163	91	356,879	110	337,415	4	346,925	3,163	365,807
平均年齢		44.3 歳		48.2 歳		46.7 歳		52.7 歳		44.5 歳

給料表

教育職三

役職

計

年 齢	大 学 卒		短 大 卒		高 校 卒		中 学 卒		計	
	職員数	平均給料月額	職員数	平均給料月額	職員数	平均給料月額	職員数	平均給料月額	職員数	平均給料月額
歳	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円
18										
19										
20			2	180,000					2	180,000
21			3	188,600					3	188,600
22	149	204,591							149	204,591
23	165	211,399	2	209,850					167	211,381
24	172	220,267	2	216,050					174	220,219
25	169	229,226	1	221,300					170	229,179
26	148	240,339							148	240,339
27	141	249,657							141	249,657
28	131	258,137	1	232,500					132	257,942
29	131	266,844	1	258,700					132	266,783
30	110	273,367	1	258,700					111	273,235
31	103	280,236	1	253,800					104	279,982
32	109	286,384	1	281,100					110	286,336
33	104	294,458	3	276,767					107	293,962
34	98	302,013	6	285,983					104	301,088
35	86	310,828	4	301,925					90	310,432
36	99	318,757							99	318,757
37	100	330,799	2	309,900					102	330,389
38	97	336,938	1	311,900					98	336,683
39	100	346,155	6	326,617					106	345,049
40	96	353,958	3	354,500					99	353,975
41	103	362,915	3	331,300					106	362,020
42	120	365,603	3	315,533					123	364,381
43	168	372,636	6	349,750					174	371,847
44	133	377,555	11	334,691					144	374,281
45	154	380,794	11	365,282					165	379,759
46	160	385,983	19	372,711					179	384,574
47	214	390,636	19	381,847					233	389,919
48	254	394,703	25	381,568					279	393,526
49	236	399,179	24	391,571					260	398,477
50	235	402,213	45	393,756					280	400,854
51	257	405,941	47	400,209					304	405,055
52	294	408,167	47	402,143					341	407,336
53	280	408,712	40	404,700					320	408,210
54	291	413,658	47	405,081					338	412,466
55	270	411,849	54	405,667					324	410,819
56	272	410,596	59	405,575					331	409,701
57	351	413,425	71	404,585					422	411,938
58	285	415,745	56	404,795					341	413,947
59	268	415,501	57	407,247					325	414,054
60										
計	6,653	356,016	684	390,501					7,337	359,231
平均年齢	43.9 歳		52.0 歳		歳		歳		44.7 歳	

給料表

研究職

役職

計

年 齢	大 学 卒		短 大 卒		高 校 卒		中 学 卒		計	
	職員数	平均給料月額	職員数	平均給料月額	職員数	平均給料月額	職員数	平均給料月額	職員数	平均給料月額
歳	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円
18										
19										
20										
21										
22										
23	2	207,800							2	207,800
24	5	216,920							5	216,920
25	2	230,700							2	230,700
26	3	238,633							3	238,633
27	3	245,733							3	245,733
28	6	261,500	1	241,500					7	258,643
29	3	274,500							3	274,500
30	2	295,300							2	295,300
31	7	303,243							7	303,243
32	3	319,500							3	319,500
33	4	325,800							4	325,800
34	6	326,967							6	326,967
35	6	326,883							6	326,883
36	9	341,778							9	341,778
37	4	349,750							4	349,750
38	3	358,900							3	358,900
39										
40	4	350,800			1	363,300			5	353,300
41	1	377,100							1	377,100
42	1	372,600							1	372,600
43	5	378,320							5	378,320
44	3	380,233							3	380,233
45	8	378,413							8	378,413
46	4	392,350							4	392,350
47	10	395,040							10	395,040
48	5	409,520							5	409,520
49	5	413,500							5	413,500
50	4	388,350							4	388,350
51	8	424,688							8	424,688
52	2	426,550							2	426,550
53	4	433,325							4	433,325
54	5	435,480							5	435,480
55	6	443,300							6	443,300
56	10	444,330							10	444,330
57	6	465,233	1	412,200					7	457,657
58	9	462,689							9	462,689
59	4	456,900							4	456,900
60										
計	172	370,380	2	326,850	1	363,300			175	369,842
平均年齢	43.0 歳		42.5 歳		40.0 歳		歳		43.0 歳	

給料表

医療職一

役職

計

年 齢	大 学 卒		短 大 卒		高 校 卒		中 学 卒		計	
	職員数	平均給料月額	職員数	平均給料月額	職員数	平均給料月額	職員数	平均給料月額	職員数	平均給料月額
歳	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円
18										
19										
20										
21										
22										
23										
24										
25										
26										
27										
28	1	305,800							1	305,800
29										
30										
31										
32										
33										
34										
35										
36										
37	1	429,900							1	429,900
38										
39	1	465,800							1	465,800
40	1	463,700							1	463,700
41										
42	1	490,100							1	490,100
43	2	497,950							2	497,950
44	1	510,100							1	510,100
45	1	512,100							1	512,100
46	1	370,600							1	370,600
47										
48										
49	2	532,100							2	532,100
50	2	558,850							2	558,850
51	1	559,300							1	559,300
52										
53	2	546,250							2	546,250
54										
55	1	564,600							1	564,600
56										
57	1	571,600							1	571,600
58	1	568,900							1	568,900
59	1	563,700							1	563,700
60	1	565,500							1	565,500
61										
62										
63										
64	1	565,500							1	565,500
65										
計	23	512,065							23	512,065
平均年齢	48.4 歳				歳				歳	

給料表

医療職二

役職

計

年 齢	大 学 卒		短 大 卒		高 校 卒		中 学 卒		計	
	職員数	平均給料月額	職員数	平均給料月額	職員数	平均給料月額	職員数	平均給料月額	職員数	平均給料月額
歳	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円
18										
19										
20										
21										
22										
23	2	199,400							2	199,400
24	3	207,300	1	200,900					4	205,700
25	1	216,800							1	216,800
26	4	217,650							4	217,650
27	6	233,600	1	216,800					7	231,200
28	11	240,282	1	245,300					12	240,700
29	2	252,300							2	252,300
30	5	255,780							5	255,780
31	2	256,100	1	262,100					3	258,100
32	5	264,980							5	264,980
33	1	273,200							1	273,200
34	5	285,240	1	291,400					6	286,267
35	3	286,367							3	286,367
36	7	294,729	1	300,300					8	295,425
37	3	298,200							3	298,200
38	7	304,600	1	313,200					8	305,675
39	2	337,400							2	337,400
40	5	319,500							5	319,500
41	5	347,360	2	329,250					7	342,186
42	2	341,500	1	334,500					3	339,167
43	7	361,043	1	340,600					8	358,488
44	11	354,273	3	335,733					14	350,300
45	5	363,740	1	339,700					6	359,733
46	7	363,771	2	373,400					9	365,911
47	1	398,200	4	357,800					5	365,880
48	5	388,860	4	366,800					9	379,056
49	8	396,813	3	373,233					11	390,382
50	5	391,400	3	375,600					8	385,475
51	6	394,833	4	387,775					10	392,010
52	3	378,600	2	390,550					5	383,380
53	7	407,043	2	402,750					9	406,089
54	2	405,250	1	406,000					3	405,500
55	4	405,975	2	391,300					6	401,083
56	4	410,550	5	394,680					9	401,733
57	6	418,283	3	412,733					9	416,433
58	6	417,867							6	417,867
59	8	417,850							8	417,850
60										
計	176	336,180	50	358,802					226	341,185
平均年齢	42.3 歳		47.2 歳		歳		歳		43.4 歳	

給料表

医療職三

役職

計

年 齢	大 学 卒		短 大 卒		高 校 卒		中 学 卒		計	
	職員数	平均給料月額	職員数	平均給料月額	職員数	平均給料月額	職員数	平均給料月額	職員数	平均給料月額
歳	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円
18										
19										
20										
21										
22										
23	1	218,100							1	218,100
24	3	225,500							3	225,500
25	3	233,933							3	233,933
26	1	243,200							1	243,200
27	3	251,600							3	251,600
28	2	255,900							2	255,900
29	3	258,933							3	258,933
30	3	260,000							3	260,000
31	2	269,500							2	269,500
32	1	263,600							1	263,600
33	3	283,667							3	283,667
34	6	291,267							6	291,267
35	3	289,267							3	289,267
36	3	306,433	1	277,400					4	299,175
37										
38	2	322,100							2	322,100
39	1	327,400	1	326,100					2	326,750
40	1	337,600							1	337,600
41	1	340,900	3	338,800					4	339,325
42			1	336,800					1	336,800
43	1	357,000	3	315,133					4	325,600
44	3	362,233	2	351,250					5	357,840
45	5	371,440	2	349,250					7	365,100
46	3	377,033	2	349,750					5	366,120
47	3	379,433	5	374,940					8	376,625
48	2	388,400	1	358,600					3	378,467
49	2	391,300	1	379,300					3	387,300
50	2	391,750	3	380,700	1	355,700			6	380,217
51	4	392,600	2	362,600					6	382,600
52										
53	2	392,600	6	381,933					8	384,600
54	1	392,600	5	387,740					6	388,550
55	2	406,750	3	362,600					5	380,260
56	1	392,600	1	362,600					2	377,600
57	1	362,600	1	392,600					2	377,600
58	2	401,550	1	384,000					3	395,700
59	2	412,150							2	412,150
60										
計	78	325,114	44	362,268	1	355,700			123	338,654
平均年齢	39.8 歳		48.7 歳		50.0 歳		歳		43.1 歳	

第15表 職員の給料表別、性別、年齢別職員数

年齢	行政職給料表		公安職給料表		海事職給料表		教育職給料表二		教育職給料表三	
	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
歳	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
18	15	4	17	6	2					
19	14	9	20	12			1			
20	18	10	28	11			1			2
21	8	12	30	5			2			3
22	32	44	49	15	1		6	19	49	100
23	55	42	73	11	2		6	23	51	116
24	47	35	62	16			14	23	58	116
25	41	43	63	14			20	23	56	114
26	51	32	63	9	5		11	21	51	97
27	80	47	70	14			28	14	57	84
28	55	46	71	10			37	17	50	82
29	67	41	79	10			23	11	64	68
30	51	27	64	9			44	28	57	54
31	63	25	95	8			25	29	42	62
32	80	29	77	6	2		32	29	47	63
33	50	28	98	15			38	22	43	64
34	59	23	75	9	1		27	19	44	60
35	62	20	103	8	1		34	22	51	39
36	54	30	99	12			33	26	54	45
37	61	22	85	8	1		43	24	50	52
38	52	19	94	2	1		42	26	52	46
39	41	18	74	10	1		29	27	45	61
40	43	15	67	3	1		44	39	37	62
41	39	14	69	4	3		43	41	46	60
42	47	18	74	6	2		64	43	47	76
43	73	24	77	12	4		67	53	89	85
44	78	31	78	7	4		55	49	58	86
45	86	40	54	6	2		58	43	73	92
46	108	35	71	4	5		56	55	81	98
47	103	43	82	4	4		79	64	108	125
48	113	52	79	7	2		79	48	121	158
49	106	32	60	5	2		59	48	124	136
50	127	50	65	2	1		60	59	122	158
51	110	32	48	2	3		70	64	137	167
52	122	26	58		4		72	60	165	176
53	128	34	51	1	2		82	51	140	180
54	108	31	38		7		93	35	171	167
55	108	31	47		6		58	36	160	164
56	139	20	53		3		71	36	156	175
57	113	12	53		1		90	27	215	207
58	112	18	62	1	1		81	29	186	155
59	103	18	73	1	5		73	30	193	132
60										
61										
62										
63										
64										
65										
計	3,022	1,182	2,748	285	79		1,850	1,313	3,350	3,987

研究職給料表		医療職給料表一		医療職給料表二		医療職給料表三		合 計		
男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	計
人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
								34	10	44
								35	21	56
								47	23	70
								40	20	60
								137	178	315
2					2		1	189	195	384
4	1				4	1	2	186	197	383
2					1		3	182	198	380
1	2			2	2		1	184	164	348
2	1			2	5		3	239	168	407
3	4	1		1	11		2	218	172	390
3				1	1		3	237	134	371
2				1	4		3	219	125	344
2	5			2	1		2	229	132	361
1	2			3	2		1	242	132	374
2	2				1	1	2	232	134	366
5	1			3	3		6	214	121	335
3	3			3			3	257	95	352
6	3			6	2		4	252	122	374
3	1	1		2	1			246	108	354
1	2			5	3		2	247	100	347
		1		2			2	193	118	311
4	1		1	3	2		1	199	124	323
1				3	4	1	3	205	126	331
	1		1	2	1		1	236	147	383
3	2		2	7	1	1	3	321	182	503
2	1		1	8	6		5	283	186	469
5	3	1		3	3		7	282	194	476
3	1	1		5	4	1	4	331	201	532
9	1			2	3	1	7	388	247	635
5				5	4		3	404	272	676
2	3		2	9	2		3	362	231	593
4		1	1	8			6	388	276	664
8			1	6	4	1	5	383	275	658
2				3	2			426	264	690
4		2		7	2		8	416	276	692
5				3			6	425	239	664
6			1	4	2	1	4	390	238	628
10				8	1	1	1	441	233	674
7		1		7	2		2	487	250	737
8	1	1		6			3	457	207	664
4		1		8			2	460	183	643
		1						1		1
		1						1		1
134	41	13	10	140	86	9	114	11,345	7,018	18,363

第16表 職員の住居手当受給者の給料表別、住居種類別職員数及び平均家賃額等

給料表	区分	借 家 等						計
		公営住宅	公社公団住宅	民営借家	民営借間 (光熱費別)	民営借間 (光熱費込)	賄い付下宿	
全給料表	職員数 (人)	11	6	4,476	44	4	2	4,543
	手当受給者の構成比 (%)	0.2	0.1	98.6	1.0	0.1		100.0
	家賃額 (円)	54,290	56,650	58,721	55,625	78,000	50,500	58,691
	住居手当額 (円)	22,890	25,400	2,530	24,625	25,100	4,200	25,012
行政職給料表	職員数 (人)	1	1	946	29	2		979
	手当受給者の構成比 (%)	0.1	0.1	96.6	3.0	0.2		100.0
	家賃額 (円)	34,500	47,300	59,730	57,103	57,500		59,609
	住居手当額 (円)	14,700	21,100	25,150	25,134	22,850		25,130
公安職給料表	職員数 (人)			577				577
	手当受給者の構成比 (%)			100.0				100.0
	家賃額 (円)			58,393				58,393
	住居手当額 (円)			25,090				25,090
教育職給料表二	職員数 (人)	1		952	4			957
	手当受給者の構成比 (%)	0.1		99.5	0.4			100.0
	家賃額 (円)	56,000		59,904	50,250			59,859
	住居手当額 (円)	25,500		25,544	22,625			25,531
教育職給料表三	職員数 (人)	8	3	1,889	4	2	2	1,908
	手当受給者の構成比 (%)	0.4	0.2	99.0	0.2	0.1	0.1	100.0
	家賃額 (円)	56,712	61,600	57,679	53,125	98,500	50,500	57,707
	住居手当額 (円)	23,450	27,500	24,673	24,050	27,350	4,200	24,652
その他の給料表	職員数 (人)	1	2	112	7			122
	手当受給者の構成比 (%)	0.8	1.6	91.9	5.7			100.0
	家賃額 (円)	53,000	53,900	59,425	54,005			58,970
	住居手当額 (円)	24,000	24,400	25,360	23,985			25,254

(注) 構成比は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、空欄となっている場合があり、また、内訳の合計が計と一致しない場合がある。

第17表 職員の給料表別、家賃額別職員数等

家賃額	行政職給料表	公安職給料表	教育職給料表二	教育職給料表三	その他の給料表	計	職員数の割合
円	人	人	人	人	人	人	%
17,000 以下							
17,001 ~ 18,000							
18,001 ~ 19,000							
19,001 ~ 20,000	1			3		4	0.1
20,001 ~ 21,000							
21,001 ~ 22,000				1		1	0.0
22,001 ~ 23,000			1			1	0.0
23,001 ~ 24,000	1			1		2	0.0
24,001 ~ 25,000	2	1		2		5	0.1
25,001 ~ 26,000							
26,001 ~ 27,000							
27,001 ~ 28,000	1		2	3		6	0.1
28,001 ~ 29,000				1		1	0.0
29,001 ~ 30,000	4	2	4	15		25	0.6
30,001 ~ 31,000				2		2	0.0
31,001 ~ 32,000		1		3		4	0.1
32,001 ~ 33,000		3				3	0.1
33,001 ~ 34,000		1		1		2	0.0
34,001 ~ 35,000	8	5	3	16	1	33	0.7
35,001 ~ 36,000	3	2	1	4		10	0.2
36,001 ~ 37,000	2	1	1	1		5	0.1
37,001 ~ 38,000	2	2	5	19		28	0.6
38,001 ~ 39,000	5		2	8	1	16	0.4
39,001 ~ 40,000	21	8	15	65	3	112	2.5
40,001 ~ 41,000	4	3	4	10		21	0.5
41,001 ~ 42,000	8	5	2	22		37	0.8
42,001 ~ 43,000	11	8	9	27	3	58	1.3
43,001 ~ 44,000	8	5	2	14	1	30	0.7
44,001 ~ 45,000	36	22	32	67	3	160	3.5
45,001 ~ 46,000	8	6	10	28	4	56	1.2
46,001 ~ 47,000	19	6	13	32	3	73	1.6
47,001 ~ 48,000	19	16	15	41	1	92	2.0
48,001 ~ 49,000	11	9	16	28	1	65	1.4
49,001 ~ 50,000	60	37	64	159	8	328	7.2
50,001 ~ 51,000	14	9	10	22	2	57	1.3
51,001 ~ 52,000	23	16	22	33	3	97	2.1
52,001 ~ 53,000	22	22	28	67	5	144	3.2
53,001 ~ 54,000	32	17	23	39	2	113	2.5
54,001 ~ 55,000	86	39	67	137	8	337	7.4
55,001 ~ 56,000	35	20	37	62	4	158	3.5
56,001 ~ 57,000	23	15	29	63	2	132	2.9
57,001 ~ 58,000	49	20	37	77	8	191	4.2
58,001 ~ 59,000	24	14	26	41	4	109	2.4
59,001 ~ 60,000	52	43	67	137	11	310	6.8
60,001 ~ 61,000	26	18	18	31	3	96	2.1
61,001 ~ 65,000	104	89	168	219	15	595	13.1
65,001 以上	255	112	224	407	26	1,024	22.5
合計	979	577	957	1,908	122	4,543	100.0
平均手当額 (円)	25,130	25,090	25,531	24,651	25,254	25,012	—
平均家賃額 (円)	59,609	58,393	59,859	57,728	58,970	58,700	—

(注) 職員数の割合は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、空欄となっている場合があり、また、内訳の合計と合計が一致しない場合がある。

第18表 職員の通勤手当受給者の給料表別、通勤方法別職員数及び平均通勤手当額等（月額）

給料表	区分	交通機関利用者						交通用具使用者				
		電車	バス	鉄道	船	2種類以上の交通機関	計	自転車	バイク	自動車	交通機関との併用	計
全給料表	職員数(人)	383	1,609	574	4	138	2,708	98	706	10,008	933	11,745
	手当受給者の構成比(%)	14.1	59.5	21.2	0.1	5.1	100.0	0.8	6.0	85.3	7.9	100.0
	通勤手当額(円)	5,094	13,611	11,045	8,400	20,975	12,230	3,277	6,328	9,398	25,946	10,477
行政職給料表	職員数(人)	274	967	400		92	1,733	37	149	1,095	214	1,495
	手当受給者の構成比(%)	15.8	55.8	23.1		5.3	100.0	2.5	10.0	73.2	14.3	100.0
	通勤手当額(円)	5,150	13,923	11,780		21,812	12,460	3,203	6,381	12,335	27,697	13,715
公安職給料表	職員数(人)	74	431	110		16	631	50	497	683	144	1,374
	手当受給者の構成比(%)	11.7	68.4	17.4		2.5	100.0	3.6	36.2	49.7	10.5	100.0
	通勤手当額(円)	4,940	12,942	8,602		16,419	11,335	3,062	6,259	9,312	19,388	9,036
教育職給料表二	職員数(人)	5	59	18		10	92	1	5	2,079	324	2,409
	手当受給者の構成比(%)	5.4	64.1	19.6		10.9	100.0		0.2	86.4	13.4	100.0
	通勤手当額(円)	5,113	15,657	10,270		26,016	15,156	2,400	9,000	11,724	28,668	13,994
教育職給料表三	職員数(人)	22	113	23	4	17	179	7	49	5,823	184	6,063
	手当受給者の構成比(%)	12.3	63.2	12.8	2.2	9.5	100.0	0.1	0.8	96.1	3.0	100.0
	通勤手当額(円)	5,034	11,237	9,282	8,400	15,438	10,559	4,286	6,261	7,956	23,505	8,410
その他の給料表	職員数(人)	8	39	23		3	73	3	6	328	67	404
	手当受給者の構成比(%)	11.0	53.4	31.5		4.1	100.0	0.7	1.5	81.2	16.6	100.0
	通勤手当額(円)	4,751	17,065	12,318		34,187	14,924	5,700	9,000	10,613	27,991	13,435

(注) 構成比は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、内訳の合計と計が一致しない場合がある。

第19表 職員の交通機関利用者の給料表別、通勤手当額別（月額）職員数等

通勤手当額	行政職給料表	公安職給料表	教育職給料表二	教育職給料表三	その他の給料表	計	職員数の割合
円	人	人	人	人	人	人	%
3,000 以下	4		1		1	6	0.2
3,001 ~ 4,000	6	20				26	1.0
4,001 ~ 5,000	17	17	4	1		39	1.4
5,001 ~ 6,000	443	131	12	47	14	647	23.9
6,001 ~ 7,000	161	62	5	22	7	257	9.5
7,001 ~ 8,000	129	44	4	14	1	192	7.1
8,001 ~ 9,000	59	45	3	14	1	122	4.5
9,001 ~ 10,000	106	55	10	7	4	182	6.7
10,001 ~ 11,000	69	39	3	8	2	121	4.5
11,001 ~ 12,000	127	23	5	12	9	176	6.5
12,001 ~ 13,000	116	17	7	9	3	152	5.6
13,001 ~ 14,000	70	26	1	7	1	105	3.9
14,001 ~ 15,000	19	9	2	2	1	33	1.2
15,001 ~ 16,000	11	18	2	8	2	41	1.5
16,001 ~ 17,000	27	12	1	4	2	46	1.7
17,001 ~ 18,000	12	12		3		27	1.0
18,001 ~ 19,000	23	5	2	4		34	1.3
19,001 ~ 20,000	8	2	3	1		14	0.5
20,001 ~ 21,000	10	6	1			17	0.6
21,001 ~ 22,000	9	11		2	1	23	0.8
22,001 ~ 23,000	130	28	9	3	15	185	6.8
23,001 ~ 24,000	3	2	4	2	1	12	0.4
24,001 ~ 25,000	1	2		2		5	0.2
25,001 ~ 26,000	1	1		2		4	0.1
26,001 ~ 27,000	1				1	2	0.1
27,001 ~ 28,000	7					7	0.3
28,001 ~ 29,000	2					2	0.1
29,001 ~ 30,000	5			1	1	7	0.3
30,001 ~ 31,000	97	42	9	4	4	156	5.8
31,001 ~ 32,000							
32,001 ~ 33,000							
33,001 ~ 34,000	3					3	0.1
34,001 ~ 35,000	2		1			3	0.1
35,001 ~ 36,000	11					11	0.4
36,001 ~ 37,000	3					3	0.1
37,001 ~ 38,000			1			1	0.0
38,001 ~ 39,000	1					1	0.0
39,001 ~ 40,000	4					4	0.1
40,001 ~ 41,000	3					3	0.1
41,001 ~ 42,000	2	1				3	0.1
42,001 ~ 43,000							
43,001 ~ 44,000	2					2	0.1
44,001 ~ 45,000	4					4	0.1
45,001 ~ 46,000	3					3	0.1
46,001 ~ 47,000	1					1	0.0
47,001 ~ 48,000	1	1				2	0.1
48,001 ~ 49,000	1					1	0.0
49,001 ~ 50,000					1	1	0.0
50,001 ~ 52,000	6		1			7	0.3
52,001 ~ 54,000	6					6	0.2
54,001 ~ 56,000	2					2	0.1
56,001 ~ 58,000	1		1		1	3	0.1
58,001 ~ 60,000	4					4	0.1
60,001 ~ 62,000							
62,001 以上							
合 計	1,733	631	92	179	73	2,708	100.0
平均手当額 (円)	12,619	11,335	15,156	10,559	14,924	12,332	-

(注) 職員数の割合は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、空欄となっている場合があり、また、内訳の合計と合計が一致しない場合がある。

第20表 職員の交通用具使用者の給料表別、通勤距離別職員数等

通 勤 距 離	行政職給料表	公安職給料表	教育職給料表二	教育職給料表三	その他の給料表	計	職員数の割合
km	人	人	人	人	人	人	%
5 未満	344	464	461	1,407	96	2,772	23.6
5 ～ 9	317	306	405	1,886	72	2,986	25.3
10 ～ 14	252	235	317	1,255	55	2,114	18.0
15 ～ 19	117	135	276	726	47	1,301	11.1
20 ～ 24	100	92	255	388	36	871	7.4
25 ～ 29	71	47	168	194	31	511	4.4
30 ～ 34	63	42	138	91	15	349	3.0
35 ～ 39	59	29	159	54	17	318	2.7
40 ～ 44	39	13	69	30	7	158	1.3
45 ～ 49	29	3	66	14	12	124	1.1
50 ～ 54	28	3	44	6	3	84	0.7
55 ～ 59	22		26	5	3	56	0.5
60 ～ 64	27	4	10	2	6	49	0.4
65 ～ 69	9	1	7	1	1	19	0.2
70 以上	18		8	4	3	33	0.3
合 計	1,495	1,374	2,409	6,063	404	11,745	100.0
平均手当額 (円/月)	13,715	9,036	13,994	8,410	13,435	10,477	—

(注) 職員数の割合は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、内訳の合計と合計が一致しない場合がある。

第21表 職員の単身赴任手当の支給状況

区分	職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離											受給者計	手当受給者 1人当たり 平均手当月額
	100km未満	100km以上 300km未満	300km以上 500km未満	500km以上 700km未満	700km以上 900km未満	900km以上 1,100km未満	1,100km以上 1,300km未満	1,300km以上 1,500km未満	1,500km以上 2,000km未満	2,000km以上 2,500km未満	2,500km以上		
受給者	人 414	人 354	人 156	人 8	人 2	人	人 2	人 13	人	人	人	人 949	円 37,586

第22表 職員の管理職手当の支給状況

区分 部局	1種	2種	3種	4種	5種	6種	7種	8種	
	知事部局	部長	政策監	次長	参事監	課長	室長 企画監	参事	参事 (7種を除く)
警察本部		部長	署長 (大規模)		課長 署長 (3種を除く)				
教育庁			教育次長	校長 (中高一貫校)	課長 校長	校長 事務局長	校長 副校長 教頭 事務長	教頭 事務長	8種のうち教職調整額が支給されるもの
受給者	人 20	人 9	人 59	人 23	人 180	人 240	人 750	人 422	人 51
受給者計	1,754人								
手当受給者 1人当たり 平均手当月額	54,396円								

第23表 職員の地域手当の支給状況

地域手当 支給区分 区分	計	1級地 (20%)	2級地 (16%)	3級地 (15%)	4級地 (12%)	5級地 (10%)	6級地 (6%)	7級地 (3%)	非支給地
	人員	人 18,363	人 33	人 26	人 1	人 -	人 6	人 -	人 6,013
(構成比)	(100.0%)	(0.2%)	(0.1%)	(0.0%)		(0.0%)		(32.7%)	(66.9%)
平均手当月額	円 3,849	円 59,486	円 86,296	円 50,925	円 -	円 32,813	円 -	円 11,016	円 -

- (注) 1 2級地については、医療職給料表(一)の適用を受ける職員を含む。
 2 7級地については、平成17年1月3日現在の長崎市の区域にある公署等に勤務する職員数である。
 3 構成比は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、内訳の合計が計と一致しない場合がある。

4 生計費・労働経済関係

生計費関係

総務省の「全国家計構造調査」、「全国単身世帯収支実態調査」及び「家計調査」に基づき、令和4年4月の標準生計費を次の方法により費目別、世帯人員別に算定した。

(1) 標準生計費の費目

標準生計費は、次の5つの費目別に算定している。各費目の内容は、それぞれ「全国家計構造調査」、「全国単身世帯収支実態調査」及び「家計調査」の次に掲げる大分類項目に対応する。

食料費	… 食料
住居関係費	… 住居、光熱・水道、家具・家事用品
被服・履物費	… 被服及び履物
雑費 I	… 保健医療、交通・通信、教育、教養娯楽
雑費 II	… その他の消費支出（諸雑費、こづかい（使途不明）、交際費、仕送り金）

(2) 費目別、世帯人員別標準生計費の算定

2人～5人世帯については、家計調査における令和4年4月の費目別平均支出金額（日数を $\frac{365}{12}$ 日に、世帯人員を4人に調整したもの）に、費目別、世帯人員別生計費換算乗数を乗じて算定した。

なお、1人世帯については、令和元年の「全国家計構造調査」及び「全国単身世帯収支実態調査」の単身勤労者世帯について、並数階層の費用別支出金額を求め、これに消費動向の変動分を加味したものに、全国の費目別平均支出金額に対する本県の費目別平均支出金額の割合を乗じて算定した。

第24表 長崎市における費目別、世帯人員別標準生計費

費目	世帯人員				
	1人	2人	3人	4人	5人
	円	円	円	円	円
食料費	29,130	36,930	47,300	57,660	68,020
住居関係費	47,260	83,810	66,880	49,950	33,020
被服・履物費	4,950	3,410	5,340	7,270	9,200
雑費 I	19,270	31,670	45,540	59,410	73,270
雑費 II	17,430	32,220	38,300	44,360	50,440
計	118,040	188,040	203,360	218,650	233,950

労働経済関係

第25表 労働経済指標

項目	年 月												
	令和3年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	令和4年 1月	2月	3月	4月
① 定期 ・県 所定内 働の 時賃 間金	調査産業計 金額(円)	253,310	256,214	254,187	246,129	247,188	243,839	244,791	251,695	240,958	237,190	239,236	251,074
	前年同月比(%)	-1.4	-0.7	-1.1	-3.4	-3.5	-5.7	-5.5	-4.2	-3.5	-3.4	-3.5	-0.5
	調査産業計 金額(円)	229,434	234,951	233,002	226,037	227,457	223,214	223,730	230,718	222,559	219,977	220,673	232,490
	前年同月比(%)	-2.1	-1.4	-1.3	-3.4	-3.4	-5.4	-5.4	-3.6	-2.3	-1.8	-2.3	1.3
② 定期 ・全 所定内 働の 時賃 間金	調査産業計 時間数(時間)	152.6	153.1	151.4	144.3	144.9	147.9	148.9	152.8	141.9	137.2	145.7	152.9
	前年同月比(%)	10.9	10.6	10.7	10.0	10.1	10.9	11.6	14.4	10.9	10.0	10.8	12.2
	調査産業計 金額(円)	300,317	297,175	297,740	295,048	296,347	298,582	298,029	298,585	298,869	299,516	303,969	307,905
	前年同月比(%)	1.6	2.6	1.7	1.3	1.2	0.8	1.3	1.2	2.0	2.3	2.2	2.5
③ 全 所定内 働の 時賃 間金	調査産業計 金額(円)	275,920	274,365	274,013	271,923	273,619	275,136	273,881	273,736	274,671	275,153	278,933	281,865
	前年同月比(%)	1.1	0.8	0.7	0.7	0.7	0.5	1.0	0.7	1.8	1.9	1.9	2.2
	調査産業計 時間数(時間)	150.4	146.9	146.9	135.8	141.4	144.8	145.8	144.5	136.9	136.6	144.5	149.0
	前年同月比(%)	12.1	11.4	11.9	10.9	11.3	11.7	12.1	12.3	11.8	11.9	12.6	12.9
④ 全 所定内 働の 時賃 間金	調査産業計 金額(円)	301,043	281,063	267,710	266,638	265,306	281,996	277,029	317,206	287,801	257,887	307,261	304,510
	前年同月比(%)	12.4	11.5	0.3	-3.5	-1.7	-0.5	-0.6	0.7	7.5	2.2	-0.8	1.2
	調査産業計 金額(円)	338,638	317,681	302,774	294,112	295,779	312,658	304,207	344,135	314,358	285,289	343,686	344,126
	前年同月比(%)	11.5	13.1	4.9	-3.4	-2.8	0.1	-0.4	3.1	5.6	1.6	-0.1	1.6
⑤ 全 所定内 働の 時賃 間金	調査産業計 金額(円)	277,896	246,138	244,081	262,567	238,190	257,784	248,913	289,311	253,054	241,591	282,452	270,816
	前年同月比(%)	2.8	-5.8	-4.8	-1.0	-7.7	-6.6	-3.8	1.0	-5.5	0.1	-7.6	-2.5
	調査産業計 金額(円)	298,642	272,863	274,114	285,031	267,776	293,520	276,771	308,715	287,560	271,449	312,429	302,603
	前年同月比(%)	-3.3	-8.0	-2.7	-2.7	-10.7	-3.3	-10.0	-3.3	-6.4	0.0	-3.3	1.3
⑥ 全 所定内 働の 時賃 間金	調査産業計 金額(円)	246,889	227,690	291,240	261,928	200,478	237,471	241,613	309,196	223,241	236,153	292,869	330,228
	前年同月比(%)	11.5	-3.9	24.4	0.9	-30.3	3.4	3.6	9.5	-1.3	-0.4	0.2	33.8
	調査産業計 金額(円)	304,537	277,562	343,132	263,488	239,696	246,650	282,856	310,933	264,429	276,749	317,828	364,012
	前年同月比(%)	18.1	4.2	8.9	7.0	-27.4	-0.6	10.8	1.9	0.4	3.9	9.9	19.5
⑦ 全 所定内 働の 時賃 間金	調査産業計 金額(円)	18.1	4.2	8.9	7.0	-27.4	-0.6	10.8	1.9	0.4	3.9	9.9	19.5
	前年同月比(%)	-1.1	-0.8	-0.3	-0.4	0.2	0.1	0.6	0.8	0.5	0.9	1.2	2.5
	調査産業計 人員(人)	219,811	211,338	210,972	220,210	218,012	219,462	219,409	219,716	213,456	211,625	207,993	211,687
	前年同月比(%)	4.2	1.7	1.2	0.8	4.6	4.4	4.1	4.4	-0.4	-1.1	-1.7	-1.3
⑧ 有効求人倍率(季節調整)	倍	1.02	1.04	1.07	1.07	1.09	1.11	1.14	1.14	1.16	1.21	1.19	1.19

資料出所 ①、②、⑤ 厚生労働省「毎月労働統計調査」
 ③ 総務省統計局「家計調査報告」
 ④ 総務省統計局「消費者物価指数月報」
 ⑥ 長崎労働局「職業安定業務月報」

(注) 1 ①、②、④、⑤は令和2年基準である。
 2 ①、②、⑤は事業所規模30人以上の数値である。また、②は本系列の数値である。